

科学的有望地の提示に係る要件・基準の 検討結果

(地層処分技術WGとりまとめ) (案)

平成28年8月

総合資源エネルギー調査会
電力・ガス事業分科会 原子力小委員会
地層処分技術WG

目 次

第1章 はじめに	- 1 -
第2章 地層処分の基本的考え方	- 3 -
2.1 地層処分の概念	- 3 -
2.2 空間・時間スケールについて	- 4 -
2.3 安全性に関する総合的な評価について	- 6 -
2.4 段階的な処分地選定と調査スケールについて	- 6 -
第3章 地域の科学的な適性の提示に関する要件・基準の検討	- 10 -
3.1 検討の前提	- 10 -
3.2 提示に関する要件・基準の検討に係る基本的な考え方	- 11 -
3.3 地質環境特性及びその長期安定性の確保に関する検討	- 14 -
3.3.1 「回避すべき範囲」、「回避が好ましい範囲」の要件・基準	- 14 -
3.3.2 「好ましい範囲」の要件・基準	- 29 -
3.3.3 検討の結果のまとめ	- 33 -
3.4 地下施設・地上施設の建設・操業時の安全性の確保に関する検討	- 35 -
3.4.1 地下施設の建設・操業に関する検討	- 38 -
3.4.2 地上施設の建設・操業に関する検討	- 43 -
3.4.3 検討成果のまとめ	- 49 -
3.5 輸送時の安全性に関する検討	- 51 -
3.5.1 輸送時の安全性に関する検討項目の抽出・整理	- 52 -
3.5.2 「好ましい範囲」の要件・基準	- 52 -
3.5.3 検討の結果のまとめ	- 56 -
3.6 事業の実現可能性に関する検討	- 57 -
3.6.1 「好ましい範囲」の要件・基準	- 57 -
3.6.2 検討結果のまとめ	- 58 -
3.7 沿岸部に関する事項	- 59 -
3.7.1 沿岸部の特性	- 59 -
3.7.2 沿岸部の特性を踏まえた技術的対応可能性	- 60 -
第4章 「適性の低い地域、適性のある地域、より適性の高い地域」の考え方	- 61 -
4.1 基本的考え方	- 61 -
4.2 「適性の低い地域」の考え方	- 61 -
4.3 「適性のある地域」及び「より適性の高い地域」の考え方	- 62 -
4.4 今後に向けて	- 63 -
第5章 おわりに	- 64 -

1 第1章 はじめに

2

3 わが国における高レベル放射性廃棄物の地層処分については、昭和 51 年以降、核燃
4 料サイクル開発機構（現：日本原子力研究開発機構）を中心とした関係研究機関における
5 研究開発が進められ、平成 11 年に「わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分
6 の技術的信頼性－地層処分研究開発第 2 次取りまとめ」（以下、「第 2 次取りまとめ」と
7 いう）として当時の技術・知見がまとめられた。平成 12 年に原子力委員会原子力バッ
8 クエンド対策専門部会において、わが国においても地層処分が技術的に実現可能である
9 という評価がなされるとともに、技術的信頼性の向上に向け、研究開発を継続し、最新
10 の科学的知見を反映していく必要性が示された。

11 平成 12 年に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（以下、「最終処分法」という）
12 が制定され、処分の実施主体として原子力発電環境整備機構（以下、「NUMO」とい
13 う）が設立された。NUMOは、平成 14 年より全国の市町村を対象に最終処分場の立
14 地に向けた文献調査の実施について公募を開始したが、現在に至るまで文献調査を実施
15 するに至っていない。

16 このような状況を踏まえ、平成 25 年から総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業
17 分科会原子力小委員会放射性廃棄物 WG（以下、「廃棄物 WG」という）を中心に、処
18 分地選定に向けた取組の改善に関する検討が行われた。廃棄物 WG での議論の成果など
19 も踏まえ、平成 27 年 5 月には、国が科学的により適性の高いと考えられる地域（科学
20 的有望地）を提示するとともに、NUMO の行う理解活動の状況を踏まえ、自治体に対
21 して申し入れを行う等の内容を盛り込んで、最終処分法に基づく基本方針が改定（閣議
22 決定）された。

23 加えて、地層処分の技術的信頼性についても、第 2 次取りまとめから 10 年以上が経
24 過したことを踏まえ、最新の科学的知見を反映した現段階での評価や今後の研究課題を
25 早急に示すことが必要との認識から、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会
26 原子力小委員会地層処分技術 WG（以下、「技術 WG」という）にて検討が重ねられ、
27 その結果が平成 26 年 5 月に「最新の科学的知見に基づく地層処分技術の再評価－地質
28 環境特性及び地質環境の長期安定性について－」（以下、「中間とりまとめ」という）と
29 して公表された。

30

31 技術 WG では、中間とりまとめを踏まえつつ、「科学的により適性の高いと考えられる
32 地域（科学的有望地）の具体的要件・基準について地球科学的観点¹からの適性及び
33 社会科学的観点²からの適性を考慮し、総合資源エネルギー調査会（総合エネ調）にて、
34 専門家の更なる検討を進める。」との國の方針のもと³、この科学的有望地の要件・基準

¹ 主に、地質環境特性及びその長期安定性に関する議論など。

² 社会科学的観点については放射性廃棄物 WG にて検討することとなっている。

³ 第 2 回最終処分関係閣僚会議（平成 26 年 9 月）

35 について、地球科学的・技術的な観点からの議論を平成 26 年 12 月から平成 27 年 12 月
36 までに計 8 回行った。この間、透明性を高める観点から、常時情報を公開するとともに、
37 議論の内容についての専門家への意見募集⁴や、廃棄物 WG 及び原子力委員会への報告⁵
38 を行いつつ議論を進めた。

39 平成 28 年 1 月から 4 月にかけて関係学会に所属する会員及び関係機関等に情報提供
40 及び意見照会等を実施し、学術的知見及び利用する文献・データの妥当性等について専
41 門家の意見を収集した。さらに、平成 28 年 5 月に、経済協力開発機構原子力機関（O
42 E C D / N E A）による国際ピア・レビューを受けた⁶。これらのプロセスの中で示され
43 た意見や助言等については、技術 WG においてその取扱い等について審議した。また、
44 中間整理において示された問題意識を踏まえて、「沿岸海底下等における地層処分の技
45 術的課題に関する研究会」が開催され、その検討成果は平成 28 年 8 月にとりまとめられ、
46 技術 WG に報告された⁷。本とりまとめは、これらの意見や成果を踏まえ、技術 W
47 G における議論をとりまとめたものである。

⁴ 要件・基準の検討手順、要件・基準の検討結果及び現時点で利用可能と整理している文献・データ等について、意
見募集要領を経済産業省ホームページ等に掲載し実施（平成 27 年 6 月～7 月）詳細は、第 15 回技術 WG で説明

⁵ 第 40 回原子力委員会定例会議にて報告（平成 27 年 11 月）。

⁶ 最終報告書は、O E C D / N E A の HP にて 8 月 4 日公表。

⁷ 沿岸海底下等における地層処分の技術的課題に関する研究会とりまとめ（平成 28 年 8 月）参照（委員等について
は添付資料 P77 参照）。

48 第2章 地層処分の基本的考え方

49

50 本とりまとめの検討の前提となる地層処分の基本的考え方について以下の通り示す。

51

52 2.1 地層処分の概念

53

54 高レベル放射性廃棄物の最終処分においては、数万年以上の長期間にわたり人間と
55 その生活環境に放射性廃棄物の影響が及ばないようにすることが求められる。そのため、
56 地層処分では地下深部に放射性廃棄物を埋設することで、放射性物質が、生活環
57 境から隔離（物理的隔離機能）され、さらに長期にわたってその放出や分散が抑制さ
58 れ処分場周辺に閉じ込められるようにする（閉じ込め機能）。この間に、放射性廃棄物
59 に含まれる放射能の大部分が減衰するため、人間とその生活環境が放射性廃棄物に由
60 来する放射線の影響から防護される。

61 これらの目的を達成するためには、地質環境が、適切に設計された人工バリアであ
62 るガラス固化体、鋼製オーバーパック⁸及び緩衝材等が期待された性能を長期にわたり
63 発揮するのに適した特性を有するとともに、定置された放射性廃棄物の周囲の地質
64 環境（天然バリア）が放射性物質を閉じ込め、その移行を抑制するのに適した特性を
65 有することが必要である（好ましい地質環境特性）。また、適切に設計された人工バリ
66 アが期待される性能を長期にわたって発揮するためには、天然バリアとしての好まし
67 い地質環境（熱環境、力学場、水理場、化学場）を有しているか評価することも必要
68 であり、また長期にわたる地質環境の変動が許容できる変動範囲内にとどまることが
69 求められる（地質環境の長期安定性）。

70 具体的には、人工バリアと天然バリアにより長期にわたり放射性廃棄物が隔離され
71 閉じ込められることは、さまざまなシナリオに基づいた予測解析的な手法により総合
72 的に評価し確認する必要がある。例えば、オーバーパックが破損し、ガラスの溶解速
73 度と放射性物質に固有の溶解度に制限されてガラス固化体から溶け出した放射性物質
74 が、緩衝材を通過後、岩盤中の地下水の流れに沿って移動し、最終的に地表に至ること
75 を想定した地下水シナリオなどによる評価を行うことが想定される。

⁸ 第2次取りまとめでは、オーバーパックの材料としては炭素鋼に加えて、チタンや銅などの代替材料も検討されている。

76 参照：放射能減衰と多重バリアとの関係

77 高レベル放射性廃棄物は使用済燃料からウラン、プルトニウム等の有用物を分離した
78 廃液をガラス固化したものであり、原子炉内における核分裂反応に伴って生じる様々な
79 放射性物質を含んでいる。放射性物質には半減期の短いものから非常に長いものまで含
80 まれる。製造直後のガラス固化体の放射能のうち大きな割合を占めるストロンチウム
81 90 やセシウム 137 は比較的半減期が短いため、埋設後数百年程度の間はそれら核種の
82 崩壊に伴う放射能や発熱が著しいが、それらの値は急激に低減し、放射能量は千年後には
83 埋設時の千分の一以下となる。このとき放射能量が支配的な核種は半減期約433年(注
84 1) のアメリシウム 241 である(注2)が、ガラス固化体には、ジルコニウム 93(半減
85 期約 161 万年(注1)) やネプツニウム 237(半減期約 214 万年(注1))などの半減期
86 が非常に長い放射性物質が含まれるため、核燃料のもととなったウラン鉱石の放射能量
87 まで減衰するのには数万年程度かかる。

88 第2次取りまとめでは、適切な処分地選定を行った上で、地下水シナリオを用いて評
89 価を行っているが、この地下水シナリオでは、評価上、放射能や発熱量が大きい初期段
90 階(約千年)後にオーバーパックが機能を失った後にガラス固化体から地下水に溶出した
91 放射性物質が緩衝材と吸着・脱着を繰り返しながら地下水と共に移行し、さらに岩盤
92 を経て最終的に地表の生活圏に到達することを仮定している。この評価においては、大
93 部分の放射性物質が溶解せずに固体としてその場に閉じ込められた状態となること、ま
94 た、一部溶解した放射性物質についても、緩衝材と吸着・脱着を繰り返しながら拡散し、
95 地下水と共に移行する速度が十分に遅いために、最終的に地表の生活圏に到達するのが
96 十分遅くなり、ほとんどの放射能は地下深部に留まるうちに減衰してしまうことが結果
97 として得られている。なお、オーバーパックの腐食については、わが国の平均的な地質
98 環境下においては、千年後について大きく見積もっても元々のオーバーパックの厚さ約
99 20 cmのうち4 cm程度にとどまり、その後も長期にわたって頑健性が確保されると評価
100 されている(JNC,1999)。

101 注 1) <http://wwwndc.jaea.go.jp/CN14/index.html>

102 注 2) JNC (1999) の図 4.3-2

103

104 2.2 空間・時間スケールについて

105

106 地質環境の変動を地質学的な調査や評価方法により確認をするにあたって、前提と
107 なる空間スケールを定義した上で、満たす必要のある要件及びその時間スケールにつ
108 いての考え方を示す。

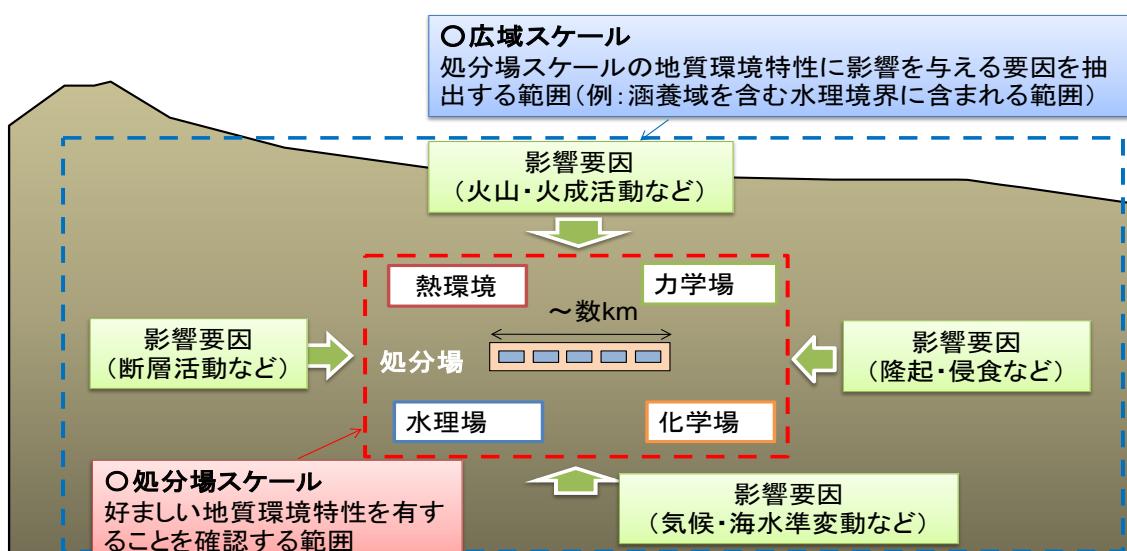
109 地下深部の好ましい地質環境特性やその長期安定性を確認する対象となる範囲とし
110 て、放射性廃棄物を埋設した空間(処分場)とその近傍の岩盤を含む空間を、「処分場
111 スケール」と定義する。処分場スケールの外側にあって、処分場スケールを取り巻く

112 地質環境特性である熱環境、力学場、水理場、化学場に対して、影響を与える要因を
113 抽出する範囲を「広域スケール」と定義する(図2.2.1)。

114 「広域スケール」では、より長期で広域の空間の枠内で運動しているプレートの一部として変動している地質環境が、どの様な幅で変遷する可能性があるかを考える。
115 また、厚い岩盤による物理的隔離機能を損なう天然現象としては、長期にわたり徐々に進行する侵食や急激に起こる火山活動等が考えられ、これらの将来の悪影響を十分な信頼性を持って回避することが求められる。

119 一方、「処分場スケール」では、人工バリアと、地質環境である天然バリアの各構成要素それぞれの閉じ込め機能が時間とともにどのように変遷する可能性があるかを考える。廃棄物埋設後、数百年程度の期間は、主に初期の放射能の大部分を占めるセシウム137やストロンチウム90の崩壊に伴うガラス固化体の発熱が著しいため、地下水の熱対流や放射線分解等が起こりやすい条件が想定される。オーバーパックは、このような放射性物質の移行が起こらないよう、初期段階においてガラス固化体と地下水との接觸を防止することにより、放射性物質の地下水への浸出を抑制する。また、オーバーパックが徐々に腐食され、その機能を失ったとしても、ガラス固化体は水に溶けにくいため、放射性物質の浸出は抑制される。ただし、非常にゆっくりではあるが、ガラスが溶解する可能性があり、保守的な見積もりによれば7万年程度経過するとガラス固化体の全量が溶解すると考えられている。このように、処分場スケールの地質環境は、人工バリアの機能が所定の期間維持されるのに適した設置環境としての特性を有すること、天然バリアが放射性物質の溶解、移行を抑制するのに適した特性を有すること、さらには、それらの特性が数万年以上の長期間の時間スケールにおいて変遷する中で許容できる変動範囲内にとどまることが求められる。

134



135

136

図2.2.1 空間スケールの概念図

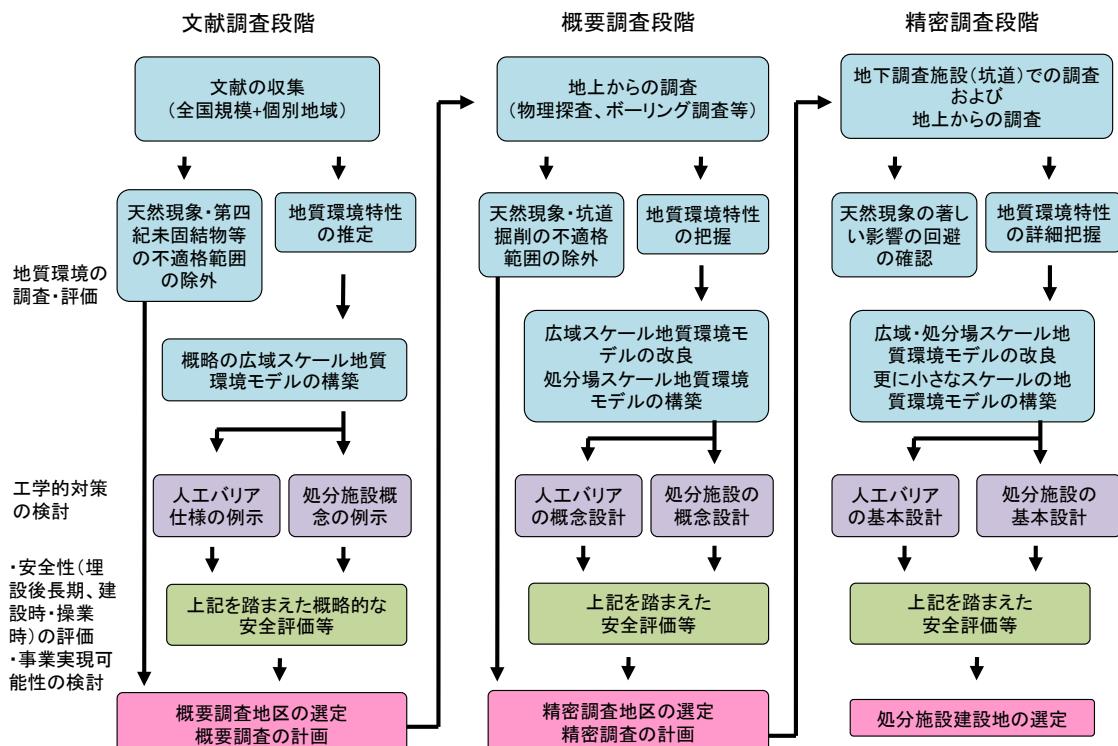
137 2.3 安全性に関する総合的な評価について

138

139 NUMOは、図2.3.1に示すような形で地質環境の調査・評価を行うとともに、人工
140 バリアや処分施設の設計を踏まえた総合的な安全性の評価（安全評価）を行うことと
141 している。

142 個別地点を対象に、多重バリアからなる地層処分システムの安全性を定量的に示す
143 ためには、選定された個別地点を対象とした広域スケールにおける火山・火成活動や
144 断層活動といった天然現象に関連する将来の変動予測を行い、処分場スケールの地質
145 環境特性（熱環境・力学場・水理場及び化学場）の変動幅を評価した上で、人工バリ
146 アや処分施設の設計を行いその結果に基づく安全評価を行う必要がある。

147



148 図2.3.1 サイト選定段階における実施事項

149

150 2.4 段階的な処分地選定と調査スケールについて

151

152 最終処分法では、NUMOが三段階の処分地選定調査を実施することとしている。
153 文献調査においては、概要調査地区として選定しようとする地区及びその周辺の地
154 域について、文献その他の資料により、過去の地震等の履歴、活断層・火山の状態、
155 地層の状態及び鉱物資源の有無等が調査される。また、実施主体の取組として、事業
156 の実現可能性の観点からの検討も同様になされることとなる。

157

概要調査においては、概要調査地区内の処分を行おうとする地層及びその周辺の地層について、物理探査やボーリング調査等により、岩石の性質と状態、活断層の位置や性状、過去の地震等の履歴及び破碎帯や地下水の概要等が調査される。

精密調査においては、地下調査施設を建設することにより、岩石・岩盤の力学的特性、地層の化学的性質及び地下水の流速や化学組成等の詳細が調査される。

図 2.4.1 に、段階的な調査の対象範囲としての調査スケールと空間スケールの関係を、図 2.4.2 に、処分地選定に係る段階的調査の進め方と調査スケールのイメージを示す。文献調査、概要調査、精密調査と段階が進むごとに、調査対象となる範囲を段階的に絞り込み、それに従い処分システムの置かれる地質環境に関する情報は、文献や地表面付近で得られる情報に加え地下深部までのデータが付加されていくことから、詳細度と信頼度が増していく。これに伴い、処分場の設計や安全評価といった総合的評価は精緻化され、それらの信頼度も向上していく。

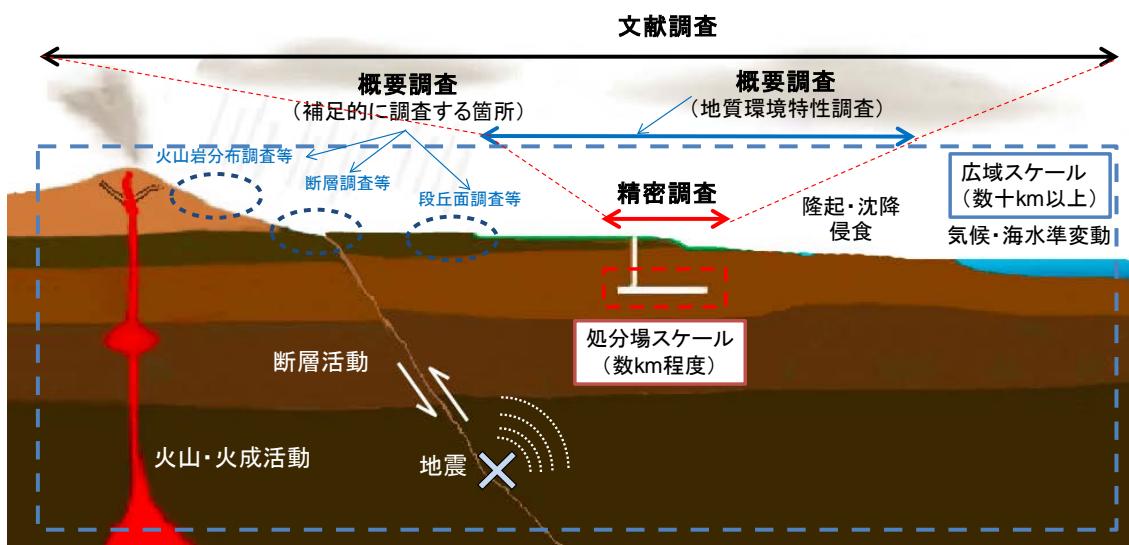
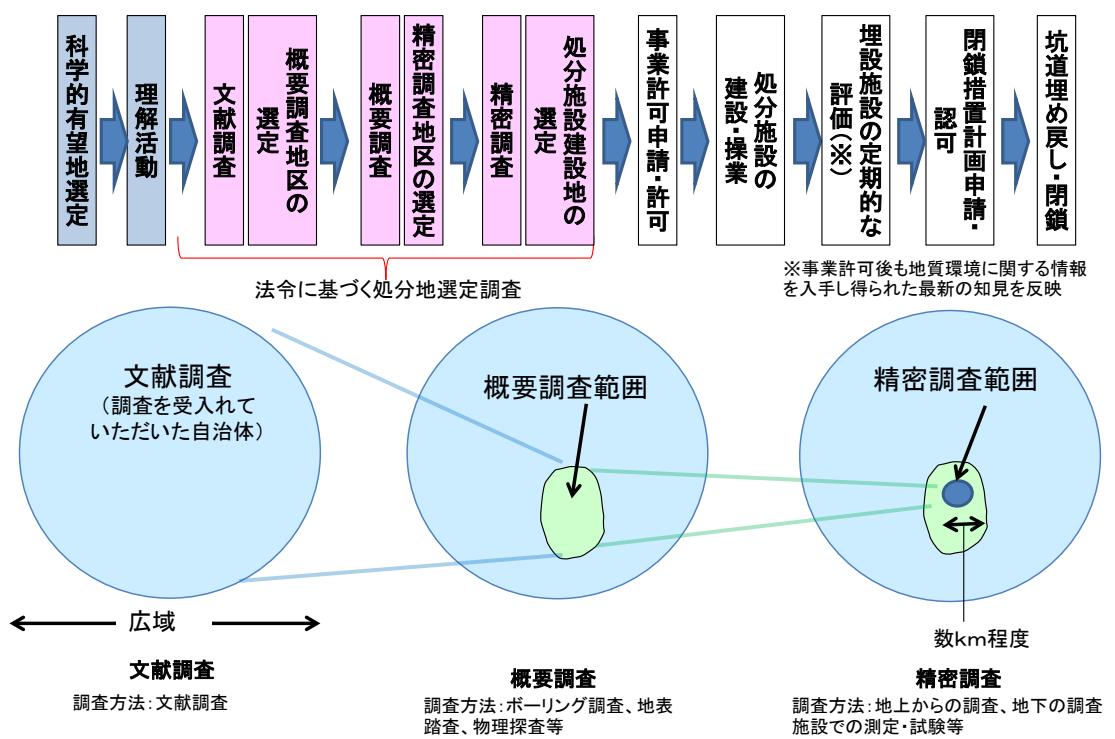


図 2.4.1 調査スケールと空間スケールのイメージ



172

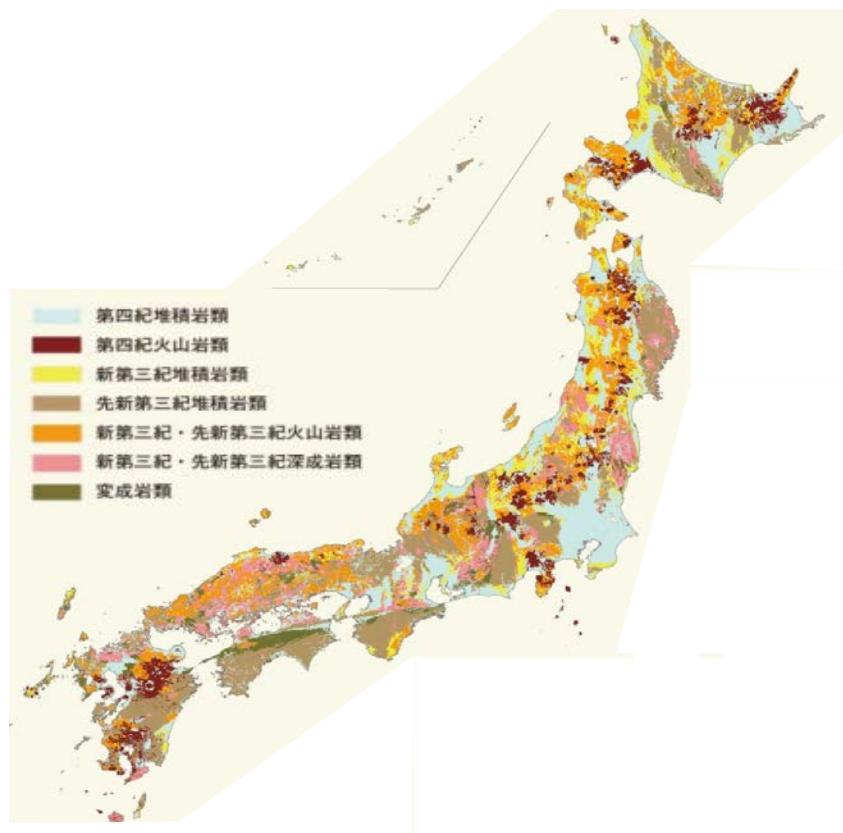
173 図 2.4.2 具体的な処分地選定に係わる法定調査の進め方と調査スケールのイメージ

174 参照：日本の地層の特徴

175 日本には、さまざまな形成年代や履歴を持つ岩種が分布しており、数 100 万年前に形
176 成されたような比較的新しい地層から 5 億年程度まで遡る古い地層まで存在する。

177 わが国ではこれまで岩種を特定することなく幅広い地質環境を対象に地層処分の研
178 究開発が行われてきた。その結果、わが国に広く分布する結晶質岩及び堆積岩のいずれ
179 においても地層処分の実現可能性があるとの結論が得られている（JNC, 1999）

180 地層処分にあたって地質環境に求めることは、火山活動や断層活動などの天然現象の
181 著しい影響を受けない安定した環境であることや、地下水の流れが緩慢で、酸素がほと
182 んどなく、また、坑道が掘削可能な強度をもっているといった好ましい条件を備えてい
183 ることである。処分地が実際にこれらの要件を満たしているか否かについては、処分地
184 選定調査を通じて確認していくこととなる。



185

186 日本列島の地質図(日本列島と地質環境の長期安定性, 地質リーフレット 4, 日本地質学会, 2011)

187 第3章 地域の科学的な適性の提示に関する要件・基準の検討

188

189 3.1 検討の前提

190

191 「より適性の高い地域（科学的有望地）」の提示にあたっては、より適性の高い地域
192 のみならず適性の低い地域も含めた、わが国全体の科学的な適性を提示することとなる。
193 これらの提示に係る要件・基準の検討にあたり、議論の前提として、廃棄物WGでは、
194 その提示の意義・目的について以下のように整理した。

195

- 196 • 安全性の確保の観点から相対的に適性の低い地域を予め調査対象から除外すること
197 によって、安全を第一に処分地選定を進めるに資する。また、こうした政府
198 の方針について、具体的な取組で示すことで、国民・地域の理解を得ていく。
- 199 • 科学的有望地が含まれる地域のみならず、広く全国の国民・地域に最終処分問題を
200 認識・理解してもらう契機・材料を提供する。また、科学的有望地が含まれる地域
201 に対し、その後の重点的な理解活動に繋げる。

202

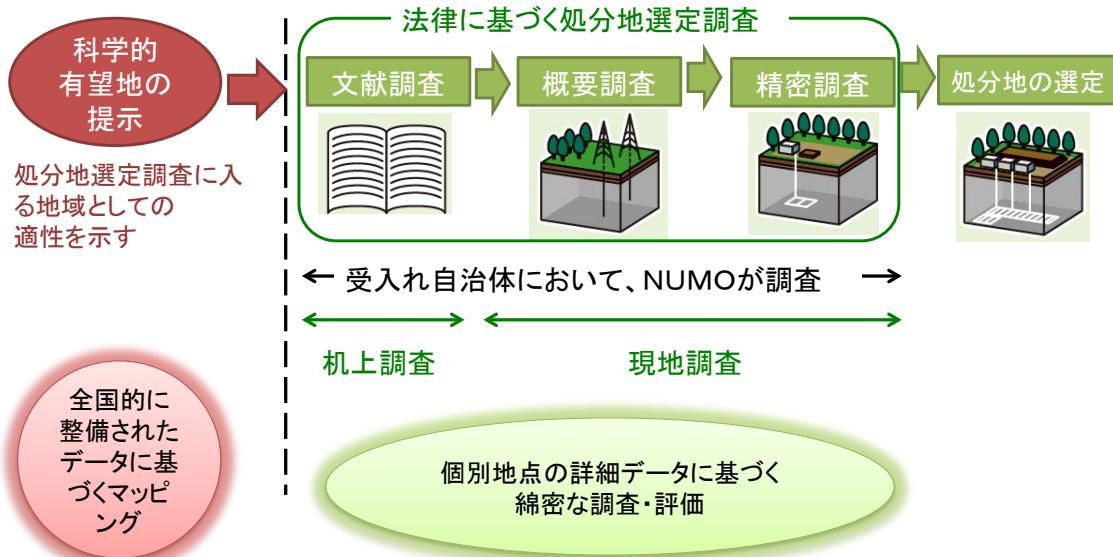
203 また、廃棄物WG及び技術WGにおいて共有すべき留意事項として、1) 科学的有望
204 地の提示は、安全性の確保を重視する（安全性の重視）、2) 科学的有望地の提示は、
205 最終処分事業のプロセスの中で初期段階に用いるものであり、今後、処分地選定調査を
206 実施していくものという全体像を国民に分かりやすく示せるようにする（全体像の提
207 示）、3) 検討プロセスは全て公開にするとともに、検討に用いるデータ等は、全て一
208 般に入手可能なものを用い、科学技術の進展等に応じて将来的な変更があり得るもので
209 あるとの前提で、将来的な検証可能性を確保する（透明性の確保）の三点を提示した。

210

211 技術WGでは、上記を議論の前提とした上で、法令に基づく処分地選定調査との関係
212 （図3.1.1）について議論し、以下の通り整理を行った。

213

- 214 • 現時点での科学的知見に基づき、法令に基づく処分地選定調査（文献調査、概要調
215 查、精密調査）に入る前段階における評価として、将来的に処分地選定調査を行う
216 ことによって最終処分施設建設地としての適性が確認できる可能性が高いと評価
217 できる地域を「より適性の高い地域（科学的有望地）」とする（図3.1.1）。
- 218 • そのため、科学的有望地に含まれることは、直ちに個別地点の最終処分施設建設地
219 としての適性を保証するものではなく、その適性は、法令に基づく処分地選定調査
220 において、段階的に確認されるものである。



221

222 図 3.1.1 提示と処分地選定調査との関係

223

224 3.2 提示に関する要件・基準の検討に係る基本的な考え方

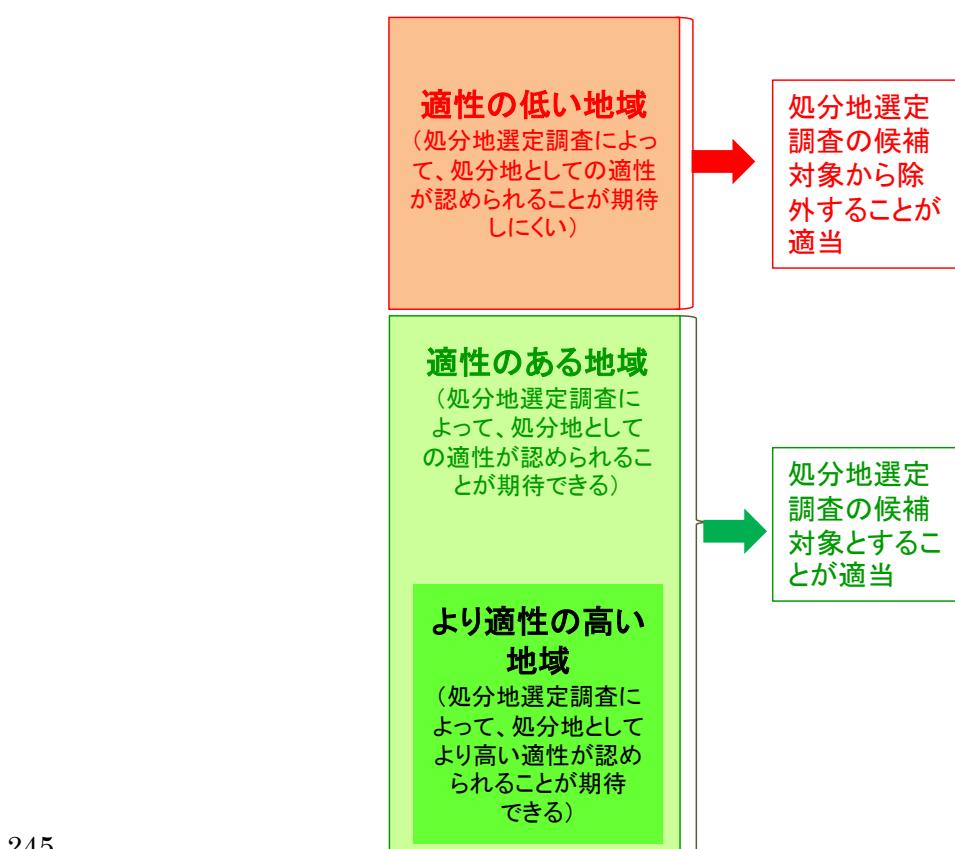
225

226 提示にあたっては、まず、地層処分の安全性が損なわれる可能性があり、処分地選定
 227 調査によって、処分地としての適性が認められることが期待しにくいと考えられる地域
 228 を「適性の低い地域」と整理することとする。この地域は処分地選定調査の候補対象か
 229 ら除外することが適当である。それ以外の地域は、地層処分にとって好ましい地質環境
 230 が存在し、長期にわたってそれが維持されることを現時点で保証できるものではないが、
 231 処分地選定調査によってそのことが確認できることが期待でき、処分地としての適性が
 232 認められることが期待できる地域として「適性のある地域」と整理する。また、「適性
 233 のある地域」の中で、安全性や事業の実現可能性の観点から、処分地選定調査によって、
 234 処分地としてのより高い適性が認められることが期待できる地域を「より適性の高い地
 235 域」と整理する。

236 上記「適性のある地域」及び「より適性の高い地域」は、処分地選定調査の候補対象
 237 とすることが適当である（図 3.2.1）。

238

239 なお、地層処分の処分地選定の考え方は、一定の安全上の基準がクリアされた場所に
 240 おいて、天然バリアと人工バリアを組み合わせた工学的対応をおこなうことで、安全性
 241 確保上必要とされる水準の閉じ込め機能・隔離機能が成立する場所を選ぶものであって、
 242 "最適地"というものが存在することを前提とするものではない。また、安全評価は、広
 243 域的なデータのみでは判断できず、段階的な処分地選定調査において様々なデータを取
 244 得し、総合的な評価により判断していくこととなる。



245

246 図 3.2.1 「適性の低い地域」、「適性のある地域」、「より適性の高い地域」と処分地
247 選定調査との関係

248

249 以上を踏まえ、提示に関する要件・基準については、地層処分の安全性確保に重点を
250 置くこととし、以下の①～④に分けて検討を行うこととした。

- 251 ①地質環境特性及びその長期安定性の確保に関する検討
252 ②地下施設・地上施設の建設・操業時の安全性の確保に関する検討
253 ③放射性廃棄物の輸送時の安全性の確保に関する検討
254 ④事業の実現可能性の観点からの検討

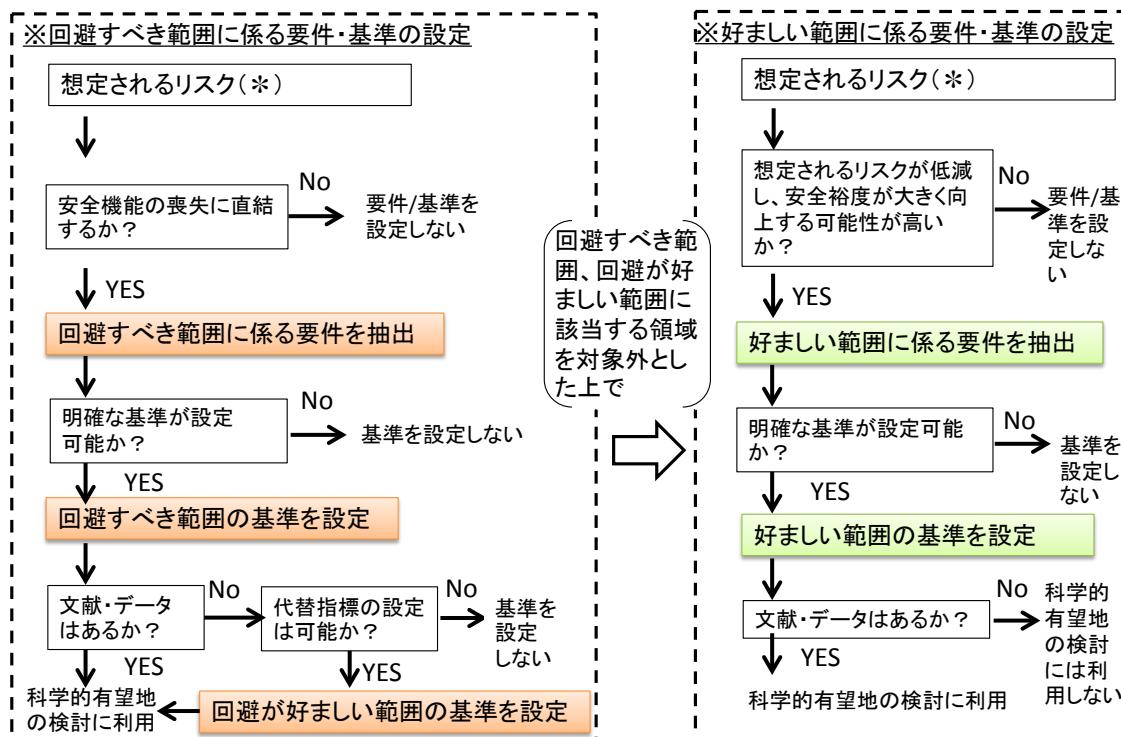
255 なお、①地質環境特性及びその長期安定性の確保に関する検討については、第2章で
256 述べた通り数万年以上の極めて長期間の時間スケールを扱う。一方で、②建設・操業時
257 の安全性、③輸送時の安全性及び④事業の実現可能性については、数10年程度といっ
258 た時間スケールを対象とするものである。具体的な検討においては、まず①～④につい
259 て「適性の低い地域」を設定するため、各項目における「回避すべき範囲」、「回避が好
260 ましい範囲」に係る要件・基準の設定可能性について検討を行った。具体的には、基準
261 が明らかになりその基準に係る文献・データが存在する場合には、「回避すべき範囲」
262 と定義した。一方、検討を進めていく中で、いくつかの項目については、基準が設定で
263 きない、文献・データが存在しない場合があった。そのため、その基準を裏付ける文献・

264 データが存在しない場合には、代替指標の設定可能性を確認し、それが可能な場合には、
265 代替指標を用いた「回避が好ましい範囲」と定義した。

266 同様に、①～④の各項目について、安全裕度を大きく向上させるような環境が明らか
267 になった場合を「好ましい範囲」と定義した。具体的な要件・基準の検討手順を図 3.2.2
268 に示す。

269 また、今回の検討にあたって用いる文献・データについては、わが国全体における地
270 域の相対的な適性の高低を示し国民理解を促すとの目的に照らし、1) 品質が確保され
271 (信頼性の観点)⁹、2) 全国規模で体系的に整備されるなどにより地域間のデータが
272 客観的に比較可能とし(地域間の公平性確保の観点)、3) 現時点で一般的に入手可能
273 である(透明性・検証可能性の観点)ことが適当であると整理した。

274



275
276 ※「想定されるリスク」とは、「処分場の安全性に悪影響を及ぼす可能性があること」を示す。

277 図 3.2.2 「回避すべき範囲」、「回避が好ましい範囲」、「好ましい範囲」の要件・基準
278 の検討手順

279

280 なお、次項以降で抽出された要件・基準のうち、科学的有望地の提示には利用しない
281 ことと整理したものもあるが、それらも個別地点における処分地選定調査においては考
282 慮することが必要である。

⁹品質が確保された文献・データとは、例えば国立の研究機関や学会などの発行者の信頼性が確保されているものや査読等を受けた文献などを想定。

283 3.3 地質環境特性及びその長期安定性の確保に関する検討

284

285 中間とりまとめにおいては、地層処分の機能に著しい影響を与えるわが国における天
286 然現象の発生要因と考えられるプレート運動について、第2次取りまとめ及びそれ以降
287 の最新の知見に基づけば、プレート運動に関連する断層運動や地殻変動は少なくとも数
288 10万年から100万年程度は同じ傾向で継続していることから、現時点では、将来10万
289 年程度であれば現在の運動の傾向が継続する可能性は高いと考えられる（梅田ほか、
290 2013）ことを示した。

291 その上で、中間とりまとめにおいては、わが国におけるそれらの事象の偏在性や、各
292 事象により著しい影響を受ける範囲を明示するとともに、文献調査段階及び概要調査段
293 階のそれぞれにおいて、それらの事象を回避するための基本的な考え方を具体的に示し、
294 そのことから、段階的な処分地選定調査により、好ましい地質環境に著しい影響を与える
295 事象を回避することで、10万年程度の期間、後述するおのおのの好ましい地質環境
296 とその地質環境の長期安定性を確保できる場所が選定できるものと考えられるとした。

297 上記の検討結果に基づき、地質環境特性及びその長期安定性の確保に関する検討を行
298 った。

299

300 3.3.1 「回避すべき範囲」、「回避が好ましい範囲」の要件・基準

301

302 中間とりまとめでは、物理的隔離機能を喪失させる事象として、「マグマの処分場へ
303 の貫入と地表への噴出」と「著しい隆起・侵食に伴う処分場の地表への著しい接近」を
304 抽出している。閉じ込め機能を喪失させる事象については、将来、好ましい地質環境特
305 性を変動させる可能性のある地質的な事象を、影響の大小に關係なく抽出し変動範囲を
306 推定した上で、変動範囲が設計での対応可能な範囲を超えて閉じ込め機能の喪失に至る
307 条件のある場合に、著しい影響を与える事象として特定している。さらにこのように特
308 定した事象を火山・火成活動、断層活動、隆起・侵食の天然現象に大きく分類している。
309 なお、気候・海水準変動は、侵食の要因として評価している。この結果を踏まえ、検討
310 事項を、表3.3.1.1①～⑤のように再整理した。

311 更に、物理的隔離機能の喪失に著しい影響を与える事象のひとつとして、偶発的な人
312 間侵入も考えられることから、鉱物資源探査に伴う人間侵入のリスクについても検討す
313 ることとした¹⁰。

314 地層処分場に影響を与える事項については、国際機関により体系的に FEP (F:feature
315 特質, E:event 事象, P:process 過程) リストとして整理されている。国際機関のリスト
316 (NEA, 2014) では、外部事象 (external factors) の地質的事項 (geological factors) 、気

¹⁰ これまででも、地質環境の長期安定性とともに、サイト選定の初期段階で考慮すべき「サイト選定の可否にかかわる地質環境の要件」のひとつとして認識されている（第2次取りまとめ、分冊1、4.1.2）。

317 候的事項(climate factors)、将来の人間活動 (future human actions) 等のリストが整理され
318 ており、今回検討の対象とした事項は、このような国際的なリストと比較しても整合的
319 である。

320

321 表 3.3.1.1 物理的隔離機能の喪失、閉じ込め機能の喪失にかかる天然現象
322

		火山・火成活動等	断層活動	隆起・侵食	気候・海水準変動
物理的隔離機能の喪失		①マグマの処分場への貫入と地表への噴出	—	②著しい隆起・侵食に伴う処分場の地表への著しい接近	
閉じ込め機能の喪失	熱環境	③地熱活動(非火山性を含む)	—	—	侵食の要因として評価
	力学場	—	⑤処分深度に達する断層のずれ	—	
	水理場	—	⑤断層のずれに伴う透水性の増加	—	
	化学場	④火山性熱水や深部流体の移動・流入	⑤断層のずれに伴う透水性の増加(条件による)	—	

323

①火山・火成活動（マグマの処分場への貫入と地表への噴出）

マグマの貫入・噴出は、地層処分システムの物理的な隔離の機能を広範囲にわたり喪失させる恐れがあるため、その影響範囲を回避する必要がある。現象の考え方及び回避の対象については、以下のように整理される。

328

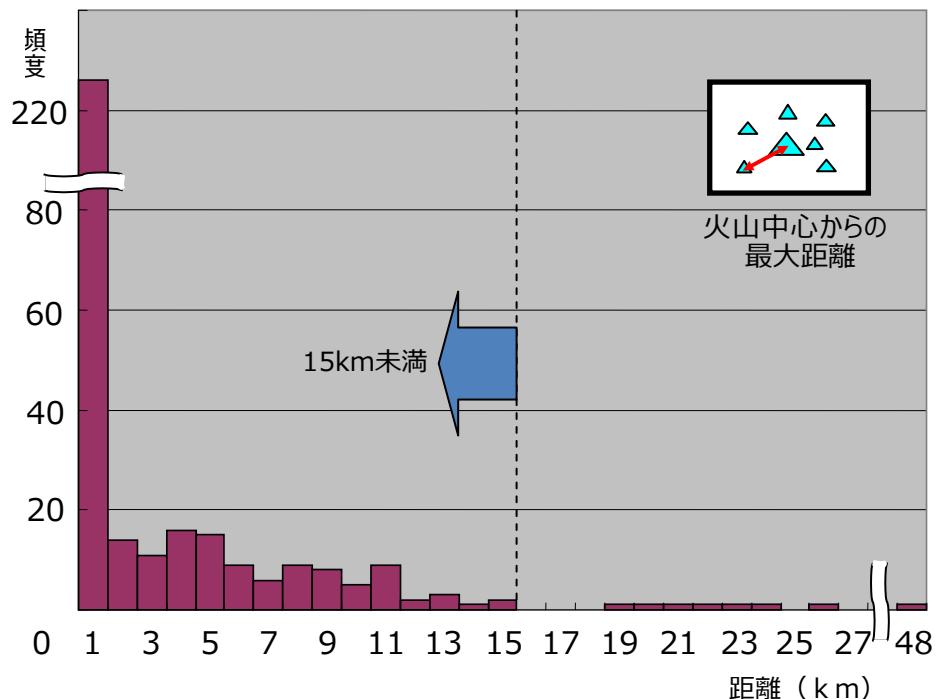
- 東北地方では、火山活動は火山フロントの背弧域に限定して繰り返し生じており、火山が分布する領域と、分布しない領域（空白域）が存在している。北海道に関しても、火山フロントが形成されている。一方、西南日本のうち山陰から九州地方北部に関しては、火山フロントが明確ではない。
- 一部の火山¹¹を除いて、マグマが地表に噴出した火口の位置から半径 15 km の円の範囲に分布する（図 3.3.1.1）ことから、第四紀火山から半径 15 km の円の範囲は、調査段階の初期において回避すべき範囲と考える。
- なお、カルデラを形成する第四紀火山や単成火山群等の火山のマグマ活動の範囲は、上記の範囲を超える可能性もあること、さらに、三宅島火山の 2000 年噴火で

¹¹陥没カルデラを形成する第四紀火山や単成火山群等の火山。また、三宅島火山の噴火では、岩脈が 30 km 以上に及んだ例がある。それらは処分地選定調査において考慮することとする。

338 は、岩脈マグマが火山中心から 30 km 以上移動した事例があることから、実際に
339 回避する距離については、個別地点における処分地選定調査の結果に基づいて評
340 價する。

- 341 •カルデラ火山については、カルデラ内は、過去の噴火活動等により地下数 km ま
342 での範囲で様々な擾乱を受けている可能性が高いことから、直径が 15 km を超え
343 る場合についてもカルデラ内は回避すべき範囲と考える。
- 344 •また、火山には誕生から活動停止までのライフサイクルがあることが知られてお
345 り、既存の火山から 15 km 以上離れた場所に新たな火山が発生する可能性が考
346 虑される。そのため、第四紀火山が存在しない地域にあっても、処分地選定調査の
347 結果に基づいて評価した結果、将来新たな火山・火成活動が生じる可能性の高い
348 地域は回避すべきである。加えて、現在、上部マントル内にマグマが発生・上昇
349 する温度・圧力条件が存在しない地域においても、将来、その条件が発生する可
350 能性があるか否かについて、マントル物質の対流モデル等を加えて新たな評価モ
351 デルを構築することが望ましい¹⁴。

352



353

354 図 3.3.1.1 第四紀火山の中心と個別の火山体との間の最大距離と頻度
355 (NUMO(2004) に一部加筆 (第四紀火山カタログ委員会編, 1999 を基に作成))

¹⁴地殻熱流量、地震波トモグラフィー、ヘリウム同位体比などの観測データなどを用いる方法も考えられる。

356 全国規模で利用可能な文献・データとして、「日本の火山 第3版（産業技術総合研
357究所, 2013）」がある。このデータは、全国の第四紀¹⁵火山の分布や各種情報が示され
358 ており、かつカルデラ縁（リム）も示されている。

359 以上を踏まえ、本項目に係わる要件・基準を以下のように設定することが適当である。
360

361 ◆要件

362 マグマの処分場への貫入と地表への噴出により、物理的隔離機能が喪失されないこと

363 ◆回避すべき範囲の基準

364 第四紀火山の中心から 15 km 以内

365 第四紀の火山活動範囲が 15 km を超えるカルデラの範囲

367 上述のように個別の火山におけるマグマ活動の範囲は、上記の範囲を超える可能性もあることから、個別地点に関する詳細な文献調査により、上記の範囲を超えて影響が想定される範囲、並びに処分地選定調査終了まで（特に概要調査段階）には、以下の範囲
368 について回避する必要がある。

371

- 372 • 火山の有無、火山活動の痕跡の有無、影響範囲、マグマの発生領域となる高温異常域、熱水・ガス噴出の分布範囲について、調査・評価することにより、影響が想定される範囲
- 373 • 対象地域の火山活動の規則性や、マントル内の熱・物質対流評価等に基づいて推定することにより、将来著しい影響が及ぶ可能性が高いと考えられる範囲

377

378 ②隆起・侵食（著しい隆起・侵食に伴う処分場の地表への著しい接近）

379 隆起・侵食により、処分場が地表に著しく接近する場合について、地層処分システムの物理的隔離の機能を広範囲にわたり喪失させる恐れがあるため、隆起や海水準変動等の影響も考慮し、侵食作用（マスムーブメントも含む）が著しいと考えられる範囲を回避する必要がある。現象の考え方及び回避の対象については、以下のように整理される。

384

- 385 • 侵食のうち、線的侵食である河川による下刻が最も厳しく、主要な検討対象とすべき形式である¹⁶。また、波浪侵食による海食崖の後退にも留意する必要がある。
- 386 • 内陸については、隆起があった場合は隆起した分だけ侵食する、隆起量の予測の不確実性が高い場合は保守的に侵食基準面まで侵食する¹⁷、等と仮定する方法が

¹⁵ 第四紀とは、約 260 万年前から現在までの地質時代。

¹⁶ 下流域・河口付近では海水準の低下に伴う下刻による侵食量が隆起量を上回ることが多い（高木ほか, 2000）。

¹⁷ 侵食作用による地表面の低下は侵食基準面（内陸河川では合流する大きな河川の河床面等、沿岸では海面）に向かって進む。また、侵食速度は侵食基準面に対する比高に依る（中間とりまとめ, 5.3.4）。

389 考えられる。
390 • 沿岸については、海水準変動を推定し、地形面と侵食基準面である海面との比
391 高から、侵食量の時間的な変化を積算して評価する方法等が考えられるが、不確
392 実性が高い場合には、海面が最も低下した状態（最大－150 m）を想定し、侵食量
393 を保守的に評価することが考えられる。沖積層の基底深度の情報も、将来の侵食
394 量を推定する際の目安となると考えられる。

395
396 このうち、文献調査までに回避すべき範囲は、以下の通りである。
397
398 • 過去十万年における最大侵食量が 300 m¹⁸を超えたことが明らかな範囲
399 • 以下のような明らかに著しい侵食量が予想される場所
400 ➤ 内陸の隆起性山地（目安として今後十万年内に隆起量が 300 m を超えると考え
401 られる地域）
402 ➤ 隆起が顕著な沿岸部で、海面低下量と合わせて大きな侵食量が見込まれる地
403 域（目安として、隆起と海面低下に伴う侵食量（海面が最も低下した状態（最
404 大－150 m）で海面低下分が全て侵食されると想定）が今後十万年内に 300 m
405 を超えると考えられる地域）

406
407 全国規模で利用可能な文献・データの例として、約 20 km 四方のエリアを単位とし
408 て過去十数万年の平均隆起・沈降速度を示した、「日本列島と地質環境の長期安定性
409 付図 5 最近約 10 万年間の隆起速度の分布（日本地質学会地質環境の長期安定性研究
410 委員会編, 2011）」がある¹⁹。このデータは最近約 10 万年間の隆起速度分布が示され
411 ているが、最大の範囲は 90 m 以上/10 万年という範囲のデータしか示されておらず、
412 直接的に隆起量が 300 m を越えた可能性がある範囲を特定できない。一方で、沿岸部
413 については、海水準低下（最大－150 m）を考慮すると、90 m 以上/10 万年の隆起量と
414 合わせ、300 m/10 万年を超える隆起・侵食に相当する事象が発生する可能性が比較的
415 高いと考えられる。（なお、リーフレット作成に用いられた参考文献（吉山・柳田, 1995;
416 第四紀地殻変動研究グループ, 1969 等）によると、過去 10 万年間の隆起速度分布が
417 90 m 以上/10 万年のメッシュの中で、300 m を越えるデータは存在しない。）

¹⁸最終処分法では、「この法律において「最終処分」とは、地下三百メートル以上の政令で定める深さの地層において、特定放射性廃棄物及びこれによって汚染された物が飛散し、流出し、又は地下に浸透するがないように必要な措置を講じて安全かつ確実に埋設することにより、特定放射性廃棄物を最終的に処分することをいう（第二条第二項）」と定められており、高レベル放射性廃棄物を地下 300 m 以深に処分することを想定している。

¹⁹「海岸部では、約 12-13 万年前に形成された海成段丘、平野・丘陵部では過去十数万年に形成された河成段丘を主な拠り所とし、山間部や沈降域についてはこれらに複数の地形・地質情報を総合して作成したもの」であり、藤原ほか（2004）を基にしている。藤原ほか（2004）では、海岸部については空中写真の判読と必要に応じた現地調査に基づいて作成した 20 km 四方程度の 5 万分の 1 海成段丘分布図等から構成される小池・町田編（2001）などに基づいているが、内陸部についてはデータがまばらな地域（平均で 20 km 四方に 2~3 点程度）もあり、それらのデータを元に地形や地殻変動などのデータと組み合わせ内挿・外挿といった手法を用いて推計した部分もある。また、一部中国・九州地方の大半と四国地方の一部などについては凡例にも記載されているが、データが無い箇所がある。

418 以上を踏まえ、本項目に係る要件・基準を以下のように設定することが適当である。

419

420 ◆要件

421 著しい隆起・侵食に伴う処分場の地表への著しい接近により、物理的隔離機能が喪失
422 されないこと

423 ◆回避すべき範囲の基準

424 過去 10 万年における最大侵食量が 300 m を超えたことが明らかな範囲

425 ※ただし、基準を適用する全国規模で体系的に整備された文献・データが存在しな
426 いことから、当該範囲を判断することができない。

427 ◆回避が好ましい範囲の基準

428 全国規模で体系的に整備された文献・データにおいて、将来 10 万年間で隆起と海水
429 準低下による侵食量が 300 m を超える可能性が高いと考えられる地域（具体的には、
430 海水準低下による最大 150 m の侵食量が考えられる沿岸部のうち、隆起速度最大区分
431 （90 m 以上/10 万年）のエリア）

432

433 なお、上述した文献調査までに回避すべき範囲に加えて、処分地選定調査終了まで（特
434 に概要調査段階）には、以下の範囲について回避する必要がある。

435

436 •以下のような明らかに著しい侵食量が予想される場所

437 ➤ 内陸の隆起性山地（目安として今後十万年内に隆起量が 300 m を超えると考え
438 られる範囲）

439 ➤ 隆起が顕著な沿岸部（目安として、隆起と海面低下に伴う侵食量が、今後十万
440 年内に 300 m を超えると考えられる範囲）

441 •基準地形面の調査や堆積物の調査等の現地調査に基づいて、隆起量を評価し、さら
442 に海水準変動を考慮して将来の侵食量を評価する。評価結果に基づき、処分場の設
443 置深度の設定し、工学的な実現可能性も評価した上で、著しい影響が想定される範
444 囲を回避し、精密調査を行う範囲を設定する。

445

446 ③地熱活動（非火山性を含む）

447 地熱に廃棄物の崩壊熱、岩盤、人工バリアの熱特性などを総合的に考慮し、100°C
448 を越えるような環境では、緩衝材の変質を招く恐れがある。人工バリアに与える熱影
449 響は、熱源である地温と廃棄体の崩壊熱、人工バリア・岩盤の熱特性及び廃棄体の配
450 置により決まるが、熱特性や廃棄体の配置は処分地選定調査において個別地点毎に考
451 慮されることとなるため、ここでは第2次取りまとめにおける硬岩、軟岩におけるモ
452 デルケースにおける影響を元に検討を行うこととする（JNC, 1999c）。

453 緩衝材の主成分であるベントナイトに含まれる膨潤粘土鉱物モンモリロナイトの熱
454 変質については温度及びカリウム濃度を主な変数として関係式が提示されている
455 (Karnland et al., 2000)。この関係式によると、地温 90°C の条件では 10 万年以上の期
456 間、熱変質が軽微で機能低下は起こらないが、地温が 130°C を超えると 10 万年程度の
457 期間で、170°C の条件では 1 万年程度の期間でモンモリロナイトの熱変質が 50% 程度
458 進行することが予測される。第 2 次取りまとめにおいては、緩衝材の温度が 100°C 未
459 満の場合は緩衝材性能を損なうような変質は考えにくいことが示されている (JNC,
460 1999c)。このような理由により、熱環境が人工バリアの安全機能に著しい影響を及ぼ
461 す範囲は回避する必要がある。現象の考え方及び回避の対象については、以下のよう
462 に整理される。

463

- 464 • 高温異常域の分布は、一部の例外を除き第四紀火山の分布と整合的であるため、
465 火山・火成活動の回避すべき地域と同じ範囲が、調査段階の初期において回避が
466 必要となる対象範囲と考える。
- 467 • 非火山性熱水は、地下に高温岩体が存在する場合に、涵養した地下水が熱せられ
468 热水となったもので、熱環境への著しい影響を回避する必要がある。また、深部
469 流体は、沈み込むスラブやマントル期限の流体が断裂系等を通じて地表付近に上
470 昇するもの (風早ほか, 2014) で、温度が高い場合には熱環境への著しい影響を
471 回避する必要がある。

472

473 このうち、文献調査までに回避すべき範囲は、以下のように考えられる。

474

- 475 • 第四紀火山の影響範囲のうち、処分深度で緩衝材の温度が長期に 100°C を大きく超
476 える地温の範囲
- 477 • 非火山性熱水または深部流体が存在し、処分深度で緩衝材の温度が長期に 100°C を
478 大きく超える地温の範囲

479

480 全国規模の地温を示すデータの例として、「日本列島と地質環境の長期安定性 付図
481 4 日本列島の地温勾配センター図と活火山の分布 (日本地質学会地質環境の長期安定
482 性研究委員会編, 2011)²²」、「全国地熱ポテンシャルマップ (産業技術総合研究所, 2009)」
483 及び「日本列島及びその周辺域の地温勾配及び地殻熱流量データベース (産業技術総合
484 研究所, 2004)²³」があり、坑井の坑底温度もしくは最高温度と地表の基準温度の差を

²²矢野ほか (1999) を基に編集している。矢野ほか (1999) は、1936 点の 300 m 以深の坑井地点について、なるべく多くの坑井データを情報として生かす意味で、温度プロファイルが直線的でない場合も含めて、坑底温度もしくは最高温度と地表の基準温度の差を掘削深度もしくは最高温度深度で割って地温勾配値を算出している。

²³田中ほか (1999)、矢野ほか (1999) のデータを用い、1937 点の 300 m 以深の坑井地点について坑底温度もしくは最高温度と地表の基準温度の差を掘削深度もしくは最高温度深度で割って地温勾配値を算出している。坑井地点のみのデータであるため、この項の基準を適用する場合は、適切な内挿、外挿による地温勾配センターの描画が必要となる。

485 掘削深度もしくは最高温度深度で割って地温勾配値を算出している。全国規模の地下深
486 度における温度分布を示したデータは存在しないが、地温勾配の値が観測点だけでなく
487 内挿、外挿により観測点以外の場所における分布も数値情報として公表されている全国
488 地熱ポテンシャルマップ（産業技術総合研究所, 2009）の地温勾配の値を用いて地下の
489 温度を推定することは可能であると考えられる。また、緩衝材の温度は、場所の特性で
490 ある地温と岩盤の熱特性に加えて、廃棄体の崩壊熱、人工バリアの熱特性、処分深度及
491 び廃棄体の間隔といった工学的対応により変化するため、岩盤の熱特性や工学的対応は
492 処分地選定調査において個別地点毎に考慮されることとなるが、ここでは第2次取りま
493 とめにおける処分場の熱解析結果（JNC, 1999c）を用いて検討を行ったところ、これ
494 以上大きくしても温度の低減効果が見込めない廃棄体専有面積（300 m²）のときの緩衝
495 材の温度上昇幅は、岩種や定置方式によらず約 35°C であることが示されている²⁴。こ
496 れを崩壊熱による影響とした場合、緩衝材の温度 100°C となる許容地温は 65°C となり、
497 地上温度を 15°C として最大限浅い法定深度である 300 m に適用すると、地温勾配は約
498 17°C/100 m となる。

499 以上を踏まえ、本項目に係る要件・基準を以下のように設定することが適当である。
500

501 ◆要件

502 処分システムに著しい熱的影響を及ぼす地熱活動により、閉じ込め機能が喪失されな
503 いこと

504 ◆回避すべき範囲の基準

505 処分深度で緩衝材の温度が長期に 100°C を大きく超える範囲

506 ※ただし、基準を適用する全国規模で体系的に整備された文献・データが存在しな
507 いことから、当該範囲を判断することができない。

508 ◆回避が好ましい範囲の基準

509 処分深度において緩衝材の温度が 100°C 以下を確保できない地温勾配の範囲

510 （第2次取りまとめにおける検討を参考すると、約 17°C/100 m より大きな地温勾
511 配の範囲）

512 なお、廃棄物の崩壊熱、岩盤、人工バリアの熱特性を含めた地層処分システム全体の
513 热影響については、処分地選定調査において評価する必要がある。加えて、上述した文
514 献調査までに回避すべき範囲に加えて、処分地選定調査終了まで（特に概要調査段階）
515 には、以下の範囲について回避する必要がある。

516

517 •熱水やガス噴出の分布範囲などを調査・評価することにより、影響が想定される範
518 囲

²⁴ 第2次取りまとめ分冊2（JNC, 1999c）の図4.2.2-95～98

- 520 • 対象地域の火山活動の規則性や、マントル内の熱対流評価等に基づいて推定することにより、将来著しい熱の影響が及ぶ可能性が高いと考えられる範囲
521 • 処分深度において、火山性熱水、非火山性熱水または深部流体の存在・分布について確認し、システムの安全性に影響を及ぼすことが想定される場合は、その影響範囲

524

526 ④ 火山性熱水・深部流体の移動・流入

527 地下水が低 pH 及び高 pH の場合は、ガラス固化体の溶解速度の促進、緩衝材の変質による透水性の増大や収着能の低下、放射性物質の溶解度の増加及び天然バリアの収着能の低下をもたらす。また、高い炭酸化学種濃度はオーバーパックが不動態化、局部腐食を招く可能性がある。低 pH 地下水の流入及び炭酸化学種を含む地下水の流入に関連する地質的な事象としては、火山性熱水や深部流体の移動・流入が、また、高 pH 地下水の流入に関連する地質的な事象としては、超塩基性岩と反応した地下水の移動・流入が考えられる。炭素鋼オーバーパックが高 pH の地下水に接触すると、オーバーパック表面が不動態化し、局部腐食や応力腐食を引き起こしやすくなるが、緩衝材による pH 緩衝作用により、地下水の pH が 12 度程までであれば、不動態化を防ぐことができる事が報告されている（谷口ほか, 1999 ; JNC, 2005b）。超塩基性岩と反応した地下水の pH は最高でもおおむね 11 であり、この程度の pH であれば、緩衝材の化学的緩衝機能により、オーバーパックの耐食性及び多くの放射性物質の溶解度に著しい影響を与えることはないと考えられる。また、緩衝材であるベントナイトの変質は著しくなく、その影響範囲も限定的であると考えられることから、超塩基性岩と反応した高 pH 地下水の移動・流入は、著しい影響を与えないと考えられる事象である。

543 火山性熱水²⁵は、マグマに含まれる揮発成分は火山ガスの組成等から、H₂O、CO₂、SO₂、H₂S、HCl を主成分とし、これらがマグマの上昇に伴う圧力の低下によって放出され、地下水に溶解し、その pH を低下させ、化学場に影響を与える。一方、深部流体は、形成・移動メカニズム等が研究途上であり、明らかになっていない部分が多い。沈み込むスラブやマントル起源の流体が断裂系等を通じて地表付近に上昇するもので、pH が低く炭酸化学種が高濃度に含まれる等の特徴があり、化学場に影響を与えると考えられる。そのため、処分場に著しい影響を与えると考えられる、火山性熱水または深部流体が存在し、かつ化学場への影響が明らかな範囲を回避する必要がある。ただし、処分深度において上記の範囲を把握するための全国規模の文献・データは存在せず、代替指標を用いた基準の設定可能性について検討を行った。

²⁵ pH4.8 未満の地下水は主に第四紀火山及びその周辺地域に分布すること、pH4 度程の酸性となる領域は、噴出中心から 15 km 程度であること（浅森ほか, 2002）、巨大カルデラ火山の地下水系への影響に関する事例研究では、地下水へのマグマ分離成分の影響が 50 km 遠方にまで及ぶこと（産業技術総合研究所, 2010）などが示されている。火山性熱水の影響は上部の地質構造に影響を受け、広範囲に及ぶ可能性があり、特に人工バリアの閉じ込め機能を著しく低下させうるため、化学場に対して著しい影響を与えると考えられる。

553 代替指標の検討にあたっては、低 pH とは実質的な酸性領域である pH4.8 未満²⁶を用
554 いることとする。また、炭酸化学種濃度が 0.5 mol/dm³ 以上となる条件では炭素鋼のオ
555 ーバーパックが不動態化、局部腐食を招きやすくなることが示されている（谷口ほか,
556 1999）ことから、これらの基準を代替指標として用いることとする。

557 全国規模で整備されたデータとして、「深層地下水データベース（高橋ほか, 2011）」
558 （深部流体、深層地下水、温泉水、湧水に関する印刷物（論文、報告書、書籍など）の
559 データ（約 18 千点）をもとに水温、pH などをデータベース化）、「全国地熱ポテンシ
560 ャルマップ（産業技術総合研究所, 2009）」（熱水湧出温度、pH などをデータベース化）
561 で、pH や炭酸化学種濃度を示すデータが存在する。ここでは、具体的な位置情報のデ
562 テータが公開されている「全国地熱ポテンシャルマップ（産業技術総合研究所, 2009）」
563 を用いることとする。

564 以上を踏まえ、本項目に係る要件・基準を以下のように設定することが適当である。
565

566 ◆要件

567 処分システムに著しい化学的影響を及ぼす火山性熱水や深部流体の流入により、閉じ
568 込め機能が喪失されないこと

569 ◆回避すべき範囲の基準

570 処分深度に火山性熱水または深部流体が存在し、かつ化学場への影響が明らかな範囲
571 ※ただし、基準を適用する全国規模で体系的に整備された文献・データが存在しな
572 いことから、当該範囲を判断することはできない。

573 ◆回避が好ましい範囲の基準

574 地下水の特性として、pH4.8 未満あるいは炭酸化学種濃度 0.5 mol/dm³ (mol/L) 以上
575 を示す範囲

576 なお、上述した文献調査までに回避すべき範囲に加えて、岩石の特性や地下水の成分
577 により異なるガラス固化体、緩衝材、放射性物質の溶解度への化学場としての影響を、
578 処分地選定調査において確認し、岩石—地下水反応を把握することが推奨される。
579

580 加えて、処分地選定調査終了まで（特に概要調査段階）には、以下の範囲について回
581 避する必要がある。

- 582 • 热水やガス噴出の分布範囲などを調査・評価することにより、影響が想定される範
583 囲
- 584 • 対象地域の火山活動の規則性や、マントル内の熱対流評価等に基づいて推定するこ
585 とにより、将来著しい影響が及ぶ可能性が高いと考えられる範囲

²⁶ 第 2 次取りまとめ分冊 1 (JNC, 1999b) (2.4,2.5) 热水の化学組成は「pH4.8 未満は自然界における実質的な酸性領域」と示している。

586 • 处分深度において、深部流体の存在・分布について確認し、システムの安全性に影
587 響を及ぼすことが想定される場合は、その影響範囲

588

589 ⑤ 断層活動（处分深度に達する断層のずれ、断層のずれに伴う透水性の増加）

590 断層活動により、地下深部から地表・地下浅部に達するような断層のずれが発生し、
591 処分場が力学的に破壊される場合及び断層のずれに伴い断層及びその周辺の岩盤の透
592 水性が増加し、地下水の移行経路が変化した場合について、著しい影響があると考え
593 られる。そのため、今まで繰り返し活動し、将来も活動する可能性が高く、変位の規
594 模が大きい断層は回避する必要がある。現象の考え方及び回避の対象については、以
595 下のように整理される。

596

597 • 第2次取りまとめには、わが国における既存の主な活断層はおおむね把握されてい
598 るが、特に広い沖積平野等伏在断層の存在が考えられる地域や海域等については、
599 ボーリングや物理探査等を用いた地下構造調査によって、既存のもの以外の活断層
600 の有無や分布を確認する必要があるとされている。その後の知見も踏まえ、繰り返
601 し活動し、変位の規模の大きい断層の分布については、全国規模のデータベースの
602 情報だけでなく、より綿密な空中写真判読、地表調査、物理探査、ボーリング調査
603 等の現地調査に基づいて、第2次取りまとめ以降に発生した地震とその後の活断層
604 調査の知見も踏まえて確認する必要がある。

605 • さらに、断層活動の影響範囲は、目安となる破碎帯の幅として、保守的には断層長
606 さの100分の1程度²⁸とすることが考えられる。また、サイトごとに個別に評価す
607 るが、将来の断層活動の範囲として、断層の進展や分岐が発生する可能性がある領
608 域（活断層帶）を回避する。さらに、変形帯や活褶曲・活撓曲についても、地層処
609 分システム全体への影響が著しい場合は回避することを検討する。

610

611 このうち、文献調査までに回避すべき範囲は、以下の通りである。

612

613 • 最近の地質時代において繰り返し活動し、変位の規模の大きい既知の断層がある場
614 所について、破碎帯の幅として保守的に断層長さの100分の1程度の範囲
615 • 既知の断層の分布、破碎帯の幅等を把握し、その影響範囲

616 上記を踏まえ、断層長さの100分の1程度の範囲を回避に関する範囲とすることが適
617 当であると考えられる。また、「断層の長さ」のとらえ方には幾つか種類があることか
618 ら、短い長さ（活動セグメント²⁹長さ）で影響範囲である幅が狭くなる場合を「回避す

²⁸ 既往の断層の長さと破碎帯およびプロセスゾーン幅の関係に関する知見（例えば、破碎帯幅は断層長さの1/350～1/150程度、プロセスゾーンの幅は断層長さの1/100程度）が示されている（緒方・本荘,1981；Scholz,2002；Sibson,2003,金折・遠田,2007；大橋・小林,2008；長友・吉田,2009；吉田ほか,2009；Niwa et al.,2009,2011）。

²⁹ 活断層を、過去の活動時期、平均変位速度、平均活動間隔、変位の向きなどに基づいて区分した断層区間。固有地震を繰り返す活断層の最小単元（活断層データベース,用語解説）。

べき範囲」、長い長さ（起震断層³⁰長さ）で影響範囲である幅が広くなる場合を「回避が好ましい範囲」とすることが適當であると考えられる。なお、断層面は一般的に傾斜しているため、処分深度における断層位置は地表のそれとは異なる。しかしながら断層面の詳細な傾斜は個々にはほとんど分かっていないことから、今回の要件・基準の検討にあたっては、地表における位置を基準とした。処分地選定調査（特に概要調査段階）においては、これらについて個別に調査・評価する必要がある。

625

全国規模で利用可能な文献・データの例として、「活断層詳細デジタルマップ付図200万分の1日本列島活断層図（中田・今泉, 2002）」、「活断層データベース（産業技術総合研究所ウェブサイト）」がある。活断層データベースは、活断層詳細デジタルマップも活用するとともに、最新の情報を取り込み、長さ10km以上の日本全国の活断層（ここでは、約10万年前以降に繰り返し活動した痕跡のある断層を活断層として扱っている）の分布が示される。加えて活動セグメントとその長さや、起震断層を確認できるようになっている（活動セグメントと起震断層の模式図は図4.2.1.1を参照）ことから、今回は「活断層データベース（産業技術総合研究所ウェブサイト）」を元に検討することとした。

635 なお、参考情報として海域の活断層については、日本周辺の全海域について第四紀以降に活動したと考えられる断層をまとめたデータとして「日本周辺海域の第四紀地質構造図（徳山ほか, 2001）」がある。

638 以上を踏まえ、本項目に係る要件・基準を以下のように設定することが適當である。

639

◆要件

641 断層活動による処分場の破壊、断層のずれに伴う透水性の増加等により、閉じ込め機能が喪失されないこと

◆回避すべき範囲の基準

644 活断層に、破碎帶として断層長さ（活動セグメント長さ）の1/100程度の幅を持たせた範囲

◆回避が好ましい範囲の基準

647 活断層に、破碎帶として断層長さ（起震断層長さ）の1/100程度の幅を持たせた範囲

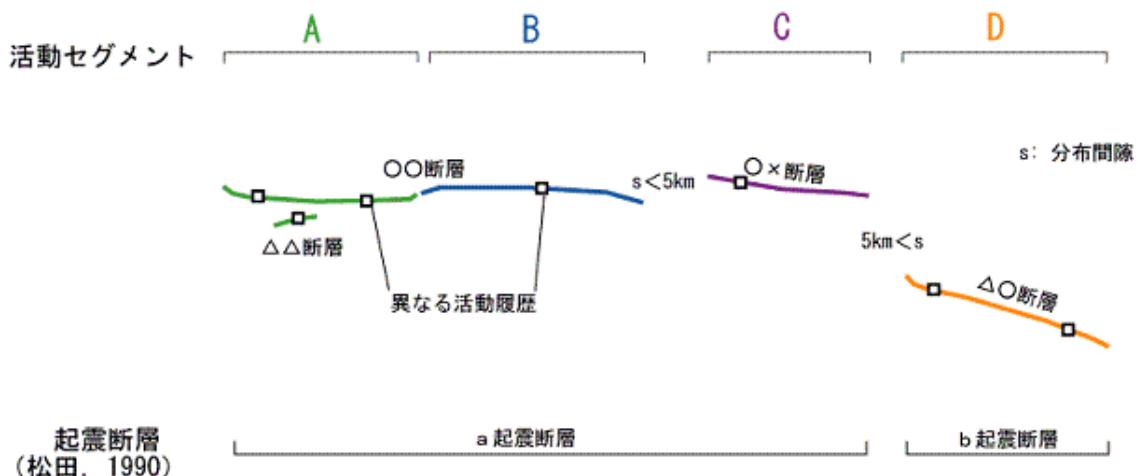
³⁰ 活断層は、条件により単独で活動したりいくつかの断層が同時に活動したりすることが知られている。松田（1990）は断層線の位置関係により、まとまってひとつの地震を発生させる可能性が高い断層のグループを定義し、これを起震断層と呼んだ。松田（1990）は、起震断層の認定に際して、世界の主要な主断層帯の幅や主断層帯を構成する地震断層線とそれに付随して動いた副断層の中点との間の距離などから、相互間隔の目安を5kmと設定した。

648 なお、上述した文献調査までに回避すべき範囲に加えて、処分地選定調査終了まで（特
649 に概要調査段階）には、以下の範囲について回避する必要がある。

650

- 651 • 上記以外で、断層の分布、破碎帯の幅等を把握し、その影響範囲
- 652 • 断層の伸展・分岐が発生する可能性がある範囲（活断層帶）
- 653 • 地層処分システム全体への影響が著しい変形帯や活褶曲・活撓曲の範囲
- 654 • 変位規模が小さい断層、地表の痕跡が不明瞭である断層、地下に伏在している断
655 層、地質断層による影響

656



657

658 図 3.3.1.2 活動セグメントと起震断層の模式図（産業技術総合研究所ウェブサイト）

659

660 参照：断層と活断層

661 ある面を境にして地層や岩盤のずれが認められるとき、その面を一般に断層という。
662 このような断層は数億年にわたる日本列島の形成過程で無数に生じ、いたるところに存
663 在する。しかし、そのほとんどが過去の傷であり現在は動きを止めている。これらの断
664 層のうち、最近の地質時代において繰り返し活動し今後も活動すると考えられるものを
665 活断層と呼ぶ。これらの活断層のいくつかは大規模で、地表から深さ 15 km ほどまで延
666 び、大地震の震源となる。また、地層処分の深度において変位を与える活断層は、地層
667 処分において留意する必要がある。

668 ⑥鉱物資源

669 放射性廃棄物の物理的隔離機能を損なわないためには、最終処分施設に対する偶発的な人間侵入の可能性をできるだけ排除する必要がある³¹。

671 最終処分法上は、文献調査段階において「当該概要調査地区として選定しようとする地区内の最終処分を行おうとする地層において、その採掘が経済的に価値が高い鉱物資源の存在に関する記録がないこと」の条件に適合していると認めるものの中から概要調査地区を選定しなければならないとされている。

675 人間侵入としては鉱物資源の探査や採掘といった行為が一般的に考えられる。この他にも温泉や地下水利用のための行為等³²も考えられるが、わが国においては、地下水は浅層からくみ上げている例がほとんどであり（川上ほか, 2011）、深度 300 m 以上の処分深度まで達するものは少ないと考えられること、地熱・温泉資源、地下水資源等については、現時点では資源としてのその重要性を一律に判断することは困難であり、これらは将来的に考慮すべきものであると考えられる。また、現在は資源とみなされていないものの、将来資源となる可能性のあるものについては、一般的な環境要件として論ずることは困難であり、概要調査を行うまでもなく、明らかに処分地として不適切と考えられる環境要件として示すことには適さないと考えられる³³。

684 上記を踏まえ、議論の対象とする鉱物資源を「鉱業法³⁴で定められる鉱物」とし、「回避すべき範囲」は、「現在稼働中の鉱山あるいは残存鉱量が大きな閉山鉱山や未開発発見済み鉱床」とすることとした。

687 鉱業法で定められる鉱物のうち、利用できる全国規模のデータの例としては、石油、天然ガス、石炭について、「日本油田・ガス田図分布図（第2版）（産業技術総合研究所, 1976）」、「日本炭田図（第2版）（産業技術総合研究所, 1973）」、「鉱床鉱微地分布図（産業技術総合研究所, 2015）」がある。ただし、これらは、上記の「現在稼働中の鉱山あるいは残存鉱量が大きな閉山鉱山や未開発発見済み鉱床」を示す文献・データではないが、代替指標を設定するにあたり、「回避が好ましい範囲」を設定するために用いることとした。

694 「日本油田・ガス田図分布図（第2版）（産業技術総合研究所, 1976）」、「日本炭田図（第2版）（産業技術総合研究所, 1973）」は、石油、天然ガス、石炭について技術的に採掘が可能である範囲を発行年までに集められた知見に基づき網羅的にまとめたものである。ただし、例えば「日本炭田図（第2版）（産業技術総合研究所, 1973）」において一定の資源の存在の範囲が示されている地域の中でも、地域ごとのデータでは鉱物の

³¹ ここでは人間侵入に対してその可能性がある場所を避けるといった対応を議論しているが、一方で、埋め戻した跡地の長期間の監視や地層処分を実施した記録の保存といった能動的な対応も検討されている（NEA, 2013）。最終処分法においても国による跡地の保護区域としての指定が規定されている。

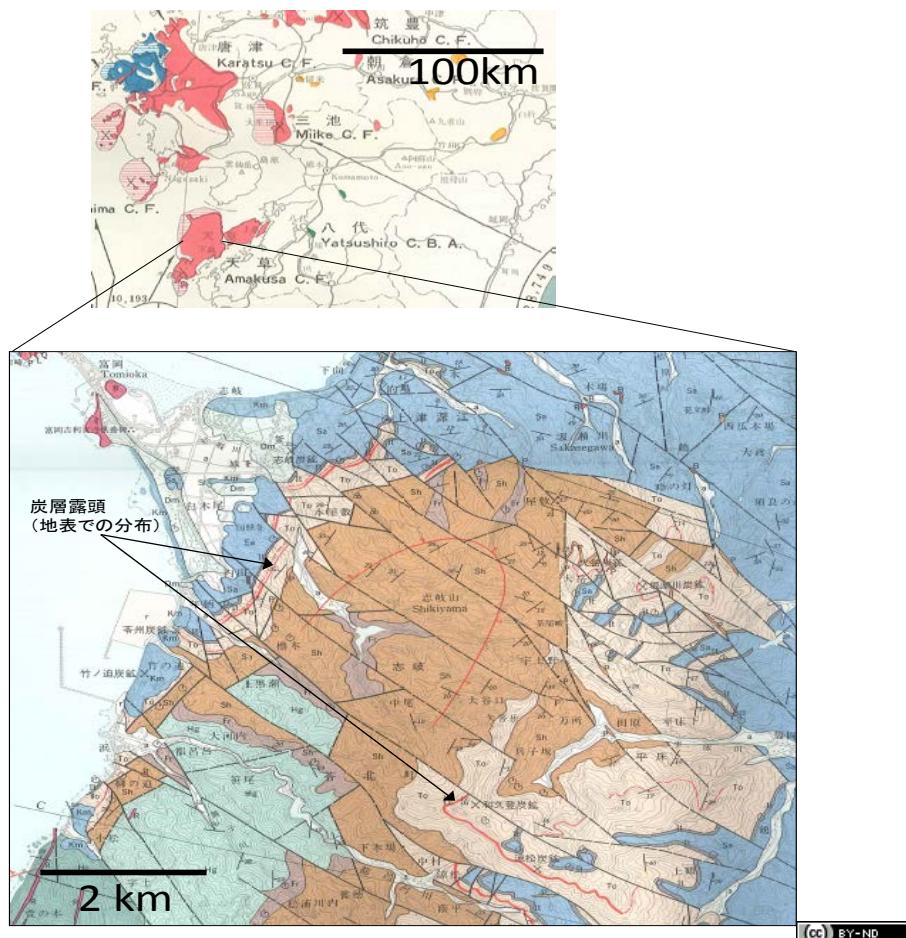
³² 地下空間としての利用として二酸化炭素の地下貯留行為（CCS）も考えられるが、将来の地下深度利用の進展を注視していく必要がある。

³³ 原子力安全委員会（2002）でも同様の指摘あり

³⁴ 鉱業法で定められる鉱物とは（金属鉱物、非金属鉱物、燃料鉱物）とする。

699 存在が確認できない範囲も存在し得る（図3.3.1.3）。このように、これらの資料は、当
700 該資源が存在しうる範囲を広域的に示したものであることに留意が必要である。今回の
701 検討においては、全国規模のデータを用いることを前提としているので、「技術的に採
702 掘が可能な鉱量の大きな鉱物資源の存在が示されている範囲」には、回避が必要でない
703 範囲が含まれる可能性があり、調査をすればそうした範囲が確認できる可能性があるこ
704 とに留意する必要がある。これらは処分地選定調査において、確認していくことが必要
705 である。

706 なお、主に金属鉱物の国内の鉱床・鉱徴地に関する位置データ集を示した、「鉱床鉱
707 徴地分布図（産業技術総合研究所, 2015）」については、存在が示唆されているものを
708 示したに過ぎず、その鉱物の正確な場所、範囲、量までを示したものではないため、今
709 回用いるデータとしては適当ではないと判断した。



710
711 図3.3.1.3 「日本炭田図（第2版）（産業技術総合研究所, 1973）」と
712 個別地点（天草炭田図（5万分の1）（産業技術総合研究所, 1997））における図の例³⁵

³⁵ 「日本炭田図（第2版）（産業技術総合研究所, 1973）」に示される範囲の中でも、より詳細に確認すると炭田に該当する層以外の部分も含まれる。例えば、個別地点における図面では、赤曲線の露頭部分は炭田の層が含まれるが、それ以外の地域はその存在は確認できない。

713 以上を踏まえ、本項目に係る要件・基準を以下のように設定することが適当である。

714

715 ◆要件

716 現在認められている経済的価値の高い鉱物資源が存在することにより、意図的でな
717 い人間侵入等により地層処分システムが有する隔離機能や閉じ込め機能が喪失され
718 ないこと

719

720 ◆回避すべき範囲の基準

721 現在稼動中の鉱山あるいは残存鉱量が大きな閉山鉱山や未開発発見済み鉱床が存在
722 する範囲

723

724 ◆回避が好ましい範囲の基準

725 鉱業法で定められる鉱物のうち、全国規模で整備された文献・データにおいて、技
726 術的に採掘が可能な鉱量の大きな鉱物資源の存在が示されている範囲（ただし、当
727 該地域内においては、鉱物の存在が確認されていない範囲もあり、調査をすればそ
728 うした範囲が確認できうることに留意する必要がある。）

729

730 3.3.2 「好ましい範囲」の要件・基準

731

732 「好ましい範囲」の設定可能性については、最終処分施設に求められる地質環境特性
733 の個別要素に着目し検討するとともに、長期安定性に影響を与える天然現象についても
734 検討を行った。

735 天然現象（火山・火成活動、断層活動、隆起・侵食等）の影響については、考慮する
736 時間スケールが数万年以上と長期にわたること、個別地点で取得される十分なデータを
737 踏まえた総合評価が必要であることから、今回の検討では一定の地域を「好ましい範囲」
738 と評価することは困難であると考えられる。そのため、以下では最終処分施設に求めら
739 れる地質環境特性の個別要素に着目し検討することとした。

740

741 地層処分を行う上で好ましい地質環境特性は表 3.3.2.1 のように整理される（中間と
742 りまとめ、表 1）。まず、これらの個別要素に着目して、「好ましい範囲」の要件・基準
743 の設定が可能かについて検討を行った。

744
745

表 3.3.2.1 地層処分を行う上で好ましい地質環境特性
(中間とりまとめ、表 1 を一部加筆)

	人工バリア設置環境として好ましい 主な地質環境特性	天然バリアとして好ましい 主な地質環境特性
①熱環境	地温が低いこと	—
②力学場	岩盤の変形が小さいこと	—
③水理場	—	地下水流動が緩慢であること ³⁶
④化学場	<ul style="list-style-type: none">・地下水の水素イオン指数 (pH) が高 pH あるいは低 pH ではないこと・地下水が酸化性雰囲気でないこと・地下水の炭酸化学種濃度が高くなないこと	<ul style="list-style-type: none">・地下水の水素イオン指数 (pH) が高 pH あるいは低 pH ではないこと・地下水が酸化性雰囲気でないこと

746

747 ① 热環境

748 閉じ込め機能からみた好ましい地質環境特性は「地温が低いこと」であることから(表
749 3.3.2.1)、「好ましい範囲」の要件は「処分深度で安全性が大きく向上する程度に、地温
750 が低いこと」と設定できる。

751 人工バリアのうち、緩衝材であるベントナイトについては、長期にわたり 100°C を大
752 きく超えると鉱物学的に変化し(イライト化)、特にそれが著しい場合には、主要な機
753 能の一部喪失につながる恐れがあるため、地温が 100°C を大きく超える期間が長期に亘
754 り継続しないことが必要である。しかし、100°C 以下でより低い温度になることによつ
755 て緩衝材のイライト化や性能(熱伝導率や透水係数等の温度依存性等)の大幅な向上は
756 見られない。

757 よって、熱環境に関しては、閉じ込め性能が大幅に向上するような地質環境特性の明
758 確な基準を設定することは難しいと考えられる。

759

760 ② 力学場

761 閉じ込め機能からみた好ましい地質環境特性は「岩盤の変形が小さいこと」であるこ
762 とから(表 3.3.2.1)、「好ましい範囲」の要件としては「処分深度で安全性が大きく向上
763 する程度に、岩盤の変形が小さいこと」と設定できる。

764 これは、地下深部では地下水の水圧や緩衝材の圧密変形に伴う反力などの外力がオーバーパックに作用する。さらに、岩種、地形、断層や処分深度の条件によっては、岩盤
766 中の断層変位やクリープ変形等が考えられる。

767 一方、オーバーパックの耐圧に関する厚さは、作用する外力の中で最も大きい地下水

³⁶ 基本的に、人工バリア設置環境への地下水の影響については、工学的対策で対応できるものと考えられる。また、長期にわたり天然バリアの水理場が安定であれば、人工バリア設置環境も同様に長期にわたり安定であると考えられる。

768 の水圧の大きさにより決定しているため、「岩盤の変形が小さいこと」においてオーバー
769 パックの安全性が大きく向上するような地質環境特性に関する明確な基準を設定す
770 ることは難しいと考えられる。

771

772 ③ 水理場

773 閉じ込め機能からみた好ましい地質環境特性は「地下水流動が緩慢であること」である
774 ことから（表 3.3.2.1）、「好ましい範囲」の要件としては「処分深度で安全性が大きく
775 向上する程度に、地下水流動が緩慢であること」と設定できる。

776 地下深部の地下水流動が緩慢である場合、放射性物質の移行にかかる時間が長くなり、
777 その間に放射能が減衰することから、安全性が大きく向上すると考えられる。地下水流
778 動が非常に緩慢で長期に地下水が滞留している場所のような拡散が支配的となる場と
779 しては、具体的には透水性が非常に小さい場所や動水勾配が非常に小さい場所が該当す
780 るものと考えられる。

781 このように、地下水流動が緩慢であることは、岩盤の低い透水性と小さい動水勾配を
782 もって示す必要がある³⁷が、その両方について全国規模で整理された情報が現時点では
783 存在しないことから、地下水流動が緩慢であることを示す明確な基準を設定することは
784 難しいと考えられる。

785

786 ④ 化学場

787 閉じ込め機能からみた好ましい地質環境特性は「高 pH あるいは低 pH でないこと」、
788 「酸化性雰囲気でないこと」及び「炭酸化学種濃度が高くないこと」であることから（表
789 3.3.2.1）、「好ましい範囲」の要件としては「処分深度で安全性が大きく向上する程度に、
790 高 pH あるいは低 pH でないこと、酸化性雰囲気でないこと及び炭酸化学種濃度が高く
791 ないこと」と設定できる³⁸。

792 地下水が高 pH あるいは低 pH の場合、ガラス固化体の溶解速度が速くなり、放射性
793 物質の固有の溶解度が高くなるため、放射性物質の浸出率が増加する（Wicks et al., 1982;
794 Inagaki et al., 2012 等）。炭素鋼オーバーパックを対象とした知見として、高 pH の場合
795 はオーバーパック表面が不動態化し、局部腐食や応力腐食を引き起こしやすくなるが、
796 緩衝材による pH 緩衝作用により、地下水の pH が 12 度程度までであれば、不動態化を防
797 ぐことができる（谷口ほか, 1999; JNC, 2005）。また、緩衝材の機能については、地
798 下水が低 pH の場合において透水性や収着性が低下し、高 pH の場合は変質しやすくな
799 る（JNC, 1999a）。また、一部の放射性物質の溶解度は、低 pH の場合あるいは高 pH
800 の場合に増加する（武田ほか, 1999; Lollar, 2005）。さらに、天然バリアの収着能は、
801 低 pH の場合において低下する（館ほか, 2008）と示されている。そのため、pH につ

³⁷科学的有望地選定に続く処分地選定調査においては、熱対流などの他の要素についても考慮する必要がある。

³⁸科学的有望地選定に続く処分地選定調査においては、塩化物、硫酸化学種や錯体などの他の要素についても考慮する必要がある。

802 いては、地下水が高 pH あるいは低 pH ではないこと（＝中性付近であること）が必要
803 であるが、安全性が大きく向上するような明確な基準を設定することは難しいと考えら
804 れる。

805 酸化性雰囲気でないことに関しては、酸化性雰囲気になると一部の放射性物質の溶解
806 度が高くなる（土井ほか, 2014 ; 藤原ほか, 2009 ; 武田, 1999 など）ため、酸化還元
807 電位が一つの目安となると考えられ、負の値をとる場合は還元性の雰囲気であると判断
808 することができる。しかし、酸化還元反応に対しては、pH や炭酸化学種濃度による影
809 響があり得る。また、酸化還元電位については、一般的に地下深部が還元性雰囲気であ
810 ることは認められているものの、酸化還元電位として全国規模で整理された情報がない。

811 炭酸化学種濃度については、炭酸化学種濃度が 0.5 mol/dm^3 未満であれば人工バリア
812 の安全機能は確保されるものの、濃度が小さいほど人工バリアの安全性が大きく向上す
813 るわけではないため、明確な基準を設定することは難しいと考えられる。

814 以上から、化学場については、酸化還元電位が負であることは「好ましい範囲」の基
815 準の一つになり得ると考えられるが、この値も pH や炭酸化学種濃度による影響があり
816 得ることに留意する必要があるため、明確な基準を設定することは難しいと考えられる。
817

818 上記のように、①～④の個別要素に着目して検討を行ったところ、要素ごとに「好ま
819 しい範囲」の要件を定性的に抽出することは可能であるが、具体的な基準の設定は現時
820 点ではほとんどの要素に対して困難であると考えられる。

821 また、3.3 に述べたように、地層処分システムの安全性に関する総合的な評価は、選
822 定された個別地点を対象とし、処分地選定調査の結果を踏まえて、将来の変動予測を行
823 い、当該地点の地質環境特性の変動幅も評価した上で、熱環境、力学場、水理場及び化
824 学場といった地質環境特性に影響を受ける多くのパラメータを適切に設定し、人工バリ
825 アや処分施設の設計を行いその結果に基づき行われる。このため、「好ましい範囲」の
826 設定にあたっては、以下の点について留意が必要であり、現時点での要件・基準の設定は
827 困難であると考えられる。

- 828 • 地域の科学的な適性を提示する際の検討に用いることとした全国規模で利用可能
829 な文献・データは極めて限られる。特に地下環境特性の評価には、広域及び処分場
830 スケールの地下深部までのデータが必要となるが、こうしたデータの収集にはボー
831 リング調査等が必要となる。
- 832 • 前述の通り、地下環境に期待される機能が発揮されるかどうかは、個別要素ごとに
833 は判断できず、個別データを収集した上で、個別要素間の相互作用も踏まえた総合
834 的な評価を行う必要がある。また、幾つかの要素について相対的に高い性能が期待
835 されるとしても、その他の要素次第では、システムとしての地層処分の成立可能性
836 が低く、総合的な適性は低いと評価されることは十分にあり得る。

837 3.3.3 検討の結果のまとめ

838 「回避すべき範囲」、「回避が好ましい範囲」、「好ましい範囲」の設定可能性について)

839

840 地質環境の長期安定性に影響を与え、求められる「物理的隔離機能」及び「閉じ込め
841 機能」を喪失する可能性のあるリスクは、回避する必要がある。そのようなリスクの要
842 因として考慮すべき天然現象として、具体的には、火山・火成活動、隆起・侵食、地熱
843 活動、火山性熱水・深部流体、断層活動があげられる。加えて、偶発的な人間侵入リス
844 クを考慮することも必要であり、現時点で予め考慮すべきものとして、鉱物資源探査活
845 動があげられる。

846 これらの個別のリスクについて、それぞれ、「回避すべき範囲」、「回避が好ましい範
847 囲」の要件・基準の設定可能性及び具体的な範囲を確定するために必要な文献・データ
848 の有無について検討を行った。結果を表 3.3.3.1 に示す。

849

850 他方、「好ましい範囲」については、個別要素ごとに判断できるものはあるものの、
851 個別要素間の相互作用も踏まえた総合的な評価を行う必要があるので、設定することは
852 難しい。

853 今後、処分地選定調査のうち特に概要調査以降に個別地点毎に調査を行うことにより
854 判断していくこととなる。

表 3.3.3.1 地質環境特性及びその長期安定性確保に関する要件・基準

	要件	分類	基準	利用可能な文献・データ
火山・火成活動	マグマの処分場への貫入と地表への噴出により、物理的隔離機能が喪失されないこと	回避すべき	第四紀火山中心から 15 km 以内 第四紀の火山活動範囲が 15 km を超えるカルデラの範囲	日本の火山(第3版) (産総研, 2013)
隆起・侵食	著しい隆起・侵食に伴う処分場の地表への著しい接近により、物理的隔離機能が喪失されないこと	回避すべき	過去十万年における最大侵食量が 300m を越えたことが明らかな範囲	(利用可能な文献がないため、代替指標で設定)
		回避が好ましい	全国規模で体系的に整備された文献・データにおいて、将来 10 万年間で隆起と海水準低下による侵食量が 300m を超える可能性が高いと考えられる地域 (具体的には、海水準低下による最大 150m の侵食量が考えられる沿岸部のうち、隆起速度最大区分 (90 m 以上/10 万年) のエリア)	日本列島と地質環境の長期安定性 付図5 最近約 10 万年間の隆起速度の分布 (日本地質学会地質環境の長期安定性研究委員会編, 2011)
地熱活動	処分システムに著しい熱的影響を及ぼす地熱活動により、閉じ込め機能が喪失されないこと	回避すべき	処分深度で緩衝材の温度が長期に 100°C を大きく超える範囲	(利用可能な文献がないため、代替指標で設定)
		回避が好ましい	処分深度において緩衝材の温度が 100°C 以下を確保できない地温勾配の範囲 ※第2次取りまとめにおける検討を参考すると、約 17°C/100m より大きな地温勾配の範囲	全国地熱ポテンシャルマップ (産総研, 2009)
火山性熱水・深部流体	処分システムに著しい化学的影响を及ぼす火山性熱水や深部流体の流入により、閉じ込め機能が喪失されないこと	回避すべき	処分深度に火山性熱水または深部流体が存在し、かつ化学場への影響が明らかな範囲	(利用可能な文献がないため、代替指標で設定)
		回避が好ましい	地下水の特性として、pH4.8 未満あるいは炭酸化学種濃度 0.5 mol/dm ³ (mol/L) 以上を示す範囲	全国地熱ポテンシャルマップ (産総研, 2009)
断層活動	断層活動による処分場の破壊、断層のずれに伴う透水性の増加等により閉じ込め機能が喪失されないこと	回避すべき	活断層に、破碎帯として断層長さ (活動セグメント長さ) の 1/100 程度の幅を持たせた範囲	活断層データベース (産総研ウェブサイト) 活断層詳細デジタルマップ付図 200 万分の 1 日本列島活断層図 (中田・今泉, 2002)
		回避が好ましい	活断層に、破碎帯として断層長さ (起震断層長さ) の 1/100 の程度の幅を持たせた範囲	日本周辺海域の第四紀地質構造図 (徳山ほか, 2001)
鉱物資源	現在認められている経済的価値の高い鉱物資源が存在することにより、意図的でない人間侵入等により地層処分システムが有する隔離機能や閉じ込め機能が喪失されないこと	回避すべき	現在稼働中の鉱山あるいは残存鉱量が大きな閉山鉱山や未開発発見済み鉱床が存在する範囲	(利用可能な文献がないため、代替指標で設定)
		回避が好ましい	鉱業法で定められる鉱物のうち、全国規模で整備された文献データにおいて、技術的に採掘が可能な鉱量の大きな鉱物資源の存在が示されている範囲 (ただし、当該地域内においては、鉱物の存在が確認されていない範囲もあり、調査をすればそうした範囲が確認できうることに留意する必要がある。)	日本油田・ガス田分布図第2版 (産総研, 1976) 日本炭田図第2版 (産総研, 1973)

(注意) 記載した文献・データの原図の縮尺等については下記のとおり。

日本の火山(第3版)、日本周辺海域の第四紀地質構造図、日本油田・ガス田分布図第2版、日本炭田図第2版について
は、200万分の1。最近約10万年間の隆起速度の分布はリーフレット内の図であり、約800万分の1。全国地熱ポテンシ
ャルマップ及び活断層詳細デジタルマップは数値データ。活断層データベースは拡大縮小可能なWEB上の画面であるが
「表示される断層の位置についてはあくまで概略位置」としている。

861 3.4 地下施設・地上施設の建設・操業時の安全性の確保に関する検討

862

863 地層処分施設の建設・操業は、閉鎖までの間を含めれば数 10 年程度（50 年以上）に
864 わたることが想定されており、地下環境に求められる長期安定性の時間スケールとは大
865 きく異なるものの、十分に長期間に及ぶことが想定されている。その期間を通じて施設
866 の安全性が継続して確保される必要があることは言うまでもない。また、実際に立地す
867 る場合には、埋設後の安全性のみならず、建設・操業時の安全性についても、十分に確
868 保する必要がある。

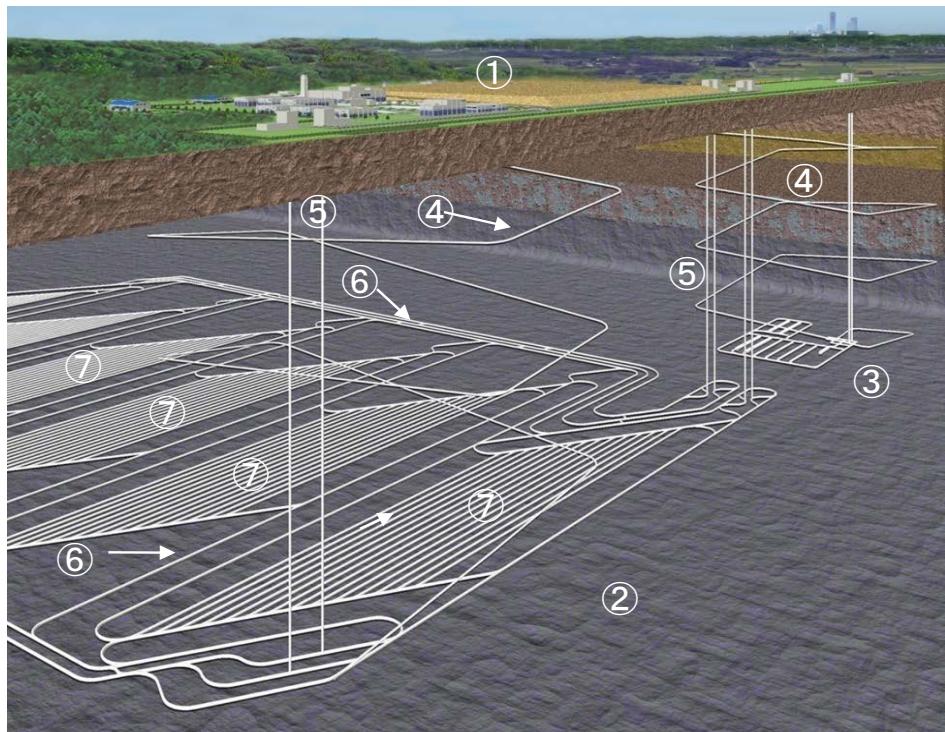
869 このため、建設・操業時の安全性の確保についても、今回の要件・基準の検討の段階
870 から考慮することが重要である。

871 地下施設、地上施設ともに類似施設における施工実績や関連施設に関する規制基準等
872 が存在することから、それらを参照しつつ、「回避すべき範囲」、「回避が好ましい範囲」
873 及び「好ましい範囲」の要件・基準について検討を行った。

874 高レベル放射性廃棄物の地層処分のための地下施設は、埋設後長期の物理的隔離機能
875 を担保するため、地下 300 m より深い安定した岩盤に地下施設を設置することが求めら
876 れている。高レベル放射性廃棄物は発熱量が高く、発熱による緩衝材への影響を防ぐた
877 め、4 万本の廃棄体を 1 体ずつ間隔をあけて定置することが想定されている。その結果、
878 図 3.4.1 に示す標準的なケースで、約 3 km × 約 2 km 程度の平面的な広がりが必要とな
879 る（NUMO, 2009a）³⁹。

880 地下施設は、平面的広がりとして上記の広さを有する地下構造物となる。類似事例と
881 して、地下トンネルの掘削があげられる。そこで、地下施設の建設作業従事者の安全性
882 確保の観点から工学的対応が困難となる可能性のある事象について、トンネル標準示方
883 書〔山岳工法〕・同解説（土木学会, 2006）の 147 条に示された、問題となる現象が発
884 生し工事に多大な影響を及ぼす可能性がある特殊地山や「概要調査地区選定期に考慮す
885 べき地質環境に関する基本的考え方」（土木学会原子力土木委員会地下環境部会, 2001）
886 等を参照し、具体的には未固結堆積物、地熱・温泉、膨張性地山、山はね、泥火山、湧
887 水、有害ガスの 7 項目に加え、地震に対する影響についても検討を行った。

³⁹ 地層処分相当の T R U 廃棄物は、発熱量が小さいため、廃棄体を集約して処分することが可能（標準的なケースで、約 0.5 km × 約 0.3 km であるものの、高レベル放射性廃棄物と併置処分する場合は、相互の影響を回避するため両施設間に 300 m 程度の離間距離を置く必要があるとされている（NUMO, 2011）



888

889 図 3.4.1 NUMOが想定している標準的な地下施設レイアウトの例 (NUMO, 2009b)

890 ※比較的平坦な地形の内陸部に設置した場合を示している。図中の番号が示す施設は次のとおり。

891 (①地上施設、②高レベル放射性廃棄物処分場の地下施設、③地層処分相当のTRU廃棄物処分場の地
892 下施設、④斜坑、⑤立坑、⑥連絡坑道、⑦処分パネル (処分坑道の集合した区画))

893

894 また、現在想定されている主要な地上施設を図3.4.2、図3.4.3に示す。地上施設は、
895 ガラス固化体をオーバーパックに封入するなど放射性廃棄物を直接扱う工程を含み、事
896 故等による公衆被ばくリスクを十分小さくするために操業中の安全性を確保できる施
897 設であることが求められる。既に高レベル放射性廃棄物を貯蔵している類似施設が存在
898 していることから、地上施設の建設・操業における回避対象として廃棄物管理施設に関
899 わる原子力規制委員会の規則等 (原子力規制委員会, 2013a; 2013b) に規定されている
900 内容を参照し、施設を支持する地盤、地震による損傷の防止、津波による損傷の防止、
901 外部からの衝撃による損傷の防止の4項目について検討を行った。

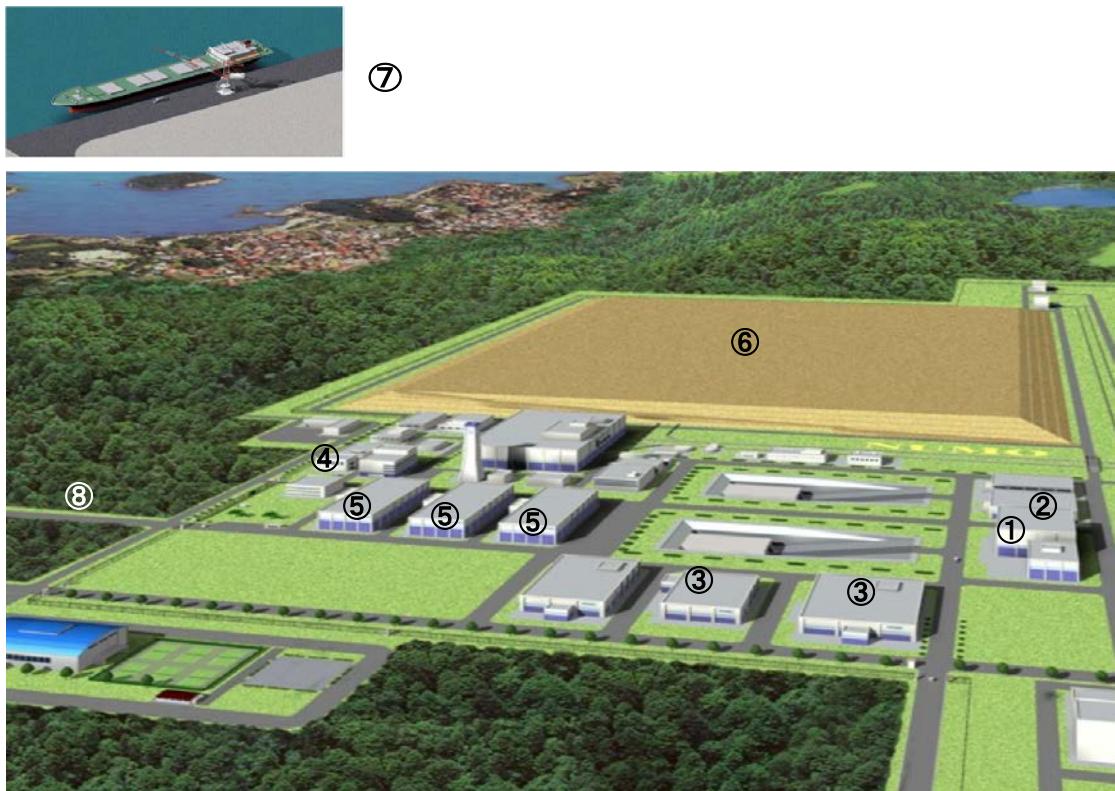


図 3.4.2 地上施設及び港湾施設 (NUMO, 2009b)

※比較的平坦な地形に設置した場合を示している。図中の番号が示す施設は次のとおり。
 サイト内：廃棄体の受入・検査・封入施設（①高レベル放射性廃棄物、②地層処分低レベル放射性廃棄物（TRU 廃棄物））、③緩衝材製作施設、④換気施設、⑤排水処理施設、⑥掘削土の仮置き場、
 サイト外：港湾⑦、輸送道路⑧）

地上施設への受入れ

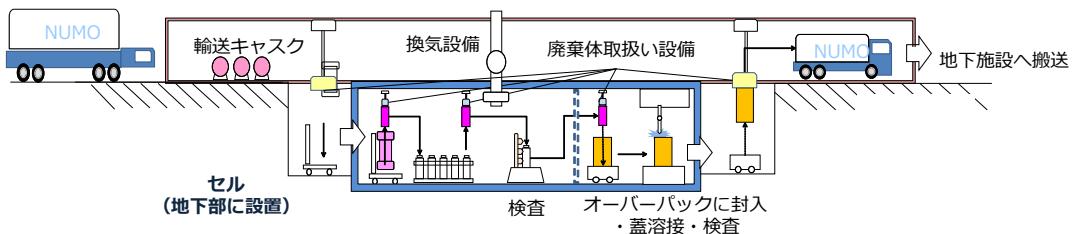


図 3.4.3 廃棄体の受入・検査・封入施設の概念図

上記を踏まえ、地下施設及び地上施設の建設・操業時の安全性確保についての検討事項について、表に整理すると（表 3.4.1）の通り。

913

表 3.4.1 地下施設・地上施設の建設・操業時の安全性に関する検討事項

懸念事象	地下施設	地上施設
未固結堆積物	本WGにおいて検討	—
地熱、温泉		
膨張性地山		
山はね		
泥火山		
湧水		
有害ガス		
地震		
施設を支持する地盤		本WGにおいて検討
津波	—	
外部からの衝撃		

914

915

916 なお、地上施設と地下施設は、設計によっては一定程度距離が離れて設置される可能
917 性がある。

918

919 3.4.1 地下施設の建設・操業に関する検討

920

921 地下施設の操業時の安全性に係る重要な要素としては、空洞安定性、地温、湧水など
922 があり、これらは建設時における安全性に関する対応により、操業時の対応を包含する
923 こととなる。また、操業時（数十年程度）における地下施設の劣化は顕著ではなく、必
924 要があれば適宜対応を行うことが可能であると考えられる⁴⁰。

925 具体的に、トンネル標準示方書〔山岳工法〕・同解説（土木学会、2006）の147条に
926 示された、問題となる現象が発生し工事に多大な影響を及ぼす可能性がある特殊地山や
927 「概要調査地区選定時に考慮すべき地質環境に関する基本的考え方」（土木学会原子力
928 土木委員会地下環境部会、2001）等を参考し、表3.4.1.1で示される未固結堆積物、地
929 熱・温泉、膨張性地山、山はね、泥火山、湧水、有害ガスの7項目に加え地震について、
930 「回避すべき範囲」「回避が好ましい範囲」が設定できるかについて、検討を行った。
931 加えて、上記の項目について安全裕度が大きく向上するかという観点から「好ましい
932 範囲」が設定できるかについて、検討を行った。

⁴⁰ 操業時の安全性は、地上施設において、放射性廃棄物を受け入れ後、輸送容器から取り出しオーバーパック等に封入する間の工程の放射線に関する安全性が最も重要である。地下施設では、放射性廃棄物はオーバーパック等に封入した形で扱われることとなるため、地上施設の検討により包含できると考えられる。

933

表 3.4.1.1 地下施設の建設・操業に関する検討対象として抽出した事象

安全確保上の懸念事象	想定される事故の内容	工学的対応策の例	工学的対応の可否
未固結堆積物	坑道崩落	グラウト等による全域を対象とした地山改良	施工例（土木学会（2006）解説表 6.1。14 例）はあるが浅部が大半である。
地熱、温泉	地温が著しく高い場合、コンクリート支保の性能低下による坑道崩落	必要に応じ支保再設置	安房トンネルの例 ⁴¹ などあり
	地温が著しく高い場合、湧水が水蒸気で噴出、また作業環境の悪化による健康被害	換気設備等の増強	
膨張性地山	膨張量が大きい場合、坑道内空の狭小化による廃棄体運搬が困難。坑道崩壊	支保再設置 グラウト等による地山改良	鍋立山トンネルなど（土木学会（2006）解説表 6.2。他に 13 例）の例有り
山はね	山はね量が激しい場合、坑壁から岩片が飛散。坑道崩落	掘削前のモニタリング管理等	清水トンネルなど（土木学会（2006）解説表 6.3。他に 6 例）の例有り
泥火山	異常間隙水圧、ガス噴出量が大きい場合、作業従事者のガス中毒・酸欠、ガス爆発。地温が高い場合、作業従事者のやけど	グラウト等による地山改良 換気設備等の増強	施工例がある膨張性地山の原因として泥火山を指摘している例有り ⁴²
湧水	地下水が多く、断層などの水みちが多い場合、突発大量出水	グラウト等による出水抑制	青函トンネルの例 ⁴³ などあり
有害ガス	ガス噴出量が大きい場合、作業従事者のガス中毒・酸欠、ガス爆発	換気設備等の増強	可燃性ガスへの対応の例 ⁴⁴ などあり

934

935 ① 未固結堆積物

936 「未固結堆積物」におけるこれまでの施工事例としては、300 m 以深である地層処分
 937 施設の設置深度と比較すると数 10 m 程度の浅部のものが大半である。また、「概要調査
 938 地区選定時に考慮すべき地質環境に関する基本的考え方」（土木学会原子力土木委員会

⁴¹ 松下（1992）：高熱帯と高水圧低速度帯を克服して調査坑が貫通－一般国道 158 号安房トンネル、トンネルと地下、vol.23, No.3, 191-198.

⁴² 田中・石原（2009）：鍋立山トンネル周辺の泥火山の活動と膨張性地山の成因、地学雑誌、118(3), 499-510.

⁴³ 竹林ほか（2005）：山岳トンネルにおける不良地山に関する地質工学的考察、応用地質技術年報、No.25、井上（1998）：青函トンネル調査から開業まで、土木学会論文集、第 391 号[Vol.8]】。

⁴⁴ 阿曾ほか（2006）：可燃性ガスを含むトンネルの施工－北陸新幹線飯山トンネル洗い粉浮く工事の例、建設機械、42(4), 特集 整備新幹線をめぐる最近の動向。

939 地下環境部会, 2001) や第2次取りまとめ分冊1 (JNC, 1999b) では、「第四紀⁴⁵堆積
940 層のうち、未固結なものは、地下施設の設置対象から除外する必要がある」とされてお
941 り、最終処分法施行規則第6条でも「概要調査地区として選定しようとする地区内の最
942 終処分を行おうとする地層が、第四紀の未固結堆積物であることの記録がないこと」と
943 されている。

944 地層処分のための地下施設は深度300mより深い岩盤に建設されるため、このような
945 未固結堆積物が地下深部まで存在する場合は、坑道掘削時に切羽が自立せずに崩落する
946 可能性が高く作業従事者の安全が著しく損なわれることから、回避する必要がある。こ
947 れらを踏まえて、「第四紀堆積層のうち未固結堆積物層が分布する範囲」を「回避すべ
948 き範囲」として検討する。ただし、深度300m以深における上記の第四紀の未固結堆積
949 物の分布の全国規模のデータに関するデータが存在しないため、代替指標を用いた検討
950 を行うこととする。

951 一般的な未固結堆積物に関して、トンネル標準示方書〔山岳工法〕・同解説13条には
952 「未固結地山」⁴⁶について、「洪積層や一部沖積層を形成する未固結ないし固結度の低
953 い砂質土や礫質土ならびに火山灰、火山礫、転石等からなる火山噴出物等」⁴⁷の説明が
954 あることから、以後、代替指標の検討にあたっては洪積層と沖積層を一般的な未固結堆
955 積物として検討を行うこととする。

956 時代別の堆積層の分布を示す全国規模のデータとして、地層年代と地層層厚の分布に
957 ついて整理した「日本列島における地下水賦存量の試算に用いた堆積物の地層境界面と
958 層厚の三次元モデル（第一版）（越谷・丸井, 2012）」が存在し、洪積層と沖積層は更新
959 世（洪積層の時代に相当）前期と更新世中期以降に分けられている。また、既往のトン
960 ネル工事等の施工事例では、更新世前期以前の粘性土は高強度で地表面沈下を制御でき
961 ている事例が多いのに対し、更新世中期以降になると地質年代が比較的新しいため、地
962 山の物性に明らかな差がみられ、地表面沈下など変位の制御が難しい地山条件となる
963 （依田, 2008）ことが知られている。よって、更新世中期以降の地層では、深度300m
964 以深に坑道を掘削するには十分な強度を持たない可能性が高いと考えられる。

965 以上を踏まえ、本項目に係る要件・基準を以下のように設定することが適当である。

⁴⁵ 第四紀とは、約260万年前から現在までの地質時代。

⁴⁶ 未固結堆積物と同義。

⁴⁷ 第四紀は更に細かい地質時代に分けられる。最近は洪積層、沖積層ではなく、更新統（または更新世に堆積した層、約260万年前から約1万年までの地質）、完新統（または完新世に堆積した層、約1万年前から現在までの地質）の用語が用いられる。

966 ◆要件
967 処分場の地層が未固結堆積物でないこと
968 ◆回避すべき範囲の基準
969 処分深度に第四紀堆積層のうち未固結堆積物層が分布する範囲
970 ※ただし、基準を適用する全国規模で体系的に整備された文献・データが存在しない
971 ことから、当該範囲を判断することができない。
972 ◆回避が好ましい範囲の基準
973 深度 300 m 以深まで更新世中期（約 78 万年前）以降の地層が分布する範囲

974
975 次に、「好ましい範囲」の設定について、検討した。
976 定性的には、中古生層（粘板岩、砂岩等）、深成岩（花崗岩等）などの硬岩が、トン
977 ネルの施工が容易と考えられる（日本鉄建公団：N A T M 設計施工指針、1996）。定量
978 的には、一般に、トンネル工事において施工の容易さ等の目安として地山強度比（岩石
979 の一軸圧縮強さと、ある深度に対応する土被り圧の比）が用いられる。地山強度比が小
980 さくても支保工の効果などにより、空洞安定性は確保できるが、地山強度比が 2 以上で
981 あれば、支保工が無くとも岩盤だけで坑道壁面での局所安全率が 1 以上となり、比較的
982 高い空洞安定性が確保できる。このため、「処分深度において地山強度比が 2 以上の地
983 層が分布している範囲」であれば対策が比較的容易になり安全裕度が大きく向上するた
984 め好ましいと考えられる⁴⁸。

985 ただし、上記が分かる全国規模で利用可能な文献・データは現時点では存在しないこ
986 と、実際の建設にあたっては他の影響も含めた検討を行う必要があることから、処分地
987 選定調査において個別地点毎に判断することが適当と考えられる。

988 ②地熱・温泉

989 トンネル標準示方書〔山岳工法〕・同解説では、地熱・温泉は基本的には「対策を検
990 討する」方針であり、回避は必ずしも求められておらず、施工例も多くある（表 3.4.1.1）。

991 従って、「回避すべき範囲」、「回避が好ましい範囲」は設定しないことが適当である。

992 一方、作業従事者の健康を阻害せずに安全裕度が大きく向上するという観点から、大
993 規模な冷房設備の導入を行わない坑道換気によって法令（労働安全衛生規則）で定めら
994 れる温度（37°C）以下に維持できる範囲として、「処分深度で 45 °C 以下⁴⁹を確保できる
995 範囲」は「好ましい範囲」と考えられる。なお、現時点において処分深度が確定してい
996 ないこと、処分深度における温度を直接判断できるデータがないため、仮に代替指標と
997 して地温勾配を用いるにしても処分深度によって地温勾配が変化する可能性があるこ
998 とから、「好ましい範囲」の設定は困難であると考えられる。

⁴⁸ 仮に岩盤の単位体積重量を 20 kN/m³、深度 300 m～1,000 m とした場合、必要な一軸圧縮強さは 12～40 MPa となる。

⁴⁹ 労働安全衛生規則 第 611 条で定められる温度（37°C）を維持。工学的対策（換気設備）だけで対応する場合、45 °C 程度であれば上記温度を保つことが可能。

1000 ③泥火山

1001 泥火山は施工例がある膨張性地山の原因として指摘している例があり（表3.4.1.1）、
1002 「概要調査地区選定時に考慮すべき地質環境に関する基本的考え方」（土木学会原子力
1003 土木委員会地下環境部会、2001）において、「著しい影響を及ぼすと判断される場合は
1004 避ける必要がある」とされている。しかしながら、明確な基準の設定が難しく、個別地
1005 点毎に判断することが適當と考えられる。安全裕度が大きく向上するかという観点から
1006 の「好ましい範囲」の設定可能性についても同様である。

1007

1008 ④その他事象（膨張性地山、山はね、湧水、有害ガス）

1009 トンネル標準示方書〔山岳工法〕・同解説では、地熱・温泉、膨張性地山、山はね、
1010 湧水及び有害ガスの地山が特殊地山とされているものの、基本的には「対策を検討する」
1011 方針であり、回避は必ずしも求められておらず、施工例も多くある（表3.4.1.1）。

1012 従って、「回避すべき範囲」「回避が好ましい範囲」は設定しないことが適當である。
1013 また、安全裕度が大きく向上するかという観点からの「好ましい範囲」の設定可能性に
1014 ついては、基本的には個別地点毎に工学的対応を行うことが適當であり、全国一律の明
1015 確な基準を設定することは難しいと考えられたことから、基準の設定することは困難で
1016 ある。

1017

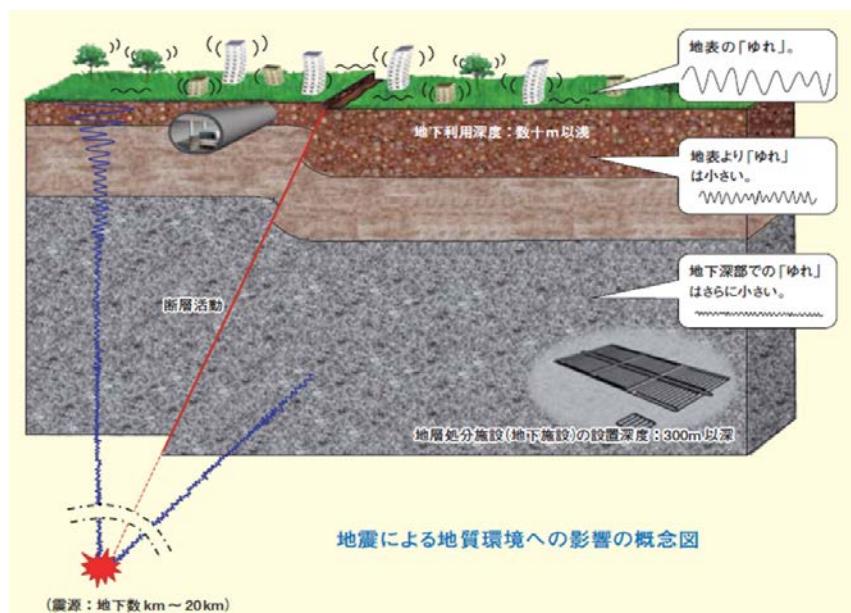
1018 ⑤地震

1019 地震については、今までのトンネル技術等の知見に基づくと地上に比べて地下への影
1020 韻は小さいと考えられている。それらの影響を含め、個別地点毎に工学的対策の有無も
1021 含めて検討を行うことが適當であり、全国一律の明確な基準を設定することは難しいと
1022 考えられたことから、基準の設定することは困難である。

参照：地震によるゆれへの対処

地震による「ゆれ」に対しては、個別地点の特性に応じて工学的対策により対処する必要がある。具体的には、周辺の活断層やプレート境界等で起こる地震と、地盤の条件等をもとに想定した伝播の仕方から、個別地点で起これうる最大の地震動を想定し、想定した地震動を廃棄体（及び周辺の岩盤）や地上・地下施設に与えても構造や機能の健全性が確保されるかを確認し、確保できない場合は、適切な工学的対策を施すことになる。

なお、一般的に震源は地下数 km～20 km であり、処分深度が震源になるものではない。また、処分場の地下施設での地震動は地表付近と比較して小さくなる。



地震による地質環境への影響の概念図

- 1023 (放射性廃棄物の地層処分事業について 分冊-2 「概要調査地区選定上の考慮事項」
1024 (NUMO , 2009a) を一部修正)

1025

1026 3.4.2 地上施設の建設・操業に関する検討

1027

1028 既に高レベル放射性廃棄物を貯蔵している類似施設が存在していることから、地上施
1029 設の建設・操業における検討対象として、廃棄物管理施設に関わる原子力規制委員会の
1030 規則等（原子力規制委員会, 2013a; 2013b）に規定されている内容を参照して検討を行
1031 った。廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（原子力規制委員会,
1032 2013a）のうち、施設設置場所に関するものとして、施設を支持する地盤（第5条）、地
1033 震による損傷の防止（第6条）、津波による損傷の防止（第7条）及び外部からの衝撃
1034 による損傷の防止（第8条）がある（表3.4.2.1～3.4.2.4参照）。これらについて検討し
1035 た。

1036

表 3.4.2.1 廃棄物管理施設に対する規則等の概要 一施設を支持する地盤一

規則の概要	解釈の概要
1. 地震力が作用した場合においても十分に支持することができる地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震重要度分類に応じた地震力に対して、接地圧に対する十分な支持性能を有する設計であること ・安全上重要な施設は、基準地震動（※）による地震力に対する支持性能の確保（弱面上のずれ等の発生の検討含む） <p>※基準地震動：「その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震」による地震動。実用炉設置許可基準の方針を準用。</p>
2. 安全上重要な施設に対して、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤	<p>「変形」とは地震発生に伴う下記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み ・建物・構築物間の不等沈下 ・液状化及び搖すり込み沈下等の周辺地盤の変状
3. 安全上重要な施設に対して、変位が生ずるおそれがない地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれ ・安全上重要な施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭がないことを確認した地盤に設置

1037

1038

表 3.4.2.2 廃棄物管理施設に対する規則等の概要 一地震一

規則の概要	解釈の概要
1. 施設は地震力に十分に耐えることができる	「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされること
2. 地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定	「地震の発生によって生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」を（耐震重要度）といい、その考え方を考慮する。
3. 安全上重要な施設は、大きな影響を及ぼすおそれがある地震力に対して安全機能が損なわれない	「大きな影響を及ぼすおそれがある地震」による地震力は、実用炉設置許可基準の方針を準用
4. 安全上重要な施設は、地震の発生によって生ずる斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれない	基準地震動による地震力を作用させた安定解析を行い、崩壊のおそれがないことを確認。崩壊のおそれがある場合には、当該部分の除去及び敷地内土木工作物による斜面の保持等の措置

1039

1040

表 3.4.2.3 廃棄物管理施設に対する規則等の概要 一津波一

規則の概要	解釈の概要
1. 施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれない	<p>「大きな影響を及ぼすおそれがある津波」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な施設：実用炉設置許可基準を準用して策定 ・それ以外：過去の記録、現地調査の結果、行政機関等が実施した津波シミュレーションの結果及び最新の科学的・技術的知見等を踏まえ、影響が最も大きいもの <p>「安全性が損なわれない」ための設計の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確保する上で必要な施設（津波防護施設、浸水防止設備及び津波監視設備を除く）は、津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置 ・津波による遡上波が到達する高さにある場合は、遡上波によって廃棄物管理施設の閉じ込め機能等の安全機能を損なわない（※） <p>※遡上波による安全機能への影響を評価し、施設の一部の機能が損なわることがあっても、施設全体としては、閉じ込め等の機能が確保される。</p>

1041

表 3.4.2.4 廃棄物管理施設に対する規則等の概要

1042

—外部からの衝撃による損傷の防止—

規則の概要	解釈の概要
1. 施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く）が発生した場合においても安全性を損なわない	<ul style="list-style-type: none"> ・想定される自然現象 洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等
2. 施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く）に対して安全性を損なわない	<ul style="list-style-type: none"> ・人為によるもの（故意によるものを除く） 飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう ・「航空機落下」については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について⁵⁰」等を参考にし、防護設計がとられていることを確認 ・近隣工場における事故については、事故の種類と施設までの距離との関連においてその影響を評価した上で、必要な場合、廃棄物管理施設の安全性を確保する上で必要な施設が適切に保護されていることを確認

1043

①施設を支持する地盤

施設を支持する地盤に関する要求の1つに「安全上重要な施設は、将来活動する可能性のある断層等⁵¹の露頭がないことを確認した地盤に設置」（表3.4.2.1）がある。これは、回避の対象と考えられるが、地上施設設置位置での現地調査による詳細情報が必要不可欠であり、こうした詳細情報が利用できない地域の科学的な適性を提示する段階では、本項目に関する「回避すべき範囲」の要件・基準を設定することは適切でないと考えられる。

また、「好ましい範囲」については、地震時を含め施設を支持可能な固さの地盤が地表近くに存在する場合、安全裕度が大きく向上すると考えられる。

施設を支持するための基礎の形態は、大きく直接基礎（表層地盤の掘削などを行い、硬い地盤上に直接建物を構築）と杭基礎（硬い地盤まで杭を設置して施設を支持する）の2種類があるが、原子力関連施設の構造は、地震時の建物のすべりも考慮要素であり、

⁵⁰原子炉施設周辺における計器飛行方式で飛行する民間航空機の飛行場の有無、原子炉施設上空における航空路の有無、原子炉施設周辺における自衛隊機又は在日米軍機（以下、「米軍機」という。）の基地の有無、原子炉施設及びその周辺上空における自衛隊機又は米軍機の訓練・試験空域（以下、「訓練空域」という。）の有無、原子炉施設上空における自衛隊機又は米軍機の基地－訓練空域間往復経路の有無等を考慮

⁵¹後期更新世（約12～13万年前）以降の活動が否定できないもの。震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面を含む

それを防止する上で半地下の直接基礎構造の例が多い。既往構造物において基礎掘削で対応している深さは「大深度地下使用技術指針・同解説（国土交通省都市・地域整備局企画課大深度地下利用企画室, 2001）」において深度 25 m 程度という値が示されている。支持可能な地盤の固さとしては、類似施設の地震時の接地圧が 1 MPa 以下であることからこれ以上の岩盤強度が必要であるものの、このような力学特性について数 10 m 深さの値を整理したものは存在しない⁵²ため、「好ましい範囲」の設定は困難であると考えられる。

1063

1064 ② 津波

1065 津波については、基本的に設計や評価を踏まえた安全機能の確認が要求されており、敷地毎に影響を及ぼす可能性のある津波の波源を特定して設定するなど、現地調査を踏まえた個別具体的な検討により設定されるため、全国一律に回避が要求されている事象・特性は特に定められていない。従って、「回避すべき範囲」の要件・基準を設定しないことが適当と考えられる。

1070 一方、「より適性の高い地域」については、津波の到来に対応するためには、基本的に標高の高いところに重要な地上施設を設置するか、防潮堤などの工学的対策を取ることが考えられる。想定される津波の高さが一般的な海岸堤防等の規模であれば、安全裕度が大きく向上すると考えられる。

1074 津波の検討にあたっては、「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書（日本海における大規模地震に関する調査検討会, 2014）」等で示されている市町村ごとの海岸線における最大津波高さがある。ただし、このデータは東日本大震災前に収集されたものであり自治体ごとに見直し作業が進んでいること、局所的な地形の影響により海岸部に到達する津波の規模も大きく変動することに留意が必要である。また、「海岸堤防・護岸構造収覧」（柴田ほか, 1983）では、30 個所程度の堤防の規模に関する情報が公開されており、それらの堤防の工事基準面からの天端高について集計すると、平均は 6 m 程度である。また、既存の原子力関連施設では、海岸堤防と同様の機能を有する防潮堤として 15 m 程度の高さのものを構築している実績がある。

1083 基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド（原子力規制委員会, 2013c）では、評価地点における基準津波の水位に対する耐津波設計⁵³を示している。基準津波の設定に当たっては、広域的なデータのみならず個別地点における地震や地形などの詳細なデータが必要となる⁵⁵。

1087 これらを踏まえ、「平均的な海岸堤防等により、津波の到来を回避できると考えられ

⁵²近年は地盤の硬さを表す指標としてせん断波速度（Vs）も用いられることが多い。ただし、深度方向も含めたせん断波速度の全国大のデータは存在しない

⁵³基本方針として、(1) 敷地への流入防止、(2) 漏水による安全機能への影響防止、(3) 津波防護の多重化、(4) 水位低下による安全機能への影響防止の 4 点を掲げ、防護方針を策定

⁵⁵最新の科学的・技術的知見を踏まえ、波源海域から敷地周辺までの海底地形、地質構造及び地震活動性等の地震学的見地から想定

1088 る範囲」は好ましいと考えられる。ただし、廃棄体の受入・検査・封入施設への津波の
1089 到来を確実に防止するためには、個別地点での津波の到達履歴なども調査した上で適切
1090 な標高の場所に設置することが望ましい。また、工学的対策についても個別地点の詳細
1091 情報に基づく海岸堤防等の三次元的な配置を考える必要があることから、処分地選定調
1092 査において個別地点毎に判断することが適当と考えられる。

1093

1094 ③ 地震

1095 地震については、基本的に設計や評価を踏まえた安全機能の確認が要求されており、
1096 敷地毎に影響を及ぼす可能性のある地震力の震源を特定して地震動を設定するなど、現
1097 地調査を踏まえた個別具体的な検討により設定されるため、全国一律に回避が要求され
1098 ている事象・特性は特に定められていない。従って、「回避すべき範囲」の要件・基準
1099 を設定しないことが適当と考えられる。

1100 一方、「好ましい範囲」については、地震動の大きさについては、全国規模の文献・
1101 データの例として「確率論的地震動予測地図－全国地震動予測地図 2016 年版（地震調
1102 査研究推進本部, 2016）」があるが、施設に影響を及ぼす地震力は、敷地ごとに震源を
1103 特定して地震動を設定するなど、現地調査を踏まえた個別地点毎の検討により設定され
1104 る（原子力規制委員会, 2013d）ため、現時点ではこのような地震力を正確に想定でき
1105 ない。また、安全機能が損なわれないための耐震性の確保は、構造物の変形能力、機器・
1106 配管系の耐荷重性能等、多岐にわたるため、一律に耐震性確保が比較的容易となる範囲
1107 を設定することが難しい。

1108

1109 ④ 外部からの衝撃による損傷の防止

1110 外部からの衝撃による損傷の防止⁵⁶には、自然現象に加えて「航空機落下」等の人為
1111 的な事象も含まれている。これらのうち、回避の対象を要求していると考えられるのは
1112 火山の影響である。火山の影響については、「原子力発電所の火山影響評価ガイド（原
1113 子力規制委員会, 2013e）」が参照できる。ここでは、設計対応不可能で立地により影響
1114 を回避すべき火山事象として火碎物密度流等などが設定されているため「回避すべき範
1115 囲」及び「回避が好ましい範囲」を検討した。

1116 「火山影響評価ガイド」では、立地評価として、周辺の完新世（約 1 万年前以降）に
1117 活動があるなど将来の活動が否定できない火山を抽出して、火碎物密度流、溶岩流、岩
1118 屑なだれ・地滑り及び斜面崩壊、新しい火口の開口、地殻変動の影響の可能性が十分小
1119 さくない場合、立地不適としている。

1120 このように個別評価が必要なことから「回避すべき範囲」とはできないものの、それに
1121 あたる可能性が比較的高いと言う意味で、完新世の設計対応不可能な火山事象の痕跡が

⁵⁶想定される自然現象として「洪水、風（台風）、竜巻、凍結、降水、積雪、落雷、地滑り、火山の影響、生物学的事象、森林火災等」としており（表 3.4.2.4）、土石流など他の自然現象も含まれると考えられる。個別地点の処分地選定調査において考慮する必要がある。

1122 認められる場所を「回避が好ましい範囲」として検討した。全国規模で利用可能な文献・
1123 データの例として「20万分の1日本シームレス地質図（産業技術総合研究所ウェブサ
1124 イト）」があり、上記事象に対応するものとして完新世の火碎流堆積物・火山岩・火山
1125 岩屑の分布範囲を特定することができたため、本項目に係る要件・基準を以下のように
1126 設定した。

1127

1128 ◆要件

1129 操業時に火碎物密度流等による影響が発生することにより施設の安全性が損なわれ
1130 ないこと

1131 ◆回避すべき範囲の基準

1132 （現地調査による詳細な情報を基に個別具体的に判断するため、設定しないことが適
1133 当と判断）

1134 ◆回避が好ましい範囲の基準

1135 完新世（約1万年以降）の火碎流堆積物・火山岩・火山岩屑の分布範囲

1136 * 火山影響評価ガイドでは完新世に活動はないものの第四紀（約260万年以降）の火山については将来の活動性を
1137 評価することを求めていることに留意が必要である。また、設計対応が不可能な事象のうち「新しい火口の開口」
1138 による操業期間中の影響が発生する可能性が高い範囲は、埋設後長期安全性の観点での「回避すべき範囲」の要件・
1139 基準の候補である「第四紀火山から15kmの範囲」に含まれると考えられる。

1140

1141 一方、想定される自然現象（地震及び津波を除く）の外部事象に関する類似施設の規
1142 制の要求は「施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く）が発生した場合にお
1143 いても安全性を損なわない」ことである（表3.4.2.4）が、これらの影響は現地調査等を
1144 踏まえて個別地点毎に評価されるものであることから、「好ましい範囲」を設定するこ
1145 とは困難と考えられる。

1146

1147 3.4.3 検討成果のまとめ

1148

1149 3.4.3.1 「回避すべき範囲」、「回避が好ましい範囲」の設定可能性について

1150

1151 地下施設及び地上施設の建設・操業時の安全性確保については、「回避すべき範囲」
1152 は設定ができなかつたが、地下施設の建設・操業時における未固結堆積物及び地上施設
1153 の建設・操業時における「回避が好ましい範囲」の基準について設定を行った。要件・
1154 基準と利用可能な文献・データの例を表3.4.3.2.1に示す。

1155

1156 3.4.3.2 「好ましい範囲」の設定可能性について

1157

1158 地下施設、地上施設ともに、安全性を大きく向上させるような基準を具体的に設定す
1159 ることは困難であると考えられる。

1160 表 3.4.3.2.1 地下・地上施設の建設・操業時の安全性確保に関する要件・基準

1161

	要件	分類	基準	利用可能な文献・データ（※）
(地下施設) 未固結堆積物	処分場の地層が未固結堆積物でないこと	回避すべき	処分深度に第四紀堆積層のうち未固結堆積物層が分布する範囲	(利用可能な文献がないため、代替指標で設定)
		回避が好ましい	深度 300m 以深まで中期更新世（約 78 万年前）以降の地層が分布する範囲	日本列島における地下水賦存量の試算に用いた堆積物の地層境界面と層厚の三次元モデル（第一版）（越谷・丸井, 2012）
(地上施設) 火山の影響	操業時に火碎物密度流等による影響が発生することにより施設の安全性が損なわれないこと	回避が好ましい	完新世（約 1 万年前以降）の火碎流堆積物・火山岩・火山岩屑の分布範囲	20 万分の 1 日本シームレス地質図（産総研ウェブサイト）

1162 (注) 記載した文献・データの原図の縮尺等は下記のとおり。

1163 日本列島における地下水賦存量の試算に用いた堆積物の地層境界面と層厚の三次元モデル（第一

1164 版）は A4 縦のレポート内の図であり、約 1000 万分の 1。これとは別に作図の基となつた数値デ

1165 ティアリ。日本シームレス地質図は、数値データだが基とした図面の縮尺は 20 万分の 1。

1166 3.5 輸送時の安全性に関する検討

1167

1168 地層処分の対象となる放射性廃棄物は、貯蔵場所（日本原燃（株）：青森県六ヶ所村、
1169 日本原子力研究開発機構：茨城県東海村）から最終処分施設までの輸送が必要である。
1170 輸送物（輸送容器）については、「放射性物質安全輸送規則（Regulations for the Safe
1171 Transport of Radioactive Material）」（IAEA, 2012）に基づき、技術基準等が原子炉等規制
1172 法（原子力規制委員会）や船舶安全法（国土交通省）等により規定されている。具体的
1173 には、これらの規則を踏まえ、衝突事故や火災等に対しても放射線の遮蔽と放射性物質
1174 の閉じ込め機能を有するものを輸送容器としており、現在使用されている輸送容器（キ
1175 ャスク）は一基あたりの総重量が約 115 トン（ガラス固化体等 28 本分の重量を含む）
1176 もの重量物である⁵⁷。さらに年間の輸送量は、高レベル放射性廃棄物であるガラス固化
1177 体が約 1,000 本、地層処分対象の TRU 廃棄物が約 3,600 本相当（ガラス固化体の形状・
1178 重量として試算）と見積もられる⁵⁸。

1179 上記に加え、放射性廃棄物等の輸送については、数十年以上にわたる期間において、
1180 毎年相当量の放射性廃棄物の輸送が発生し、その期間を通じて放射性廃棄物の輸送の安
1181 全性に関わる規制基準を順守し、安全性を継続して確保することが必要である。輸送時
1182 には、地下施設・地上施設の立地地点以外の地域に対しても、公衆被ばくや核セキュリ
1183 ティの観点から広く影響を与え得ることから、諸外国においても放射性廃棄物の輸送に
1184 ついて、処分地選定の初期段階から要件として考慮に入れている場合が多い（原子力環
1185 境整備促進・資金管理センター, 2015）。また、日本は狭小な国土に対して人口が多く、
1186 急峻な地形が多く平野部が少ないため、放射性廃棄物の大規模輸送は諸外国と比べても
1187 現実的に大きな困難を伴う可能性が高い。

1188 上記を踏まえ、地域の科学的な特性を提示する段階から考慮することが重要と判断し、
1189 検討を行った。

1190 具体的な基準の検討に際しては、国際機関（IAEA）が示している指針類や国内での
1191 規制基準等を使用した（IAEA, 2012）。

⁵⁷ 一般的には、公衆被ばくの観点から輸送回数が少ない方が望ましいため、一度に大量輸送ができることが望ましい。キャスクの大きさを小さくすることも可能であるが、キャスクには一定の遮蔽厚が必要となるため、キャスク重量はガラス固化体の数に比例して減ることはない。

道路の荷重制限（特殊車両許可を得て 44t）を越える場合は、道路を補強する必要がある。仮にこの重量までキャスクを小さくする場合はひとつのかごに 4 本のガラス固化体を収納。年間 290 回程度（（地層処分対象の TRU 廃棄物を含み、1 回の輸送で 4 台の車両によりガラス固化体 16 本相当の廃棄物を輸送とした場合））の頻度で運搬することとなり公衆被ばくのリスクが増加する。

公衆被ばくのリスクを減らすため、輸送回数を減らそうとするとキャスクを大きくする必要がある。その場合、車両の重量が大きくなればなるほど、道路の補強、クレーンの増強等が必要となることから、輸送回数とその他工学的に必要な対応をとのバランスを考えた場合に、NUMO としては現在の仕様（ガラス固化体 28 本、積載物と車両の総重量 150t 程度）が適当と考えられている。一方で、今後工学的対応の進捗や重量制限等による制度変更によっては、他のサイズの可能性もあり得る。

⁵⁸ 高レベル放射性廃棄物と地層処分対象の TRU 廃棄物の処分施設を併設する場合を想定している。

1192 3.5.1 輸送時の安全性に関する検討項目の抽出・整理

1193

1194 放射性廃棄物の輸送については、国内外において、既存の原子力発電所などからの輸
1195 送が既に行われており、法体系も整備されている。従って、本検討ではそれらを参考と
1196 しつつ、安全性の確保に影響を与える検討項目として、セーフティ（公衆被ばく）、核
1197 セキュリティの観点から検討を行った。

1198 輸送方法については、国内外の実績として陸上輸送（鉄道、車両）、海上輸送（船舶）
1199 の3つの方法について検討を行った。

1200

1201 3.5.2 「好ましい範囲」の要件・基準

1202

1203 ①長距離輸送

1204 日本は南北で距離が1,000kmを超えることから、まず長距離輸送（陸上（鉄道、車
1205 両）、海上（船舶））を前提に、比較、検討を行った。

1206 公衆被ばくの観点からは、米国運輸省が様々な輸送経路、輸送方法を組み合わせた比
1207 較検討をしており、輸送方法と公衆被ばくの関係は以下のように整理される

1208 (U.S. Department of Transportation, 1998)。

- 1209 • 事故発生確率を考慮すると、事故時の被ばくリスクは、通常輸送時の被ばくリスク
1210 より小さい。
- 1211 • 通常輸送時の被ばくリスクでは、最も影響を与える「輸送時間」を考慮するととも
1212 に、「人口密度」や「輸送距離」も考慮する必要がある。
- 1213 • 一度に運べる輸送量は輸送回数に影響し、結果として全リスクに影響を与える。
- 1214 • 車両輸送は、鉄道、船舶より輸送回数が多くなり、通常輸送時・事故時の被ばくリ
1215 ルスクが高まる。

1216 上記を踏まえ、輸送時間が同程度だとすると人口密度の観点から「人口密集地を通過
1217 しない輸送方法」、輸送時間、事故発生率等の観点から「一度に確実に大量に運搬でき
1218 る輸送方法」が好ましいと考えられる。

1219 また、核セキュリティの観点から、ガラス固化体の輸送時の防護区分として、不法移
1220 転に対して慣行による慎重な管理、妨害破壊行為に対して遅延（情報漏洩防止等の保
1221 護：いつ、どこを通過するか等の情報を管理、対象への接近を困難化）、検知（対象物
1222 の点検及び報告）、対応（連絡体制の確立）、管理（運搬責任者の配置及び緊急時対応計
1223 画等の作成）及び立入制限措置（輸送中の停止時情報）などの区分IIIと呼ばれる対策
1224 が必要とされている（原子力規制委員会, 2013f；原子力委員会 原子力防護専門部会,
1225 2007；IAEA, 2015）。

1226 上記を踏まえ、情報漏洩防止等の保護対策の観点から「予め経路が反映していない輸
1227 送方法」、陸上輸送が複数日にわたり宿泊等のため途中で停止する場合は「立入制限措
1228 置がしやすい輸送方法」が好ましいと考えられる。

1229 長距離輸送の観点から 3 方法（陸上（鉄道、車両）、海上（船舶））についてセーフテ
1230 ィ（公衆被ばく）、核セキュリティの観点を中心に比較検討を行った（表 3.5.2.1）。その
1231 結果、以下の観点から海上（船舶）輸送が最も好ましいと考えられる。

- 1232 • 3 方法の中で、人がいない海上を通るため、最も公衆被ばくリスクが低い
- 1233 • 3 方法の中で、あらかじめ輸送経路が判明する可能性が低いことと、停止時の立ち
1234 入り制限措置の施設が不要（船舶で代替可能）であることから最も核セキュリティ
1235 上のリスクが低い
- 1236 • 交通インフラ上の制約は特に存在せず、1 回で大量輸送が可能であり、海外からの
1237 返還ガラス固化体の輸送実績もある

1238
1239 なお輸送時の自然災害等における対応については、基本的には現時点において検討す
1240 るのではなく、個別地点毎に、自然災害等と遭遇しないよう輸送方法や輸送経路等を考
1241 慮する、緊急時の対策を考慮するなどの対策を実施することが必要である。

1242
1243 ②海上輸送を前提とした場合の港湾から最終処分施設までの短距離輸送

1244 港湾から最終処分施設までの輸送については、海上輸送で用いたキャスクのまま陸上
1245 輸送（鉄道、車両）を行うことを想定している。そのため、鉄道は既存の鉄道がない可
1246 能性が高いことから専用鉄道敷設が好ましく、車両は重量制限の観点⁵⁹から専用道路の
1247 敷設が好ましい。検討を行った結果（表 3.5.2.2）、鉄道と車両においてどちらが優位で
1248 あるかは一概には決められない結果となった。ただし、いずれの方法とも、公衆被ばく
1249 及び核セキュリティの観点から、輸送時間が短いことが好ましいことに加え、斜面勾
1250 配⁶⁰と鉄道・車両の登坂能力の制約により輸送できる地形は限られることや、既存のイ
1251 ンフラに影響を与えないルートの設定を行う観点からは、海上輸送された輸送物を港湾
1252 から輸送する距離が短いことが好ましいと考えられる。

- 1253
1254 ①、②の検討結果から、輸送の安全性確保の観点では以下が好ましいと考えられる。
1255 • 長距離輸送の場合、海上輸送を用いること。
1256 • 廃棄体輸送船が接岸可能で維持管理が容易な港湾の確保が可能なこと。
1257 • 港湾から最終処分施設までの専用道路の勾配が緩やかであること。

⁵⁹ 国道・高速道路における車両重量は上限 25 トン（特殊車両通行許可取得時上限 44 トン）（道路法に基づく車両制限令）従って、現在想定している 100 トンを越えるキャスクを用いる場合、路盤や橋梁の補強なしでは輸送車両が通行することはできない。

⁶⁰ 鉄道の場合、線路の最急勾配が 3.5%（普通鉄道構造規則）、車両の場合、設計速度 20 km/h の場合の道路の最大縦断勾配は 9%（特例値で 12%）と定められている（道路法に基づく道路構造令）。

- 1258 • 実績や専用道路/専用線の敷設の観点から、確保可能な港湾（海岸）からの距離が
1259 短いこと。

1260 港湾（海岸）からの距離については、これまでの輸送の実績や、実施主体が想定する輸送計画を考慮することが適当である。具体的には、国内における陸上輸送実績は
1261 10 km 程度である。また、海外返還ガラス固化体輸送実績を参考に想定した場合、検査、
1262 荷役、諸手続等の工程で約 10 時間程度かかることが想定される。実施主体が想定する輸送計画では、保守的に考えて実際の輸送時間は実質 2 時間以内に完了させるよう計画することが好ましいとしており、港湾（海岸）からの輸送は 20 km (10 km/h×2 時間) 程度より短い範囲に抑えることが好ましいと考えられる。港湾（海岸）からの距離が
1266 短い範囲としては、島嶼部を含む沿岸部⁶¹が考えられる。
1267

1268

1269 表 3.5.2.1 長距離輸送における輸送方法の比較

方法	輸送回数等	公衆被ばくの観点	核セキュリティ	交通インフラ上の制約等
鉄道	貨車 1両でガラス固化体等 28 本収容キャスク 1 基を輸送可能。必要な貨車総数は 166 両。貨車の牽引力から 30 回以上に分けて輸送	3 方法の中で、通常時の公衆被ばくリスクは中程度 (○)	予め経路が判明する可能性が高いため、「遅延」(情報漏洩防止等の保護) 対策の観点から、好ましくない (△) 宿泊等のため途中で停止する場合は、立入制限措置のために特別な施設が必要となる (△)	勾配の制限から、輸送できる範囲が限定される (△) 日本における輸送実績がない (△) ターミナル駅から処分場等まで、専用線の敷設か車両輸送が必要 (△)
車両	1 車両で輸送できるガラス固化体等は 4 本程度。 1 回に 4 車両で輸送する場合、年間 290 回程度に分けて輸送	3 方法の中で、通常時の公衆被ばくリスクは最も高い (△)。 公道の重量制限から一台の車両ではガラス固化体等を 4 本までしか運べず、輸送回数が増加 (△)		路盤、橋梁の補強あるいは輸送キャスクの小型化が必要 (△)
海上 (船舶)	3,000t 級の船舶 1 台で 500 本程度のガラス固化体等を輸送可能 1 年にガラス固化体等を 10 回程度に分けて輸送	3 方法の中で、通常時の公衆被ばくリスクが最も低い (○)	予め経路が判明する可能性が低いため、「遅延」(情報漏洩防止等の保護) 対策の観点から、好ましい (○) 立入制限措置のために特別な施設は基本的に不要と考えられる (○)	海上輸送の実績あり。また、1 回にガラス固化体等を最大 500 本程度大量輸送できる (○) 船舶の規模から接岸できる港湾が限定されるため、適用港湾がない場合は既存港湾を改修するか新規建設する必要がある (△) 港湾から処分場まで、陸上輸送（鉄道輸送か車両輸送）が必要 (△)

1270

⁶¹ 沿岸部に最終処分施設を設置するにあたっては、地上施設は沿岸部陸域に、その後、斜坑を通じて沿岸海底下に地下施設が設置される場合も想定されるため、別途、3.7において検討を行った。

1271

表 3.5.2.2 短距離輸送における輸送方法の比較

方法	輸送回数等	公衆被ばくの 観点	核セキュリティ	交通インフラ 上の制約等
鉄道	貨車 1両でガラス固化体 28 本収容キャスク 1 基を輸送可能。 必要な貨車総数は 166 両。貨車の牽引力から 30 回以上に分けて輸送	車両輸送に比べて 1 回当たりのガラス固化体輸送で、大量輸送でき、輸送時間が短いことから、公衆被ばくリスクが車両輸送より小さい (◎)	予め経路が判明する可能性が高いため、「遅延」(情報漏洩防止等の保護)対策の観点から、好ましくない (△)	既存鉄道や道路と交差するところでは、バイパス(トンネルまたは鉄道橋)を新規建設する必要がある。従つて、距離が長くなれば、バイパス個所が増加 (△) 普通鉄道構造規則では、鉄道勾配は最大でも 3.5%である。車両輸送より輸送できる地形が限 定される (△) 鉄道の場合、キャスク重量、寸法を満たす鉄道施設を事業者自ら開発し、建設、所有、維持管理する必要があり、そのための組織体制を整える必要がある (△)
車両	車両 1 両でガラス固化体 28 本収容キャスク 1 基を輸送可能。 必要な車両は 166 両。 1回に 4 車両で輸送する場合、42 回程度に分けて輸送	鉄道輸送より公衆被ばくリスクは高いが、専用道路であるため、一般道を使うより公衆被ばくリスクは軽減される (○)	予め経路が判明する可能性が高いため、「遅延」(情報漏洩防止等の保護)対策の観点から、好ましくない (△)	既存鉄道や道路と交差するところでは、バイパス(トンネルまたは鉄道橋)を新規建設する必要がある。従つて、距離が長くなれば、バイパス個所が増加 (△) 車両重量が重いため、車両の登坂能力を考慮すると、勾配は最大で 10%程度であることから、輸送できる地形が限定される(ただし、鉄道と比較した場合は容易) (○)

1272

1273 3.5.3 検討の結果のまとめ

1274 「好ましい範囲」の設定可能性について)

1275

1276 日本の国土は南北で 1,000 km を超えることから、原則として長距離輸送が必要との
1277 前提で検討を行うことが適当である。検討の結果、現行法制度における制約等を前提と
1278 した場合、陸上輸送（鉄道、車両）には海上輸送に比べて困難性が高く、海上輸送が最
1279 も好ましいと考えられる。

1280 長距離海上輸送を前提とした上でも、最寄りの港湾から最終処分施設までは陸上輸送
1281 を行うこととなるが、その際には、現行の法制度における制約等を前提とし、かつ交通
1282 インフラ上の制約（勾配の制約や専用道路等の敷設可能性等）を勘案した場合、安全性
1283 の観点（セーフティ（公衆被ばく）及び核セキュリティの観点）から、港湾からの距離
1284 が短いこと（島嶼部を含む沿岸部（地下施設が沿岸海底下に設置される場合を含む））
1285 を「好ましい範囲」の要件とすることが適当と考えられる。

1286 その基準については、これまでの陸上輸送実績が 10 km 程度であることや、核セキュ
1287 リティの観点から実施主体が想定する輸送計画を検討した結果、沿岸から 20 km 以内を
1288 目安とすることが適当と考えられる。

1289 ただし、日本特有の問題として、急峻な地形が多く平野が少ないという特徴がある。
1290 輸送の観点からは、地形も影響することから、それらを考慮していくことが重要となる。

1291 もちろん、こうした沿岸部であっても、具体的な最終処分施設を選定する過程におい
1292 ては、港湾の利用可能性、港湾からの道路・鉄道等の交通インフラの敷設可能性及び天
1293 然現象の回避等を実施主体として個別に調査し考慮する必要がある。また、20 km を超
1294 えるような内陸部においても、地点毎に見れば、海岸からの勾配が緩やかであること等
1295 により輸送ルートの確保が可能な地域は存在し得ること、また、大規模トンネル等による
1296 交通インフラ面での対応や輸送容器等の資機材面での対応など、工学的対応により最
1297 終処分施設を建設することが可能となり得る。逆に 20 km 以内の場所においても、急峻
1298 な地形等により交通インフラの敷設等が難しい場合も考えられる。

1299 なお、上記のように 20 km を越えることにより輸送における安全性が確保できなくな
1300 るわけではないため、「回避すべき範囲」の設定は行わないことが適当であると考えら
1301 れる。

1302 3.6 事業の実現可能性に関する検討

1303

1304 これまで安全性確保に対して直接影響を与える要件について回避する必要があるか
1305 否かを中心に検討を行ってきたが、処分事業の円滑な実施を妨げる可能性が高い場合に
1306 は結果的に事業の安全性確保が損なわれることも考えられるとの観点から、事業の実現
1307 可能性についても検討を行うこととした。具体的には、技術WGでは、安全性確保の観
1308 点の議論とは別であるものの、安全性に密接に関連する技術的な観点からの検討として、
1309 処分事業自体の安全性確保を前提とした円滑な実施の観点から考慮すべきものとして、
1310 調査・評価の事前の評価の容易性や用地確保の可能性について検討を行った。

1311

1312 3.6.1 「好ましい範囲」の要件・基準

1313

1314 事業の実現可能性については、具体的な検討項目と結果は以下に示す通りである。

1315

1316 ①地質環境評価の容易性

- 1317 • 地下 300 m 以深の地質環境に関する情報は限られるため、特に概要調査以降において、調査を行いデータを取得することにより安全評価を行っていくこととなる。その際、調査・評価が容易である方が、総合的な安全評価における不確実性を低減できる可能性が高いという考え方の下、特に地質構造や、地下水流動の観点から、その評価の容易性について検討した。
- 1322 • 地質環境を適切に把握するには、比較的水平に近い成層構造、平野部等（沿岸海底下や島嶼部等を含む）の比較的なだらかな地形など、地質構造が単純である方が一般的に好ましいと考えられる。
- 1325 • 地下水流動の観点からは、総合的な評価では地下水シナリオの検討が重要である。具体的には、地下水流動の始点（涵養域）から終点（流出域）までの経路を把握した上で処分場の位置を適切に設定していく必要がある。深度 300 m より深い地下深部の地下水流動系の把握には、処分場からかなり離れた涵養域、流出域を含む広範囲のスケールの評価が必要である。よって、地下水流動場の把握が容易である方が一般的に好ましいと考えられる。具体的には上述の地質構造の単純さに加えて、動水勾配の分布が比較的単純になるとされるなだらかな地形が例として挙げられる。
- 1333 • 上記を踏まえると、地質構造が比較的単純な地域（例えば、地下水流動経路において単純な水理地質構造となっている地域、比較的水平に近い成層、平野部⁶²等（沿岸海底下や島嶼部等を含む）等）、地下水流動の把握が比較的容易な地域などがこの「好ましい範囲」であると考えられる。

⁶² 平野部は沖積層が厚く堆積していることが多い。

1337 ②概要調査段階以降の調査の容易性

- 1338 • 現地調査となる概要調査、精密調査段階から、関係法令による制約が発生する（例
1339 えば、私有地の場合であれば地権者との契約を結ぶ、公有地⁶³であれば許認可を得
1340 るなど必要な手続きを経る必要がある）。仮に、土地利用上の制約により現地調査
1341 ができない場合は、十分なデータを取得することができず、安全性に関する総合的
1342 な評価も難しいため、次の調査段階に進むことが困難となる。
- 1343 • 上記を踏まえると、概要調査段階以降の調査にあたっては、関係法令等で土地利用
1344 が制限されていないなど土地の借用や取得において制約が少ないことが好ましいと
1345 考えられる。

1346

1347 3.6.2 検討結果のまとめ

1348 （「好ましい範囲」の設定可能性について）

1349

1350 地質構造が比較的単純である、地下水流動の把握が比較的容易である等の特徴を持った、将来を含めた地質環境の調査及び評価が比較的容易な地域は「好ましい」と考えられる。こうした地域としては、例えば平野部等（沿岸海底下や島嶼部等を含む）の比較的なだらかな地形の部分が該当すると考えられる。

1354 また、特に概要調査以降の調査上の自由度を確保する観点からは、関係法令等で土地
1355 利用が制限されていないなど土地の借用や取得において制約の少ないことは「好ましい」
1356 と考えられる。

1357 ただし、これらの特徴については今後の処分地選定調査において個別地点毎に詳細を
1358 調べることが必要であるため、科学的有望地の提示の段階で一定の基準を定め、それに
1359 基づき具体的な地理的範囲を示すことは困難であると考えられる。

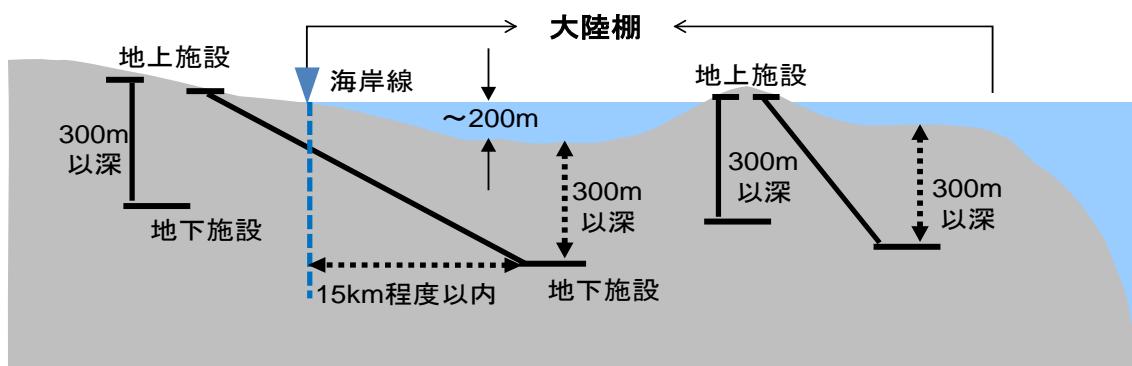
⁶³ 沿岸部の陸域については私有地・公有地である可能性があるが、海域については、昭和61年12月16日の田原湾干渉訴訟の最高裁判決において「海は、（中略）国の直接の公法的支配管理に服し、特定人による排他的支配の許されないものであるから、そのままの状態においては、所有権の客体たる土地に当たらない」とされている。

1360 3.7 沿岸部に関する事項

1361

1362 特に沿岸部（島嶼部や海底下を含む）については、輸送時の安全性の確保の観点から
1363 「好ましい範囲」と整理したが、それ以外の観点から沿岸部に期待される一般的な特性
1364 や建設・操業時の安全性、事業の実現可能性についての検討を行うことが適当であると
1365 の技術WGの問題意識を踏まえ、技術WGとは別に有識者及び基盤研究開発機関等による
1366 研究会⁶⁵が開催され平成28年8月に報告書が取りまとめられた。研究会の報告書の
1367 内容について、本WGにおいても妥当であるとの評価が得られた。

1368



1369

1370 図3.7.1 沿岸部における地層処分のイメージ⁶⁶

1371

1372 3.7.1 沿岸部の特性

1373

1374 沿岸部で地層処分を行うことを前提に（図3.7.1）、地層処分による長期的安全確保に
1375 とって重要な閉じ込め機能と物理的隔離機能に関して特に考慮すべき特性を整理した。
1376 沿岸部に期待される特性は以下の通りである。

1377 <沿岸部に期待される主な特性>

- 1378 • 動水勾配が極めて小さい（地下水流动が緩慢である）場所や、化石海水が残留する
1379 場所など長期にわたって流动性が低く拡散支配である（物質の移动が遅い）場所を
1380 見つけられる可能性が期待できる。
- 1381 • 隆起速度の小さい地域が比較的多い。

1382 <沿岸部の考慮すべき事項>

- 1383 • 海水準変動（約10万年周期の気候変動による陸氷の拡大と縮小にともなって陸に対
1384 する海面の相対的な高さが変化する現象）や塩淡境界（密度差や濃度差によって形

⁶⁵ 沿岸海底下等における地層処分の技術的課題に関する研究会（添付資料参考）

⁶⁶ 本研究会では、地層処分場の地下施設が設置される可能性がある地理的範囲として、沿岸部の陸域側は輸送の観点から海岸線から20km程度以内を、沿岸部の海域側は工学的対応の観点から海岸線から15km程度以内を検討範囲の目安とした（第2回沿岸海底下等における地層処分の技術的課題に関する研究会資料参照）

1385 成された塩水と淡水の境界)により変化する水理場や化学場の影響を考慮する必要
1386 がある。

- 1387 • 海水準変動や海面低下に伴う河川の侵食を沿岸部特有の影響要因として考慮する
1388 必要がある。

1389

1390 3.7.2 沿岸部の特性を踏まえた技術的対応可能性

1391

1392 3.7.1 で抽出した沿岸部の特性を踏まえ、地質環境の調査・評価技術、工学的対策技
1393 術、安全評価技術、の3つの観点から技術的対応可能性の検討を行った。

1394

1395 ①地質環境の調査・評価技術について

1396 • 海域においても、海底地形・地質情報・活断層等の調査、資源探査・採掘、トンネ
1397 ル建設等に係る調査等の調査成果及び評価技術に係る成果が存在し、海域を含めて
1398 沿岸部における段階的な地質環境調査・評価を実施することは可能と考えられる。

1399

1400 ②工学的対策技術について

1401 • 人工バリア構成材料の性能については塩水の影響を考慮する必要があるが、工学的
1402 対策を実施することが可能であると考えられる。
1403 • なお、地下施設を沿岸海底下に設置する場合は、アクセスのための坑道延長が長く
1404 なるなど設計上考慮すべき項目が増えるが、現有の技術で地下施設の設計・建設(湧
1405 水対策・津波対策を含む)が可能であると考えられる。

1406

1407 ③安全評価技術について

1408 • 化学場・水理場の影響を考慮した安全評価を行う必要があるが、気候・海水準変動
1409 等に伴う地質環境特性の変化等を考慮したシナリオ構築手法や核種移行評価モ
1410 デル等が開発されている。

1411

1412 上記を踏まえると、地質環境の調査・評価技術、工学的対策技術、安全評価技術のい
1413 ずれについても、今後データ等の拡充を行っていく必要はあるが、必要な基本的な技術は概
1414 ね整備されていると考えられる。

1415 このため、沿岸海底下の場合も含め、段階的な処分地選定調査、工学的対策および安
1416 全評価を適切に行うことによって、安全に地層処分を行うことは技術的な実現可能性が
1417 あると考えられる。

1418 ただし、今後技術の高度化に引き続き取り組むとともにデータ等の拡充に取り組むこ
1419 とで更に信頼性を高めることが重要であると考えられる。

1420 第4章 「適性の低い地域、適性のある地域、より適性の高い地域」の考
1421 え方

1422

1423 科学的有望地は、処分地選定調査に入る前段階において、当該調査を実施する範囲と
1424 しての適性を評価するものとしてその検討を行ってきた。第3章で抽出された回避すべき範囲、回避が好ましい範囲および、好ましい範囲の要件・基準に照らして、処分地選
1425 定調査を実施する範囲としての「適性の低い地域、適性のある地域、より適性の高い地
1426 域」を以下の通り整理した（図4.1）。

1427

1428 4.1 基本的考え方

1429

1430 最初に、①地質環境特性及びその長期安定性の確保に関する検討を行い、続いて、②
1431 地下施設・地上施設の建設・操業時の安全性、③輸送時の安全性、④事業の実現可能性
1432 について検討を行ったが、前段（①）の検討と後段（②～④）の検討は、時間スケール
1433 も空間スケールも異なることは明確に認識される必要がある。その上で、処分の安全性
1434 を確保するためには、好ましい地質環境特性及びその長期安定性の確保が最も重要であ
1435 る。

1436 また、「適性の低い地域」と評価される地域は、他の理由により「適性のある地域」
1437 「より適性の高い地域」と評価されるべきではない。

1438

1439 4.2 「適性の低い地域」の考え方

1440

1441 まず、①～④に関して、抽出された回避すべき範囲の要件・基準のいずれかに該当す
1442 る場合は、地層処分の安全性が損なわれる可能性があり今後処分地選定調査を実施して
1443 も処分地としての適性が認められることが期待しにくいため、処分地選定調査の候補対
1444 象から除外することが適当である地域として「適性の低い地域」と整理する。

1445 また、回避が好ましい範囲の要件・基準のいずれかに該当する範囲は、上記と同様の
1446 意味で適性が低いとは言い切れないが、現在利用可能な文献・データを前提とした場合、
1447 既に得られている地質情報等に鑑みると、処分地としての適性が認められることが期待
1448 しにくいため、上記と同様に処分地選定調査の候補対象から除外することが適当である
1449 地域として「適性の低い地域」と整理する。なお、その際、鉱物資源に関しては、当該
1450 資源が存在しうる範囲を広域的に示したものであることに留意が必要である。よって、
1451 回避すべき範囲と回避が好ましい範囲に係る要件・基準のいずれか1つに該当する範囲
1452 は「適性の低い地域」と整理する。

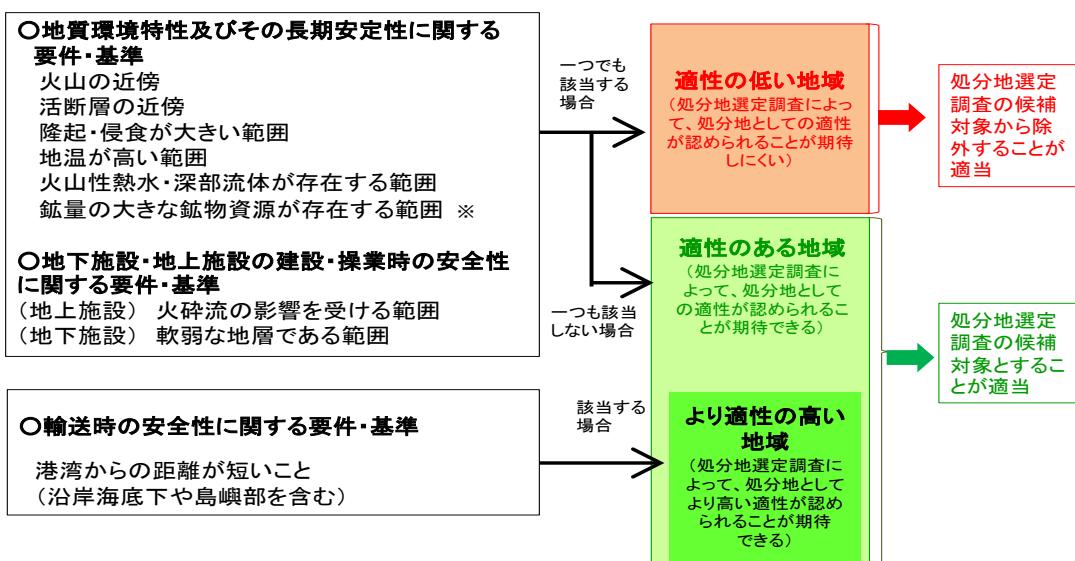
1454 4.3 「適性のある地域」及び「より適性の高い地域」の考え方

1455

1456 4.2 で整理した「適性の低い地域」に該当しない範囲については、直ちに処分地選定
1457 調査を実施しても地層処分が成立しない可能性が高いとは言い切れないという観点か
1458 ら「適性の低い地域」ではないという意味で「適性のある地域」と呼ぶこととする。「適
1459 性のある地域」は、地層処分にとって好ましい地質環境が存在し、長期にわたってそれ
1460 が維持されることを現時点で保証するものではないが、処分地選定調査によってそのこ
1461 とが確認できることが期待でき、処分地としての適性が認められることが期待できる地
1462 域である。

1463 この地域は、処分地選定調査を実施した結果、最終処分建設地として適性があるかな
1464 いかが明らかにされていくものである。

1465 また、「適性のある地域」のうち、好ましい範囲の設定可能性については、地質環境
1466 特性及びその長期安定性の確保、地下施設・地上施設の建設・操業時の安全性の確保の
1467 観点についても、「好ましい範囲」を設定することはできなかった。これまで「好まし
1468 い範囲」として整理することのできた項目は、輸送時の安全性の確保に関する項目（港
1469 湾からの距離が十分短いこと）のみであった。この地域は、地質環境特性及びその長期
1470 安定性の確保及び建設・操業時の安全性の確保のいずれの観点からも特段の大きなリス
1471 クが現時点では確認されておらず、かつ、輸送時の安全性の観点からはリスクが相対的
1472 に小さいことが期待され、処分地選定調査によって、処分地としてより高い適性が認め
1473 られることが期待できる地域であることから「より適性の高い地域」と呼ぶこととする。
1474 上記、「適性のある地域」及び「より適性の高い地域」は、処分地選定調査の候補対象
1475 とすることが適當である。



1476 (※)当該資源が存在しうる範囲を広域的に示したものであることに留意が必要。

1477 図 4.1 抽出された要件・基準と地域の適性との関係

1478 なお、高レベル放射性廃棄物と同様半減期が長い放射性物質を含むTRU廃棄物（再
1479 処理工場やMOX燃料工場の操業および解体に伴って発生する低レベル放射性廃棄物）
1480 は、高レベル放射性廃棄物と同様に地層処分される必要がある。TRU廃棄物は、高レ
1481 ベル放射性廃棄物と比べて、放射性物質の構成が異なる、高レベル放射性廃棄物に比
1482 べて放射能量や発熱量が低い、人工バリアの構造・組成が異なる等の違いはあるものの、
1483 物理的隔離機能に関しては高レベル放射性廃棄物と同様の地質環境の長期安定性が求
1484 められる。一方、閉じ込め機能として特に人工バリアの機能の長期的な影響については
1485 別途検討が必要であるが、人工バリアの健全性を維持するための地質環境特性に求めら
1486 れる要件については、高レベル放射性廃棄物の場合と同様に考察することができる。

1487

1488 4.4 今後に向けて

1489

1490 今回抽出した基準および利用可能な文献・データを用いて、「適性の低い地域」、「適
1491 性のある地域」及び「より適性の高い地域」のマッピングを行う際には、以下の点に留
1492 意することが重要である。すなわち、今回抽出した利用可能な文献・データは、全国規
1493 模で整備されたものであるが、部分的にはデータが不存在な地域が存在する場合もある。
1494 また、データの精度や分布は文献毎に異なるため、これらのデータを重ね合わせる際に
1495 は、こうしたデータの不均一性を考慮する必要がある。

1496

1497 なお、今回は地域毎に存在するローカルデータについては、地域間での比較可能性を
1498 欠くためにマップには用いないことが適当であるとしたが、こうしたローカルデータが
1499 将来的な地層処分に関する国民理解や地域理解にとって重要になってくることは言う
1500 までもない。今回の科学的有望地の提示が契機となって、まずは全国的な適性について
1501 の国民理解が広がっていくことが重要であるが、個別地域において対話が深まっていく
1502 中においては、ローカルデータについても情報共有等が進み、地域毎の地質環境等につ
1503 いてより具体的な理解が深まっていくことも重要である。

1504 第5章 おわりに

1505

1506 今般、技術WGでの検討にあたっては、国内の多くの学会や関係機関、更には国際機
1507 関との間で情報交換や意見交換を実施した。その中で提示された意見や助言等は、本報
1508 告書をとりまとめる上で非常に有意義なものとなった。

1509 本来、地層処分技術は多様な分野に関連する複合技術であり、学術的な知見を更に充
1510 実させていくためにも、今後とも幅広い学会等から適切なサポートを得ていくことが重
1511 要である。しかしながら、これまでとはともすると、どのような科学的知識がどのように
1512 統合されて適用されようとしているのかという、全体についての包括的な説明・議論の
1513 機会は必ずしも十分ではなかった。今般の学会等との情報交換や意見交換は、多くの分
1514 野の専門家、研究者のサポートを得つつ、地層処分に関する体系的・俯瞰的理解を図る
1515 取り組みの重要な一歩となったのではないかと考える。

1516 今後は、地層処分の実現を裏付ける科学や技術について国民理解を深めていくために、
1517 引き続き幅広い分野の専門家、研究者のサポートを得つつ、一般の方々にも基本的な考
1518 え方が伝わるような丁寧さやわかりやすさに配慮していくことが重要である。

参考文献

第 1 章の参考文献

1521 JNC (核燃料サイクル開発機構) (1999) : わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分
1522 の技術的信頼性－地層処分研究開発第 2 次取りまとめ総論レポート, JNC TN1400
1523 99-020.

1524 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 地層処分技術WG
1525 (2014) : 最新の科学的知見に基づく地層処分技術の再評価－地質環境特性及び地
1526 質環境の長期安定性について－.

1527

第 2 章の参考文献

1529 JNC (核燃料サイクル開発機構) (1999) : わが国における高レベル放射性廃棄物地層処分
1530 の技術的信頼性－地層処分研究開発第 2 次取りまとめ総論レポート, JNC TN1400
1531 99-020.

1532 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 地層処分技術WG
1533 (2014) : 第 1 章で既出.

1534

第 3 章の参考文献

1536 浅森浩一, 石丸恒存, 岩月輝希 (2002) : 研究報告 日本列島における火山周辺の酸性地
1537 下水分布. サイクル機構技報, No. 15, 103-111.

1538 阿曾正明, 岩田義弘, 志野和己 (2006) : 可燃性ガスを含むトンネルの施工－北陸新幹線
1539 飯山トンネル新井工区工事の例, 建設機械, 42(4), 特集 整備新幹線をめぐる最
1540 近の動向.

1541 第四紀火山カタログ委員会編 (1999) : 日本の第四紀火山カタログ v.1.0 (CD-ROM 版),
1542 日本火山学会

1543 第四紀地殻変動研究グループ (1969) : 第四紀地殻変動図, 国立防災科学技術センター.

1544 土木学会 (1984) : 軟岩－調査・設計・施工の基本と事例－.

1545 土木学会 (2006) : トンネル標準示方書[山岳工法]・同解説.

1546 土木学会原子力土木委員会地下環境部会 (2001) : 概要調査地区選定時に考慮すべき地質
1547 環境に関する基本的考え方.

1548 土井玲祐, 岩田孟, 北村暁 (2014) : 溶解度法による熱力学データ整備 (翻訳資料)
1549 JAEA-Review 2014-014.

1550 藤原健莊, 北村暁, 油井三和 (2009) : 高レベルおよび TRU 廃棄物地層処分の性能評価
1551 のための JAEA 熱力学データベース:IV 値ジルコニアムの熱力学データの再選定.
1552 JAEA-Review 2009-058.

1553 藤原治, 柳田誠, 三箇智二 (2004) : 日本列島の最近約 10 万年間の隆起速度の分布. 月刊
1554 地球, Vol.26, No.7.

1555 原子力安全委員会（2002）：高レベル放射性廃棄物処分の概要調査地区選定段階において
1556 考慮すべき環境要件について.
1557 原子力安全委員会（2002）：高レベルおよび TRU 廃棄物地層処分の概要調査地区選定
1558 段階において考慮すべき環境要件について.
1559 原子力委員会 原子力防護専門部会（2007）：ガラス固化体等の防護の在り方に関する
1560 基本的考え方について.
1561 原子力環境整備促進・資金管理センター（2015）：諸外国の地層処分サイト選定の初期段
1562 階における考慮要件等について. 第 13 回放射性廃棄物 WG 資料 2.
1563 原子力規制委員会（2013a）：廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則.
1564 原子力規制委員会（2013b）：廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
1565 の解釈.
1566 原子力規制委員会（2013c）：原子力発電所の火山影響評価ガイド.
1567 原子力規制委員会（2013d）：基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド.
1568 原子力規制委員会（2013e）：基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド.
1569 原子力規制委員会（2013f）：長半減期低発熱放射性廃棄物輸送体の防護に関する考え方
1570 （案）. 第 1 回核セキュリティに関する検討会 輸送における核セキュリティに関する
1571 ワーキンググループ.
1572 畑元浩樹, 土宏之, 羽鳥明満, 小池章久, 志田原巧, 新孝一, 澤田昌孝, 秦野輝儀, 石
1573 井卓, 熊坂博夫（2004）：高レベル放射性廃棄物の地層処分に係る地下施設の建設可
1574 能性に関する軟質岩の岩盤評価法の構築, CS1-069, 土木学会第 59 回年次学術講演
1575 会.
1576 IAEA（2012）：Regulations for the Safe Transport of Radioactive Material 2012 Edition, Specific
1577 Safety Requirements No. SSR-6.
1578 IAEA（2015）：Security of Nuclear Material in Transport, IAEA Nuclear Security Series No.26-G.
1579 市川健（2002）：岩盤の N 値と地盤定数の決定手法に関する調査事例. 全地連 技術 e-フ
1580 ォーラム 2002 よなご.
1581 Inagaki, Y., Makigaki, H., Idemitsu, K., Arima, T., Mitsui, S. and Noshita, K. (2012) :Initial
1582 dissolution rate of a Japanese simulated high-level waste glass P0798 as a function of pH
1583 and temperature measured by using micro-channel flow-through test method. J. Nuclear
1584 Science and Technology, 49, 438-449.
1585 井上俊隆(1998)：青函トンネル-調査から開業まで, 土木学会論文集, 第 391 号/Vol8, 41-44.
1586 地震調査研究推進本部（2016）：確率論的地震動予測地図－全国地震動予測地図 2016 年
1587 版.
1588 JAEA(日本原子力研究開発機構)ホームページ : Coolrep
1589 <[http://kms1.jaea.go.jp/CoolRep/coolreph26-kernels/coolreph26-kernels-2/h26k2-2/](http://kms1.jaea.go.jp/CoolRep/coolreph26-kernels/coolreph26-kernels-2/h26k2-2/h26k2-2.html#r313)
1590 h26k2-2-2.html#r313>

- 1591 JNC (核燃料サイクル開発機構) (1999a) : (第 2 章で既出)
- 1592 JNC (核燃料サイクル開発機構) (1999b) : わが国における高レベル放射性廃棄物地層処
1593 分の技術的信頼性－地層処分研究開発第 2 次取りまとめ一分冊 1 わが国の地質環
1594 境, JNC TN1400 99-021..
- 1595 JNC (核燃料サイクル開発機構) (1999c) : わが国における高レベル放射性廃棄物地層処
1596 分の技術的信頼性－地層処分研究開発第 2 次取りまとめ一分冊 2 地層処分の工
1597 学技術, JNC TN1400 99-022.
- 1598 JNC (核燃料サイクル開発機構) (2005) : 高レベル放射性廃棄物の地層処分技術に関する
1599 知識基盤の構築－平成 17 年取りまとめ一分冊 2 工学技術の開発. JNC TN1400
1600 2005-015.
- 1601 金折裕司, 遠田晋次 (2007) : 中国地方西部に認められるプレート内山口－出雲地震帯の
1602 成因と地震活動. 自然災害科学, 25, 507-523.
- 1603 Ola Karnland, Torbjörn Sandén, Lars-Erik Johannesson, Trygve E Eriksen, Mats Jansson,
1604 Susanna Wold, Karsten Pedersen, Mehrdad Motamed, Bo Rosborg (2000) : Long term test
1605 of buffer material Final report on the pilot parcels, SKB TR-00-22.
- 1606 川上博人, 青木広臣, 栄山修, 鈴木篤之 (2011) : 放射性廃棄物の余裕深度処分における
1607 埋設深度の妥当性評価の考え方について. 日本原子力学会和文論文誌, Vol.10, No.2,
1608 76-90.
- 1609 風早康平, 高橋正明, 安原正, 西尾嘉朗, 稲村明彦, 森川徳敏, 佐藤努, 高橋浩, 北岡
1610 豪一, 大沢信二, 尾山洋一, 大和田道子, 塚本斎, 堀口桂香, 戸崎裕貴, 切田司
1611 (2014) : 西南日本におけるスラブ起源深部流体の分布と特徴. 日本水文科学
1612 会誌 第 44 卷, 第 1 号, 3-16.
- 1613 小池一之, 町田洋 (編) (2001) : 日本の海成段丘アトラス. 東京大学出版会.
- 1614 国土交通省都市・地域整備局企画課大深度地下利用企画室 (2001) : 大深度地下使用技術
1615 指針・同解説.
- 1616 越谷賢, 丸井敦尚 (2012) : 日本列島における地下水賦存量の試算に用いた堆積物の地層
1617 境界面と層厚の三次元モデル(第一版). 地質調査総合センター研究資料集 no.564.
- 1618 Lollar, B.S. (2005) : Environmental Geochemistry. TREATISE ON GEOCHEMISTRY 9, Elsevier.
- 1619 松田時彦 (1990) : 最大地震規模による日本列島の地震分帶図. 地震研究所彙報, 65, 289-319.
- 1620 松下敏郎 (1992) : 高熱帶と高水圧低速度帶を克服して調査坑が貫通－一般国道 158 号安
1621 房トンネル, トンネルと地下, vol.23, No.3, 191-198.
- 1622 長友晃夫, 吉田英一 (2009) : 断層と割れ目系及びその充填鉱物を用いた阿寺断層の地質
1623 的履歴解析. 地質学雑誌, 115, 512-527.
- 1624 中田高, 今泉俊文 (2002) : 活断層詳細デジタルマップ. 東京大学出版会.
- 1625 NEA (2013) : The Preservation of Records, Knowledge and Memory (RK&M) Across
1626 Generations: Improving Our Understanding. NEA/RWM/R(2013)3.
- 1627 NEA (2014) : Updating the NEA International FEP List: An IGSC Technical Note Technical Note

- 1628 2: Proposed Revisions to the NEA International FEP List. NEA/RWM/R(2013)8.
- 1629 日本地質学会地質環境の長期安定性研究委員会（編）（2011）：日本列島と地質環境の長期
1630 安定性.地質リーフレット 4.
- 1631 日本海における大規模地震に関する調査検討会（2014）：日本海における大規模地震に關
1632 する調査検討会 報告書.
- 1633 日本鉄建公団（1996）：NATM 設計施工指針.
- 1634 Niwa, M., Mizuochi, Y., Tanase, A. (2009) : Reconstructing the evolution of fault zone
1635 architecture: field-based study of the core region of the Atera Fault, central Japan. Island
1636 Arc, 18, 577-598.
- 1637 Niwa, M., Kurosawa, H., Ishimaru, T. (2011) : Spatial distribution and characteristics of fracture
1638 zones near a long-lived active fault: a field-based study for understanding changes in
1639 underground environment caused by long-term fault activities. Eng. Geol., 119, 31-50.
- 1640 NUMO（原子力発電環境整備機構）（2009a）：放射性廃棄物の地層処分事業について分
1641 冊－2 概要調査地区選定上の考慮事項.
- 1642 NUMO（原子力発電環境整備機構）（2009）：放射性廃棄物の地層処分事業について分
1643 冊－1 処分場の概要.
- 1644 NUMO（原子力発電環境整備機構）（2011）：地層処分低レベル放射性廃棄物に関わる処
1645 分の技術と安全性. NUMO-TR-10-03.
- 1646 緒方正虔, 本荘静光 (1981) : 電力施設の耐震施設における断層活動性の評価, 応用地質,
1647 22, pp.67-87.
- 1648 Okamoto, R., Kojima, K., Yoshinaka, R. (1981) : Distribution and engineering properties of weak
1649 rocks in Japan, Proc. of the International Symposium on Weak Rock, Tokyo.
- 1650 大橋聖和, 小林健太 (2008) : 中部地方北部, 牛首断層中央部における断層幾何学と過去
1651 の運動像. 地質学雑誌, 114, 16-30.
- 1652 産業技術総合研究所 (1973) : 日本炭田図 (第 2 版).
- 1653 産業技術総合研究所 (1976) : 日本油田・ガス田分布図 (第 2 版).
- 1654 産業技術総合研究所 (1997) : 天草炭田図 (5 万分の 1).
- 1655 産業技術総合研究所 (2004) : 日本列島及びその周辺域の地温勾配及び地殻熱流量データ
1656 ベース.
- 1657 産業技術総合研究所 (2009) : 全国地熱ポテンシャルマップ.
- 1658 産業技術総合研究所 (2010) : 平成 21 年度核燃料サイクル施設安全対策技術調査 (放射
1659 性廃棄物処分安全技術調査等のうち地層処分に係る地質情報データの整備) 事業
1660 報告書.
- 1661 産業技術総合研究所 (2013) : 日本の火山 (第 3 版).
- 1662 産業技術総合研究所 (2015) : 鉱床鉱徴地分布図 (「国内の鉱床・鉱徴地に関する位置デ
1663 タ集」).

- 1664 産業総合技術研究所地質調査総合センターホームページ：絵で見る地球科学,
1665 <<https://gbank.gsj.jp/geowords/picture/illust/caldera.html>>.
- 1666 産業技術総合研究所ホームページ：活断層データベース.
1667 <https://gbank.gsj.jp/activefault/index_gmap.html>.
- 1668 産業技術総合研究所ホームページ：20万分の1日本シームレス地質図.
1669 <<https://gbank.gsj.jp/seamless/>>.
- 1670 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 地層処分技術WG
1671 (2014) : 第1章で既出.
- 1672 Scholz, C.H. (2002) : The Mechanics of Earthquakes and Faulting, 2nd Edition. Cambridge Univ.
1673 Press.
- 1674 柴田鋼三, 上田寛, 大堀晃一 (1983) : 海岸堤防・護岸構造収覧. 448, 運輸省港湾技術
1675 研究所.
- 1676 Sibson, R.H. (2003) : Thickness of the seismic slip zone. Bull. Seismol. Soc. Am., 93, 1169-1178.
- 1677 高木俊男, 柳田誠, 藤原治, 小澤昭男 (2000) : 河岸段丘から推定した河床高度変化の
1678 歴史. 地学雑誌, 109, 366-382.
- 1679 高橋正明, 風早康平, 安原正也, 塚本斎, 佐藤努, 高橋浩, 森川徳敏, 大和田道子, 尾
1680 山洋一, 芝原暁彦, 稲村明彦, 鈴木秀和, 半田宙子, 仲間純子, 松尾京子, 竹内
1681 久子, 切田司, 大丸純 (2011) : 深層地下水データベース. 地質調査総合センター
1682 研究資料集 no.532.
- 1683 館幸男, 栄木善克, 陶山忠宏, 斎藤好彦, Ochs M., 油井三和 (2008) : 地層処分安全評
1684 價のための核種の収着・拡散データベースシステムの開発, JAEA-Data/Code
1685 2008-034.
- 1686 竹林亜夫, 滝沢文教, 上野将司, 奥村興平 (2005) : 山岳トンネルにおける不良地山に関する
1687 地質工学的考察, 応用地質技術年報, No.25.
- 1688 武田聖司 (1999) : 地下水中における Am, Pu, Tc の溶解度の解析, JAERI-Research 99-047.
- 1689 田中和広・石原朋和 (2009) : 鍋立山トンネル周辺の泥火山の活動と膨張性地山の成因,
1690 地学雑誌, 118(3), 499-510.
- 1691 田中明子, 矢野雄策, 笹田政克, 大久保泰邦, 梅田浩司, 中司昇, 秋田藤夫 (1999) : 杭
1692 井の温度データによる日本の地温勾配値のコンパイル. 地質調査所月報, 50,
1693 457-487.
- 1694 谷口直樹, 森本昌孝, 本田明 (1999) : ベントナイト中における炭素鋼の不動態化条件の
1695 検討. サイクル機構技報, No. 4, 87-91.
- 1696 徳山英一, 本座栄一, 木村政昭, 倉本真一, 芦寿一郎, 岡村行信, 荒戸裕之, 伊藤康人,
1697 徐垣, 日野亮太, 野原壯, 阿部寛信, 坂井眞一, 向山 建二郎 (2001) : 日本周辺
1698 海域中新世最末期以降の構造発達史. 海洋調査技術, 13, 27-53.
- 1699 梅田浩司, 谷川晋一, 安江健一 (2013) : 地殻変動の一様継続性と将来予測－地層処分

- 1700 の安全評価の視点から一, 地学雑誌, 122, 385-397.
- 1701 U.S. Department of Transportation (1998) : Identification of factors for selecting modes and
1702 routes for shipping high-level radioactive waste and spent nuclear fuel.
- 1703 Wicks, G.G., O'Rourke, P.E. and Whitkop, P.G. (1982) :The Chemical Durability of Savannah
1704 River Plant Waste Glass as a Function of Groundwater pH. DP-MS-81-104. J. American
1705 Ceramic Society.
- 1706 山本陽一, 鈴木覚, 佐藤伸, 伊藤浩二 (2015) : 地震動が地層処分システムの人工バリア
1707 に及ぼす影響検討, 土木学会論文集 A1 (構造・地震工学) 71(4), I_963-I_973.
- 1708 矢野雄策, 田中明子, 高橋正明, 大久保泰邦, 笹田政克, 梅田浩司, 中司昇 (1999) : 日
1709 本列島地温勾配図. 産業技術総合研究所.
- 1710 依田淳一, 岡村光政, 石垣和明, 朝倉俊弘 (2009) : 第四紀未固結粘性土地山における NATM
1711 トンネルの挙動分析, 土木学会論文集 FVol.65, No.2, 209-221.
- 1712 吉田英一, 大嶋章浩, 吉村久美子, 長友晃夫, 西本昌司 (2009) : 断層周辺に発達する割
1713 れ目形態とその特徴—阿寺断層における‘ダメージゾーン’解析の試み. 応用地
1714 質, 50, 16-28.
- 1715 吉山昭,柳田誠 (1995) : 河成地形の比高分布から見た地殻変動, 地質学雑誌, 104,
1716 809-826.

1717

1718

1719

1720

1721

1722

1723

1724

1725

1726

1727

1728

添付資料

1729 (添付資料-1) 地層処分技術WG委員名簿

1730

1731 委員長

1732 ◇柄山 修 原子力安全研究協会技術顧問（放射性廃棄物WG委員）

1733

1734 委員

1735 ◇宇都 浩三 産業技術総合研究所臨海副都心センター所長（日本火山学会推薦）

1736

1737 ◇蛭沢 勝三 東京都市大学客員教授/電力中央研究所上級研究員（土木学会 原子力土木委員会推薦）

1738

1739 ◇長田 昌彦 埼玉大学大学院理工学研究科環境科学・社会基盤部門准教授（日本応用地質学会推薦）

1740

1741 ◇小峯 秀雄 早稲田大学理工学術院創造理工学部教授（土木学会推薦）

1742

1743 ◇三枝 利有 電力中央研究所研究アドバイザー（日本原子力学会推薦）

1744

1745 ◇谷 和夫 東京海洋大学学術研究院教授（土木学会 原子力土木委員会推薦）

1746

1747 ◇遠田 晋次 東北大学災害科学国際研究所教授（日本活断層学会紹介）

1748

1749 ◇徳永 朋祥 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授（放射性廃棄物WG委員）

1750

1751 ◇丸井 敦尚 産業技術総合研究所地圏資源環境研究部門総括研究主幹（日本地下水学会推薦）

1752

1753 ◇山崎 晴雄 首都大学東京名誉教授（放射性廃棄物WG委員）

1754

1755 ◇吉田 英一 名古屋大学博物館教授（放射性廃棄物WG委員）

1756

1757 ◇渡部 芳夫 産業技術総合研究所地質調査総合センター地質情報基盤センター長（日本地質学会推薦）

1758

1759 (計 13 名)

1760 (添付資料-2) 地層処分技術WG会合経緯
1761
1762 ○第9回 (平成26年12月8日)
1763 (議題)
1764 1. 地層処分技術WGの進め方について
1765
1766 (配布資料)
1767 資料1. 会議の公開について
1768 資料2. 地層処分技術WGの今後の進め方について (事務局)
1769 資料3. 科学的有望地の検討における安全性確保の観点からの要件の候補 (原子力発電環境整備機構)
1770 参考資料. 地層処分技術WG中間取りまとめ
1771
1772 ○第10回 (平成27年1月14日)
1773 (議題)
1774 1. 科学的有望地の要件・基準について
1775
1776 (配布資料)
1777 資料1. 埋設後長期の安全性確保の観点からの検討 (事務局)
1778 資料2. 埋設後長期の安全性確保に係る科学的有望地選定要件の候補 (原子力発電環境整備機構)
1779 参考資料. 地層処分技術WG中間取りまとめ
1780
1781 ○第11回 (平成27年2月17日)
1782 (議題)
1783 1. 科学的有望地の要件・基準について
1784
1785 (配布資料)
1786 資料1. 埋設後長期の安全性確保に係る科学的有望地選定要件・基準の候補 (原子力発電環境整備機構)
1787 好ましい要件・基準
1788 資料2. 地下施設操業時の安全性確保に係る科学的有望地選定要件・基準の候補 (原子力発電環境整備機構)
1789
1790 資料3. 地上施設建設時の安全性確保に係る科学的有望地選定要件・基準の候補 (原子力発電環境整備機構)
1791
1792 参考資料. 地層処分技術WG中間取りまとめ
1793
1794

- 1796 ○第 12 回 (平成 27 年 3 月 24 日)
1797 (議題)
1798 1. 科学的有望地の要件・基準について
1799
1800 (配布資料)
1801 資料 1. 前回までの地層処分技術WG の議論の整理と主な論点 (案)
1802 (地層処分技術WG)
1803 参考資料 1. 地層処分技術WG 第 1・2 回会合参考資料 (地層処分技術WG)
1804 参考資料 2. 地層処分技術WG 中間取りまとめ
1805
1806 ○第 13 回 (平成 27 年 4 月 23 日)
1807 (議題)
1808 1. 科学的有望地の要件・基準について
1809
1810 (配布資料)
1811 資料 1. 今後の進め方等について (事務局)
1812 資料 2. 処分地選定の段階的調査・評価について (原子力発電環境整備機構)
1813 資料 3. 日本原子力研究開発機構における研究開発の状況-深地層の科学的研究に関する
1814 状況- (日本原子力研究開発機構)
1815 参考資料 1. 地層処分技術WG のこれまでの議論の整理 (事務局)
1816 参考資料 2. 地層処分技術WG 中間取りまとめ
1817
1818 ○第 14 回 (平成 27 年 7 月 29 日)
1819 (議題)
1820 1. 科学的有望地の要件・基準について
1821
1822 (配布資料)
1823 資料 1. 輸送時の安全性確保及び事業の実現可能性に関する検討について
1824 (事務局)
1825 資料 2. 輸送時の安全性確保及び事業の実現可能性に関する検討について
1826 (原子力発電環境整備機構)
1827 資料 3. 高レベル放射性廃棄物輸送の概要について (原燃輸送株式会社)
1828 参考資料 1. 全国シンポジウムで寄せられた主な質問 (事務局)
1829 参考資料 2. 地層処分技術WG のこれまでの議論の整理 (地層処分技術WG)
1830 参考資料 3. 地層処分技術WG 中間取りまとめ
1831

- 1832 ○第 15 回（平成 27 年 9 月 17 日）
1833 （議題）
1834 1. 科学的有望地の要件・基準について
1835
1836 （配布資料）
1837 資料 1-1. 専門家からの御意見の概要について (事務局)
1838 資料 1-2. 専門家意見募集に寄せられた御意見の概要及び御意見に対する考え方 (事務局)
1839
1840 資料 2. 鉱物資源の扱いについて (事務局)
1841 資料 3. 前回の輸送時の安全性確保の議論における御指摘事項への対応
1842 (原子力発電環境整備機構)
1843 資料 4. 科学的有望地の要件・基準に関する地層処分技術WGにおける検討の成果の整
1844 理（案） (事務局)
1845 参考資料 1. 地層処分技術WGのこれまでの議論の整理（意見募集後）
1846 (事務局)
1847 参考資料 2. 地層処分技術WGのこれまでの議論の整理について専門家からの御意見
1848 (事務局)
1849 参考資料 3. 地層処分技術WG 中間取りまとめ
1850
1851 ○第 16 回（平成 27 年 12 月 11 日）
1852 （議題）
1853 1. 科学的有望地の要件・基準について
1854
1855 （配布資料）
1856 資料 1. 前回の地層処分技術WGからの進捗と今後の進め方 (委員長)
1857 資料 2. 科学的有望地の要件・基準に関する地層処分技術WGにおける中間整理（案）
1858 資料 3. 沿岸海底下等における地層処分の技術的課題に関する研究会（仮称）について
1859 （案）
1860 (事務局)
1861 参考資料 1. 地層処分技術WG 中間取りまとめ
1862
1863 ○第 17 回（平成 28 年 4 月 22 日）
1864 （議題）
1865 1. 科学的有望地の要件・基準について
1866
1867

- 1868 (配布資料)
- 1869 資料1-1.関係機関及び関係学会等への情報提供及び意見照会等の概要 (事務局)
- 1870 資料1-2.主な御質問・御意見の概要と回答 (案) (事務局)
- 1871 資料2.沿岸海底下等における地層処分の技術的課題に関する研究会とりまとめ (たたき台) 骨子 (大西主査)
- 1872 資料3.経済協力開発機構原子力機関 (O E C D/N E A) によるピア・レビューについて (事務局)
- 1873 参考資料1.「科学的有望地の要件・基準に関する地層処分技術WGにおける中間整理」に関する学会説明会概要 (事務局)
- 1874 参考資料2-1.「科学的有望地の要件・基準に関する地層処分技術WGにおける中間整理」に関する日本地質学会からの御意見
- 1875 参考資料2-2.日本地質学会 各専門部会から寄せられた御意見に対する考え方 (案)
- 1876 (事務局)
- 1877 参考資料3.地層処分技術WG 中間取りまとめ
- 1878 参考資料4.地層処分技術WG 中間整理
- 1879
- 1880 ○第 18 回 (平成 28 年 8 月 9 日)
- 1881 (議題)
- 1882 1. 科学的有望地の要件・基準について
- 1883
- 1884 (配布資料)
- 1885 資料1-1. 科学的有望地の提示に係る要件・基準の検討結果 (地層処分技術WGとりまとめ) (案) (概要) (事務局)
- 1886 資料2. 科学的有望地の提示に係る要件・基準の検討結果 (地層処分技術WGとりまとめ) (案) (本体) (事務局)
- 1887 参考資料 1. Japan's Siting Process for the Geological Disposal of High- Level Radioactive Waste: An International Peer Review (経済協力開発機構原子力機関)
- 1888 参考資料 2-1. 沿岸海底下等における地層処分の技術的課題に関する研究会とりまとめ (概要) (事務局)
- 1889 参考資料 2-2. 沿岸海底下等における地層処分の技術的課題に関する研究会とりまとめ (本体) (事務局)
- 1890 参考資料 3. 地層処分技術WG 中間取りまとめ
- 1891 参考資料 4. 地層処分技術WG 中間整理

- 1902 (添付資料-3) 沿岸海底下等における地層処分の技術的課題に関する研究会
- 1903
- 1904 1. 構成メンバー
- 1905 ①主査
- 1906 大西有三 関西大学環境都市工学部都市システム工学科客員教授
- 1907 (京都大学名誉教授)
- 1908 ②委員
- 1909 大江俊昭 東海大学工学部原子力工学科教授
- 1910 佐藤治夫 岡山大学大学院自然科学研究科准教授
- 1911 竹内真司 日本大学文理学部地球科学科准教授
- 1912 登坂博行 東京大学特任研究員
- 1913 山崎晴雄 首都大学東京名誉教授
- 1914 吉田英一 名古屋大学博物館教授
- 1915 ③関連研究機関等
- 1916 • 海洋研究開発機構 (JAMSTEC)
- 1917 • 原子力環境整備促進・資金管理センター (RWMC)
- 1918 • 原子力発電環境整備機構 (NUMO)
- 1919 • 産業技術総合研究所 (AIST)
- 1920 • 電力中央研究所 (CRIEPI)
- 1921 • 日本原子力研究開発機構 (JAEA)
- 1922 • 量子科学技術研究開発機構 (QST) (旧放射線医学総合研究所 (NIRS))
- 1923 • 文部科学省
- 1924
- 1925 2. 開催実績
- 1926 【第1回】平成28年1月26日
- 1927 • 研究会の趣旨説明・議論の進め方について
- 1928 • 沿岸部における地層処分についての関連情報の整理 (実施主体 (NUMO) による整理)
- 1929
- 1930 【第2回】平成28年3月22日
- 1931 • 我が国の沿岸部の地下環境における特性の整理 (基盤研究開発機関等)
- 1932 • 沿岸部の特性を踏まえた地層処分の技術的対応可能性 (NUMO)
- 1933 【第3回】平成28年4月19日
- 1934 • 技術的信頼性向上に向けた課題の整理
- 1935 • とりまとめ (たたき台)
- 1936
- 1937